

平成29年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号(6月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○陳情・請願	6
29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求め る請願	
○報告第3号 平成28年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○報告第4号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告について	6
○報告第5号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい て	8
○議案第40号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について	9
○議案第41号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定について	10
○議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	11
○議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについて	12
○議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	13

○発議案第4号 交通に関する調査特別委員会の設置について	15
○散会	16

第2号 (6月7日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条により出席した説明員	17
○職務のために出席した職員	18
○開議	19
○議事日程の報告	19
○一般質問	19
1 昆 秀一 議員	19
2 村 松 信一 議員	42
3 高 橋 七 郎 議員	62
○散会	77

第3号 (6月8日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	79
○地方自治法第121条により出席した説明員	79
○職務のために出席した職員	80
○開議	81
○議事日程の報告	81
○発言の訂正	81
○一般質問	81
1 赤 丸 秀 雄 議員	81

2 川村農夫議員	95
3 高橋安子議員	112
○発言の訂正	128
4 藤原由巳議員	128
○散会	147

第4号 (6月9日)

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条により出席した説明員	149
○職務のために出席した職員	150
○開議	151
○議事日程の報告	151
○一般質問	151
1 廣田清実議員	151
2 川村よし子議員	169
3 山崎道夫議員	186
4 小川文子議員	207
○散会	221

第5号 (6月15日)

○議事日程	223
○本日の会議に付した事件	223
○出席議員	223
○欠席議員	224
○地方自治法第121条により出席した説明員	224
○職務のために出席した職員	224
○開議	225

○発言の訂正	2 2 5
○議事日程の報告	2 2 5
○請願・陳情の審査報告	2 2 5
2 9 請願第 1 号	町道森線の照明設備設置の請願 (総務常任委員長報告)	
2 9 請願第 2 号	安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求め る請願 (総務常任委員長報告)	
○議案第 4 4 号	平成 2 9 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 2 号) について	2 2 8
○報告第 6 号	住宅窓ガラス破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分 に係る報告について	2 3 0
○議案第 4 5 号	財産の取得に関し議決を求めることについて	2 3 0
○発議案第 5 号	町道森線への照明設備設置を求める意見書の提出について	2 3 2
○発議案第 6 号	安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意 見書の提出について	2 3 4
○散 会	2 3 5
○署 名	2 3 7

議 案 目 次

平成 29 年矢巾町議会定例会 6 月会議

1. 請願・陳情
 - 29 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願
 2. 報告第 3 号 平成 28 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 3. 報告第 4 号 平成 28 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 4. 報告第 5 号 平成 28 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 5. 議案第 40 号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について
 6. 議案第 41 号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定について
 7. 議案第 42 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 8. 議案第 43 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
 9. 議案第 44 号 平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
10. 発議案第 4 号 交通に関する調査特別委員会の設置について
 11. 請願・陳情の審査報告
 - 29 請願第 1 号 町道森線の照明設備設置の請願
 - 29 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願
 12. 報告第 6 号 住宅窓ガラス破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
 13. 議案第 45 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
 14. 発議案第 5 号 町道森線への照明設備設置を求める意見書の提出について
 15. 発議案第 6 号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

平成29年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

平成29年6月6日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願

第 4 報告第 3号 平成28年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 報告第 4号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 6 報告第 5号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 7 議案第40号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について

第 8 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定について

第 9 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第11 議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第12 発議案第4号 交通に関する調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 赤丸秀雄 議員

2番 水本淳一 議員

3番 廣田清実 議員

4番 高橋安子 議員

5番 齊藤正範 議員

6番 村松信一 議員

7番 昆秀一 議員

8番 藤原梅昭 議員

9番 川村農夫 議員

10番 山崎道夫 議員

11番 高橋七郎 議員
13番 川村よし子 議員
15番 藤原由巳 議員
17番 米倉清志 議員

12番 長谷川和男 議員
14番 小川文子 議員
16番 藤原義一 議員
18番 廣田光男 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	伊藤清喜 君
総務課長 兼防災安全室長	山本良司 君	企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明 君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一 君	住民課長	浅沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀 君	健康長寿課長	村松 徹 君
産業振興課長	稲垣譲治 君	道路都市課長	菅原弘範 君
農業委員会 事務局長	村松 亮 君	上下水道課長	山本勝美 君
教育長	和田 修 君	学務課長	村松康志 君
社会教育課長 兼矢巾町長 公民館長	野中伸悦 君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道 君
代表監査委員	吉田 功 君	農業委員会会長	高橋義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝 君	係長	藤原和久 君
主任主事	渡部 亜由美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職からの議会報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

15番 藤原由巳議員

1番 赤丸秀雄議員

2番 水本淳一議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月29日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月15日までの10日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月15日までの10日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願

○議長(廣田光男議員) 日程第3、請願・陳情を議題とします。

5月29日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願については、会議規則第92条の第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 報告第3号 平成28年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(廣田光男議員) 日程第4、報告第3号 平成28年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第3号 平成28年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

について説明を申し上げます。

平成28年度において繰り越しいたしました事業は、2款総務費の公共交通事業、地方創生事業及び個人番号カード交付事業、3款民生費の経済対策に伴う臨時福祉給付金給付事業、4款衛生費の浄化槽設置整備事業、6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業、7款商工費のプレミアム商品券発行事業、8款土木費の町道改良舗装事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、橋梁維持事業、河川改良事業及び都市計画総務事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰り越したものであります。繰越額については、6億8,429万2,000円であり、その財源の内訳といたしましては、平成29年度に収入する見込みの国庫支出金3億5,893万3,000円、県支出金3,123万2,000円、地方債9,610万円及び一般財源1億9,802万7,000円となっております。これらの事業の繰り越しについては、平成29年町議会定例会3月会議及び4月会議においてご承認いただいているところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別
会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第4号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成28年度において繰越明許いたしました事業は、2款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業で委託業務の履行期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については3,979万6,000円であり、その財源内訳といたしましては、国庫支出金が2,134万円、地方債が1,570万円、一般財源が275万6,000円となっております。事業内容は、駅前地区の出来方確認測量及び換地計画の作成等となっており、工事完了後、換地処分に向けた業務を行う予定としているところであります。

この事業の繰り越しについては、平成29年町議会定例会3月会議においてご承認をいただいているところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第4号を終わります。

日程第6 報告第5号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、報告第5号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 平成28年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成28年度において繰り越しをいたしました事業は、1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良事業、2款農業集落排水資本的支出の処理場建設改良事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については2億7,296万

2,000円であり、その財源の内訳は、企業債9,410万円、他会計負担金472万7,000円、国庫補助金8,182万9,000円、損益勘定留保資金等9,230万6,000円となっております。

事業内容は、1款公共下水道資本的支出では、社会資本整備総合交付金による舗装復旧工事事業や污水管布設工事。2款農業集落排水資本的支出では、補償工事の橋梁替工事に伴う橋梁添架工事であり、ここに地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告をするものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第5号を終わります。

日程第6 議案第40号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定
について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第40号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第40号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、今年度から矢巾町が農地耕作条件改良事業の実施主体となることを踏まえ、当該事業を実施する上で必要な分担金を徴収するために定めるものであります。その内容は、暗渠排水施設の整備等の農地耕作条件改善事業の対象となった農地を使用し、及び収益する受益者から当該事業に係る費用に充てるため、地方自治法第224条に規定する分担金を徴収するものであり、分担金の額は、農地耕作条件改善事業に要した費用の額から当該事業に係る補助金の額を減じた額とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第40号 矢巾町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第41号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第41号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたことに伴い、本町における農業委員の定数に関し、所要の整備を行うため、全部改正をするものであります。現行では、選挙による委員の定数が12人、町長が選任する委員の定数が4人の合計16人となっており、新たな定数は、現在の農業委員の定数と同様の16人とするものであります。

なお、この条例は、現在の農業委員の任期が平成30年4月23日までとなっておりますから、

翌24日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第41号 矢巾町農業委員会の委員定数条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本町の職員の育児休業等に関する条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。里親の規定が改められ、新たに養子縁組里親が定義されたことに伴う改正のほか、再度の育児休業取得等の対象となる子に、保育所等の待機児童を加え、

育児を行う職員が仕事と家庭生活との両立を行いやすくするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第3分団第12部に配備する車輛であり、現在使用しております消防ポンプ自動車は、平成5年11月に購入した車輛で、既に23年を経過し、能力低下が著しいことから更新を行うものであります。

今回更新をする消防ポンプ自動車の概要であります。矢巾町消防団を初め、地元後援会と協議を行った結果、本町消防団にも多くの導入実績があります2トン車ベースのCD-1

型で冬期間の安全面に配慮した四輪駆動車を選定し、総務省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の擬装仕様を取りつけた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの4社を選定いたし、5月26日に見積もり合わせを執行した結果、最低価格であります有限会社佐々木ボデーに決定をいたし、一金1,850万円に8%の消費税を加算した金額、一金1,998万円で契約の締結を行い、納車は、ことし11月10日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第43号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）
について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、11款分担金及び負担金の農地耕作条件改善事業分担金、13款国庫支出金の社会資本整備総合交付金、14款県支出金の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金、農地耕作条件改善事業補助金、20款町債の緊急防災減災事業債を新設補正し、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、また19款諸収入の自治総合センター一般助成金を減額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、6款農林水産事業費の農地耕作条件改善事業、8款土木費の住宅改修事業、9款消防費の防災ラジオ整備事業を新設補正し、8款土木費の交通安全施設整備事業を増額補正し、2款総務費のコミュニティー施設等整備事業、8款土木費の矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,275万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,185万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第44号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第44号の補正予算については、6月15日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、6月15日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

町長以下、参与の方々は、退席されて結構でございます。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

日程第12 発議案第4号 交通に関する調査特別委員会の設置について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、発議案第4号 交通に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここで職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第4号 交通に関する調査特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町は、平成31年9月に岩手医科大学附属病院が移転、開業することから、交流人口が増加し、この附属病院を核とした新しい人の流れとにぎわいのある新しい町が形成されます。

このことに伴い、交通に関するさまざまな課題が生じてきており、その課題の解決が急務であります。当議会といたしましても、交通問題の課題解決は避けて通れないものであり、調査、研究を行い、政策提言する必要があると考えており、特別委員会の設置を提案するものであります。

調査項目は、岩手医科大学附属病院移転に伴う関連道路の整備に関する調査、高齢者など交通弱者対策に関する調査、バス路線網再編等公共交通に関する調査、その他、交通政策に必要な事項に関する調査の4項目であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 交通に関する調査特別委員会の設置についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決し、設置されました交通に関する調査特別委員会の招集については、本日の会議散会后、直ちに全員協議会室において開会されますよう口頭をもって通知いたします。

また、委員長の互選の職務は、年長議員が取り仕切っていただくようお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日7日は一般質問を行いますので、午後1時に本議場にご参集願います。

ここで議長より一言御礼を申し上げます。本会議からタブレットを導入、施行しておりますが、これがきょうスムーズに開会されましたことに御礼を申し上げたいと思います。

なお、次回会議からは本格導入に向けて鋭意努力していただきたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時46分 散会

平成29年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

平成29年6月7日（水）午後1時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
兼防災安全室長			兼政策推進室長		
会計管理者兼	佐藤健一	君	住民課長	浅沼	仁君
税務課長					

福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長 兼矢巾町長 公民館長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午後 1時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、図書センターの役割等と活性化についてお伺いいたします。矢巾町活動交流センターやはば一く開設から1年を迎えました。今後も本町の活性化にさらなる利活用が望まれます。そこで、この施設にある図書センターの利活用等についてお伺いいたします。

1点目、図書センターのこの1年の利用状況をどう捉え、今後の課題と利活用方法についてどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目、蔵書の充実は、図書機能の役割としては重要なことですが、ほかの図書機能の役割に対して、町としては、町民がどう捉えていると認識し、今後の取り組みについての考えをお伺いいたします。

3点目、図書センターの運営に関しては、社会教育委員会議会で意見を聞きながら進めていると以前お聞きしましたが、現在の図書センターの運営についても、同委員会議で行われているのでしょうか。また、どのような運営方針のもと運営しているのでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 7番、昆秀一議員の図書センターの役割等と活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢幅駅東地区の総合施設という立地条件のよさもあり、公民館図書室のころより貸し出し人数は約2倍、貸し出し冊数は約3倍と、ともにふえております。さらに、利用者がふえるよう図書センターのPRをいかに効果的に行うか、地域を支える情報拠点として住民の皆様の要望にいかに応えるかが今後の課題と考えております。

また、利活用方法といたしましては、利用者の多様な要求に応えるため、図書センター職員が的確な資料の提供、紹介及び情報の教示的サービスに努めることが必要と考えております。

2点目についてですが、ネットワーク化による資料集め等については、他の図書館との連携規定により、図書の相互貸借を行っており、利用者の要望に対応しております。相互貸借冊数も以前に比べ2倍となっており、これは図書センターに希望の資料がないから閲覧を諦めるのではなく、他館の図書や資料を利用してでも知識を深めたいという学習意欲の高さのあらわれと捉えております。

今後は、幅広い分野の図書や資料をそろえられるよう努めるとともに、どうしても図書センターにない場合は、これまでどおり相互貸借を行い、住民の皆様の要求に応じてまいります。

また、他の図書機能の役割といたしましては、毎月幼児を対象とした小さなおはなし会の開設や図書センター活用講座を開催いたしております。このように読書のための資料提供だけでなく、住民の皆様が図書センターに親しむことができるような企画に取り組んでまいります。

3点目についてですが、社会教育委員、公民館運営審議会委員会会議において、図書センターの事業実績と成果について、各委員から意見を聞き、図書センターの充実に努めております。

運営方針については、第1期矢巾町教育振興基本計画において、蔵書の充実、各種資料収集、図書センター運用の効率化、本に親しむ機会の拡充を掲げております。この計画に基づき、住民の皆様の要望、要請に応え、地域の実情に即した運営に努めております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 各地の図書館で今記念誌の切り取りなどの被害が確認されておりますけれども、本町図書センターでの図書被害はないということですのでけれども、今後の予防策として、防犯カメラ等の設置の必要性などについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 昆議員からの図書センターでの切り取り事件、全国でそのような事案がございますが、幸いにも本町ではまだございません。これは、県の図書館のほうから通知あるいは指導がありまして、同一歩調で、その対応をしております。館内にチラシ、掲示等をしながら、あとは今昆議員がお話しされた防犯カメラの設置については、これはこれからの課題として考えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） よくわかりました。今後その支援をしながら防犯に努めていただきたいと思います。

次に、電子図書のほうの整備進行状況は、今どうなっているのか。今後の電子図書の取り組み方についての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

電子図書につきましては、楽天と協議を進めておりまして、めどといたしましては、8月の月上旬ごろ開始できればなということで進めておりますが、現在指定管理者との協議もございますので、そちらとの協議のところちょっと時間かかっておりますが、8月上旬をめどに取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） わかりました。8月をめどにお願いいたします。

図書センターの利用者についてですけれども、利用者の年齢とか職業などの分布はどうなっていて、これをどう分析して、今後の図書センターの活性化に結びつけようと考えて

いるのか、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

利用者の状況でございますが、小学生、中学生、あと30代、40代の女性の方が多く利用されております。職業まではちょっととっておりませんが、その方々の利用が多いということで、今現在も児童図書関係、あと小説関係が矢巾町図書センターとしては、重点的に蔵書してございますので、そういったところを今後も利用者の声を聞きながら蔵書を調べていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そのような児童図書のほうを充実していくという、中心にということ、前から伺っていたわけですがけれども、確かにこの1年の登録者数は大分ふえているようなのですがけれども、私はお隣の紫波だったり、都南の図書館をよく利用してしまうのですがけれども、やはり使い勝手というところでは、本町の図書センターよりも周りのほうが大分充実していて、雰囲気もいいように私は感じてしまうのですがけれども、この雰囲気づくり、図書館司書の方も初め頑張って仕事をなさっているかとは思いますが、やはり指定管理者というところの管理としては、限界があるのではないかもしれないのではないかなというふうに考えるのですがけれども、この1年間の図書館の運営を見て、これからかなりの運営の仕方の工夫なり、努力がさらに必要になってくるのではないかなと思うのですが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに図書センターの管理につきましては、指定管理者の方をお願いして、司書が3名、あと一般の方が3名の6名体制で行っております。運営につきましては、町が主体となっていくところでございますので、今後その指定管理者の方々と、あと町の職員と連携をもって、今後の運営活動をもう少し具体的な形で協議して、利用者が気持ちよく活用していただけるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 図書センターの機能としては、蔵書の閲覧、資料収集などの役目はもちろんのこと、私の最も重要と考えるのは、図書センターの役割として、レファレンスサービスを初めとした町の学習機能としての中心的な役割を図書センター、いわゆる読書等を通じての教養、文化を広めていくというものがあると考えているのですけれども、その点については、町教育委員会としては、どのような考えを持っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

図書館は、本を貸すというのは、主たる要件ではございますが、やはり社会教育の一部ということで公民館と同じような役割を果たしていると考えております。図書センターというものの、公民館の一部という、社会教育の一つということで、やはり町民に対して学習意欲、また生涯学習の活動の場の一つということで考えておりますので、そういったところも図書センターの職員の方と町職員と連携を図りながら、そういった部分も考えた接客サービスという部分も取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そこで図書センターの利用状況なのですけれども、登録者数や貸し出し数ではかるといふ状況もあるとは思いますが、学習スペースの利用状況については、これまでは、今までの図書室にはほとんど学習スペースというものはなかったのですけれども、この利用状況については、どのように把握されて、有効に利用されているとは思いますが、そこら辺の点についての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

図書センター内と、あと学習スペースという形で2カ所が学習スペースとなっておりまして、図書センター内に約60席、あと学習スペースが60席の120席準備してございまして、多くの方に利用していただいておりますし、また不足しているような状況はないと伺っております。また、それ以外のやはぱく内で空いているスペース、テーブル等を活用して学習している方も見受けられますので、今の状況でまず大丈夫かなということで考えて

ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 現在公立の図書館では、地域振興やまちづくりを目的として事業を行う自治体がふえてきております。特に、お隣の紫波町の図書館では、その図書館の事業を募って、図書館が農家と消費者などの交流行事や農業に関するデータベースの講習会を開くなどの農業支援を掲げた図書館が地域活性化を担った活動をしていると思います。

本町でも、例えば医大の図書館とかと医療などの健康づくりに関しての活動を図書センターの機能を有効に使った活動も考えられるのではないかと思うのですが、このような活動に対しての取り組みについてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに図書館ごとに特色のある展示等行っているところもありますし、また、そのイベント的に農業、この月は農業を展示するというようなミニ企画なども行っております。本町につきましては、医大等もございますので、そういった医療関係のものも図書としてそろえてミニ展示企画などを行うことも今後検討していかなければならないと思っておりますが、せっかく医大の図書館もございますので、そういったところと連携しながらそういった図書の活用も検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今お話ししたのは、展示とかだけではなく、そういうふうなデータベースの講習会を開くとか、そういうふうなものも充実させていって、地域の活性化にもつながるのではないかなということも提案したのですが、図書館センター自体のほかにも工夫としては、予約していた本をセンターの閉館時でも受け取れるサービスとして、貸し出しロッカーサービスや、ほかでも読書通帳というものをいろいろ図書館の活性化のアイデアはたくさんあると思うのですが、その辺を今以上に運営の仕方考え直していく必要は私はあると思うのですが、やはり今の指定管理者にそれを求めていくのは厳しいところがあると思うのですが、やはり町も協力しながら図書館センターのよう

な町の教養文化など、中核をなすところですので、ほかの協力を得ながらやるのも必要なのですけれども、しっかりと、私は直営でしていく必要があると思うのですけれども、その辺の運営のアイデアとか、指定管理としての図書センターの運営について再度お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

運営管理につきましては、現在指定管理ということになってございますが、これにつきましては、今後検討して内部内容ということで、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、民生児童委員の役割等についてお伺いいたします。

ことしで民生委員制度が創設されて100年になります。さまざまな地域住民の困り事に対して対応してきている民生委員の方たちですが、今後の役割がますます重要になっているところから、以下民生委員についてお伺いいたします。

1点目、民生委員の役割についての町民の認知度について、町としてはどう考えて、その機能が十分に力を発揮できている環境にあると考えているのかお伺いいたします。

2点目、民生委員は、ボランティアですが、その活動は、今後の超高齢化に伴いふえていくものと考えております。すると、ますます民生委員のなり手が不足していくとも考えられます。そのなり手不足解消に向けての方策はどうとられているのかお伺いいたします。

3点目、現在活動されている民生委員についての課題をどう捉え、その活動に対してどのような支援をどのような考えのもとに行っているのか。また、その取り組み状況についてお伺いします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 民生児童委員の役割等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、民生委員の活動は、子どもから高齢者、障がいのある方、そして生活困窮者等の相談、支援に応じておりますが、昨年度の活動実績は、年間1,482件、活動日数は8,691日であり、1人当たりの平均相談支援件数は29件、平均活動日数は170日でありました。このような実績からも民生委員の役割については、町民の皆さんに認知されていると認識をしております。

また、民生委員は、県や本町で開催されます研修会に参加し、スキルアップを図りながら、みずからも学び、支え合う体制づくりに取り組んでおり、民生委員が誰でも機能を発揮できるような環境に努めております。

2点目についてですが、今後の高齢化の進行に伴い、独居世帯の見守りや緊急時の支援等で活動の増加は予想されるところでありますので、地区を担当する民生委員一人に負担がかかり過ぎないように、地区の面積、人口、高齢化や出生数の状況、そして地域の特記すべき特徴を捉えながら自治会ごとの定数を見直しております。

さらに、社会福祉協議会や障がい者相談支援事業所及び地域包括支援センターとの専門機関や自治会とも連携し、民生委員が抱える負担の軽減を図りながら担い手の確保に努めてまいります。

3点目についてですが、昨今の社会の変化に伴い、相談内容も複雑化してきており、ひきこもり、孤立世帯、ひとり親、債務による困窮等、新たな福祉課題に対応していく難しさがあります。そのため、民生委員の研修内容を見直したり、民生委員が1人で相談を抱えることなく、いち早く町や関係機関につないで相談事例を解決していく取り組みとして、昨年度から町が配置しております2名の相談支援包括化推進員とつながりをもって困難な事例の解決に対応しておりますが、今後も民生委員のサポート体制の充実を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まず先日地区担当職員制度の実施が発表されましたけれども、この職員と民生委員との連携をどのようにとっていかうとしているのか、少し詳しくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今度、先月スタートいたしました地区担当職員制、これにつきましては、ご存じのように2名の正副職員をもってして進めてございます。ご質問のございました福祉関係、今のご質問の民生児童委員さん含めての連携というのは、これは当然あるわけでございますけれども、基本として地区担当制の職員につきましては、行政区長さん、それからコミュニティ会長さん、こちらの部分のいわゆる窓口照会とか、案件等々の役場に対しての処理という形のをベースとしてございますので、直接的にご質問のございます民生児童委員、福祉関係とのかかわりということではございませんで、広く行政区、コミュニティ関係の部分で対応させていただくのが地区担当制ということでとり進んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今のお話ですと、直接民生委員と地区担当職員とのかかわりはないということですが、そういうふうな必要性が出てくる場合もあると思うのですが、その場合は、つなぎ役として職員が担当の課に話をすることはあり得るのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には、地区担当制の窓口というか、ここの相談、地区の部分の窓口というのが行政区長さんとコミュニティ会長さんというのを当初、今の時点では計画というか、実行しているところですので、ご質問のございましたいろんな福祉関係含めましてスタートしたばかりで見直しというのは、当然今後もあると思っておりますけれども、現在のところにつきましては、行政区長さん、コミュニティ会長さんを窓口にさせていただいているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） わかりました。今後の見直しでは、多分必要になってくると思うのですが、また後でそれはお聞きしたいと思います。

次に、全国の例ですが、民生委員の1人当たりの年間活動数は、2005年度で平均

して121日、2015年度には131日にふえたと報道がありましたけれども、また2015年度からは、さらに生活困窮者自立支援制度が始まるなど、担当する業務の範囲が広がった影響もあってふえているということですのでけれども、その辺について、本町の民生委員の方の1人当たりの活動は、年間170日と、全国的に見ても大きく上回っているようなのですけれども、実に2日に1回くらいは活動しているということになる、多忙を極めているわけですので、その点については、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに一つ一つの相談案件が複雑、多様化しておりますので、民生児童委員の皆様には負担をかけていることを感じております。そのため、自治会ごとの定数の見直しを自治会の民生委員さん、あるいはコミュニティ会長さんにもヒアリングというか、状況を確認しながら定数を見直してきたところでございますし、先ほど町長の答弁にもありましたように、支え切る、支えるという取り組みを担当のほうでも考えておりますので、社会の変化に応じた相談に対応していくということで専門医、社会福祉士や訪問看護になれてきております専門職を配置したりして、支えていくことを取り組んでおりますので、そのことを答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その内容についてなのですが、全国の民生委員、児童委員連合会の調べでは、民生委員の4人に1人が認知症や精神疾患、ひきこもりなどによる、いわゆる社会的孤立の事業を担当した経験があるということがわかっておるのですけれども、事案の7割は、地域包括支援センターなどの支援のつなぎ先があったのですけれども、なかったという回答も8%あったそうです。本町の場合は、社会的孤立への対応としては、民生委員の果たすべき役割としては、どのような形をとっているのでしょうか。例えばこの人がちょっと心配がありますと報告した後に、民生委員が報告した後に、町の担当者が訪問していたり、地域包括の方が訪問していたりはするとは思いますが、民生委員がその報告をした後の対応については、どのようなことを支援しましたとかということ、民生委員自身にどう報告が返ってきているのでしょうか。そこが余り明確でないように感じているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

相談を受けた内容につきましては、相談者に返すということが基本であります。ただ、全数、それが行われているかという現状把握は、はっきりできていないところでありますので、そのようなことは基本でありますので、今後職員、そしてまた関係機関、子育て支援センターや障がい者の相談事業所等あるいは高齢者の包括支援センター等とも連携しながら、相談を受けた民生委員さんに返すということを大事にして取り組んでまいりたいと思います。

ただ、事案、本当に深刻な案件が私どものところに入ったときには、担当民生委員さんには、事実を、なるべく事実をお伝えするような努力は努めておりますことにお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひそういう報告をしっかりと戻ってくるような形にしなければ、やっぱり民生委員も心配して、いつまでも持っていることになると思いますので、お願いしたいと思います。

それから、民生委員、いろいろ負担が重いのですけれども、軽くする取り組みというのは、人数をふやすということもそうなのですから、ある例では、民生委員からの問い合わせには、これは職員が大変になるわけですから、休日や夜間でも24時間対応できるように、各課担当者の自宅連絡先を民生委員に公開して、緊急時の対応の民生委員の不安を和らげるという対策をとっているそうです。民生委員から最初に相談を受けた課は、担当外であっても、この案件を引き取って、庁内の調整役を担うのだそうです。このことにより、民生委員からは、たらい回しになることがなくなったとする評価がされているようです。

このようなことが本町で今すぐしていくことは、難しいとは思うのですけれども、考えていくことがあってもいいのかなというふうに思うのですけれども、その考えについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 障がい者の子ども、高齢者の心配な事案が発生したときには、日中は、担当課にそれぞれ入りますが、夜間は、役場の警備のところを通して、担当課の代表、障がい者と子どものところであれば、私のところに24時間、365日通報とい

うか、相談、連絡が入る体制は整えておりますことをお知らせします。

また、そのほかにも相談ということであれば、随時やっぱりとれるような体制を検討してまいりますので、そのことにお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そのような体制は、大変だとは思いますが、お願いしたいと思いますので。

本町では、答弁にもあったように、相談、支援、活性化推進員を町全体で2名の方を配置していただいているということですが、兵庫県では、大分前からこれも民生委員1人に対して2人の協力者という補佐役的な役割を担うという制度を1990年代に導入したということですが、初めに補助的協力員を務めた後に、民生委員として後継にと頼まれることも多いと聞いております。このような協力員の制度の導入については、今まで検討されたことがあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

組織としてどのように支えていくかということは、検討してまいりましたが、そのような兵庫県の取り組みに至るような1人に対して2人というような取り組みは正直されてこなかったもので、どのような取り組みか具体的に把握しながら、今の体制の中でどのように強化していくかというところは、今後検討してまいりたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） いずれ自助、共助、公助と言われますけれども、民生委員のかかわる問題というのは、地域に山積しており、民生委員の半分公的で、もう半分は民間の立場という、いわゆる共助と公助の立場だからこそ制度を知りつつ、その制度の谷間に落とし込まれた事例をすくい上げることができると思っています。

そこで活動の壁になっているとも考えられるのが、個人情報への過剰反応なのですが、特に都市化による匿名社会の進行では、ある地域、ある面地域の関係づくりをそれが阻んでいるのではないかと考えるのですが、本来共助の力を発揮できずに、そのしわ寄せが民生委員に押し寄せて、頑張る民生委員ほど個人情報の壁で疲弊してしまう恐

れもあると思うのですけれども、まず例として、災害時のときの実名公表については、本町としては、どこまで保護すべきなのかと考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害時につきましては、現在につきましては、実名まで、矢巾の場合ですけれども、いろいろ事故、災害等、これの強度にはよると思うのですけれども、避難なり、避難所、移動された等についても実名等公表はしていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そういうふうな実名公表が必要な場合も出てくると思うのです。ここら辺の判断はしっかりとさせていただきたいと思います。

それから、困難事例に関してなのですけれども、そのような事例に直面した場合の民生委員としては、専門機関として連携を強化する必要が不可欠だと思うのですけれども、その連携強化の取り組みは、どのようなことを考えておられるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず民生委員さんが相談を受けた場合に、担当課につないでもらったりとか、直接専門機関に行くこともありますが、そのことを1人で抱えない、橋渡しというところを大事にしておりますので、抱えさせないということは、そのこと認識して対応してまいりたいということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、クラウドファンディングほかによる資金調達の方法についてお伺いいたします。

町としては、厳しい財政状況の中、税収だけでの行政運営には苦勞されていると思われまます。本来であれば、自主財源での行政運営ができることが最良なのだと思いますが、現在はいかに親元である国からいただくお金で生活するかが重要であって、これでは

真の地方自治ということにならないのではないかと思います。そこで国税を地方税に移し、自治体の自由になる財源をふやす仕組みも必要なのですけれども、なかなか国はそれを許してはくれません。そのため、各自治体ではどんなことができるのか、いろいろな取り組みが行われてきています。その中で、クラウドファンディングという資金調達の方法を利用している自治体もあるところから、以下についてお伺いいたします。

1点目、クラウドファンディングについては、手数料の支払いや、新たなコストや税制の寄附控除の対応など、検討すべき課題もありますが、重要なのは、ふさわしい事業は何なのかを研究することです。早急にその取り組みを始めるべきではないのかお伺いいたします。

2点目、町民に賛同してもらえる事業などのアイデアを、まず広く募るという方法から考えてみてはどうかお伺いいたします。

3点目、ふるさと納税については、返礼品をやめる自治体も出てきています。本町では、やっとその取り組みが本格化してきたところがありますけれども、本町では、先進的な取り組みに対して、余りに慎重であり、もっと大胆に取り組んでいく必要もあろうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） クラウドファンディング他による資金調達の方法についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、昨年度から導入の可能性について、寄付型、購入型、投資型の3形態について検討しているところであり、事務事業の内容を検討し、候補となる事業をリストアップいたしました。クラウドファンディングは、インターネットを通じて多くの方々から自由意思によって、寄附や開発資金を募るものであることから、成立するためには、賛同するの方々にとって何らかのメリットが感じられるもの、しかも目標額に達するだけの出資者数が必要であり、それだけ魅力的である、もしくは話題性のある特徴的な事業でなければ成立しないものであり、リストアップした事業では、成立が困難であろうとの判断から採用を見送っております。

2点目についてですが、住民が必要とする事業の資金を調達するための手段として、クラウドファンディングが適切なものとなり得るか、ファンディング代行を行っている団体等の情報共有を図り、検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、総務省の技術的な助言に基づき、制度の趣旨の範囲で返礼品をふやすことや各種イベントでのPRを行うほか、チラシ等を作成して、職員を初め賛同いただける皆様に営業マンになっていただき、さらに本町を応援していただけるよう取り組むなど、創意工夫をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） クラウドファンディングもふるさと納税もそうなのですが、これらを広くPRしていくためには、やはりインターネットを最大限に駆使する必要があると思います。ほかの自治体の中では、ネットに関して非常に長けた専属の職員が、その知識や技術と情報収集力を使って資金調達などの増収に結びつけているようです。ことしから地域おこし協力隊が2名着任しておりますけれども、こういう業務を担っていただいたらどうなのか。まず現在の地域おこし協力隊のそのようなことができるのか、職務状況についてお伺いしたいと思います。

それから、インターネットについては、そのデメリットもあり、便利だから何でもやればいいということではないのですけれども、先進事例を示すたびに思うのですけれども、全体的にいつも答弁が消極的に感じてしまうのです。私は、このようなやろうとする精神を先進自治体から大いに学ぶべきであろうと考えるのですけれども、挑戦していくことがどうしても本町としてはまだ足りないように感じてしまいます。

そこで石橋を叩いて渡るのは、大変必要なことでありますけれども、くれぐれも石橋を叩き過ぎて壊してしまい、結局回り道をするにならないように注意していただきたいと思うのですけれども、このことに対しても、もし所感がございましたらお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問の1点目、まず地域おこし協力隊の職務上の状況ということでございますが、現在お願いしている地域おこし協力隊のお二人に関しては、まちづくり会社への派遣を前提とした採用条件で募集した方々であり、そういったところでのインターネットを使ったPR等は、もちろんその職務には入っておりますが、いわゆる先ほど昆議員からご提案のあったような先進事例を勉強するとか、そういったところを任せるといふような形の採用ではないものですから、残念ながらそこには至

っておりません。

今後として、そういうことを目的に地域おこし協力隊という形になるのか。もしくは、正規の新採用職員でもいいとは思いますが、そういった形になるのか。はたまた、町に協力的なそういった先進的な取り組みをやられている方との個人的なつながりやお願いというところで職務としてつながっていただくというふうなことも方法論としては十分実現可能なものだとは思ってございます。

ただ、現状におきまして、ようやくどんどんオープン戦略といいますか、広報関係についてどんどん発信していきましょうというふうな形が整ってきたという状況でございますので、今後そういった形を取り組んでまいりたいと思っております。

また、2点目の先進的なところに比較すると、やる気が足りないのではないかというふうなお話でございます。これまでの矢巾町は、そういった傾向が否めなかったと私も職員自身として感じております。ただ、現在は、そういったやる気を出せということをトップがみずから鼓舞している状況でございますので、できるだけそれに応えて前進していけるように今後も頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 当職からお願いがあります。傍聴者の皆さんで携帯電話の取り扱いについては、議場にはマナーモードを設定するか停止するようにお願いをいたします。

それでは、再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） では、これからトップがそういうふうに言うということで大変期待しておりますし、必ずそうなるかと確信しております。

例えばクラウドファンディングについてですけれども、矢巾中学校の跡地を例えばテーマパークにする提案をして、その資金を募ったり、また鎌倉では、観光案内のルート板を設置するための資金を調達しているということなのですけれども、本町でも医大への案内看板をクラウドファンディングで募ってとか、そういうふうなアイデア、いろんなアイデアが浮かぶと思うのです。いずれ今後は、税金ばかりに頼らないような施策が必要であるので、まずはモデル的に小さいところから、それが成功したら、次にさらに重要なものというふうを活用していくようにしてみたいか、ご所感をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今いろんなこと、先ほどの地区担当から含めて、例えば今地域で心配事とか、お困りなことがあるときは、まず地区担当にぜひあれだということで、また町民の皆さん方にも困り事とか、心配事があるときは、もうそのときも地区担当にと。そこで私は、まず今後、今職員にも提案制度の今仕組みをつくらさせていただいて、今昆議員からご指摘のあった、やはりトップダウンではなく、ボトムアップをしていかなければならないと。そして、職員のやはり意識改革も図っていかなければならないと。

そこで、今矢巾町では、職員憲章を若手の職員たちが中心になってつくられたのです。その一番最初に、町民協働ということがあるわけです。これは、私は、職員の、特に若手職員たちがそこに視点を置いて、自分たちの憲章をつくられたということには、非常に私もいいことだなということは、町の希望のある未来のために、町民の皆さんとともに考え、行動していくと。これがやはり基本的な、そして一番根っこの部分であるわけでございます。

そういったことで先ほどからいろいろと図書センターの利活用から、民生委員のあり方、そして今はクラウドファンディングの先進的な取り組み、こういうことに私どももしっかり関心を持ちながら積極的に取り組んでまいりたいということで、そのための今提案制度も仕組みをつくってやっておりますし、それから先ほど図書センターは、今指定管理者、このことについても、やはり再検証と内容の充実化を図っていかなければならないということで、一つ一つ再検証をしながら取り組んで、それも積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 3つまとめて答弁いただいたような感じなのですが、まだまだ提案したいことがあったのですけれども、何か質問できないような答弁だったので、あえて質問させていただくのですけれども、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税についてお伺いしたいのですけれども、これは従来の施策に加えて、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れをつくるためのものであります。地方公共団体が民間企業に対して地方創生の取り組みをいち早くアピールしていくことが必要であって、このことにより、趣旨に賛同できるような地方創生の取り組みをどんどんしていく、出していくというのが企業版ふるさと納税を各企業に納めていただくような取り組みをしていくべきに思うのですが、そこら辺の見解についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、企業版ふるさと納税の制度、ある意味、先ほどご提案のありましたクラウドファンディングにちょっと似ている点があるなどと思って、我々も考えております。要は、企業がお金を出しても取り組むべきだと、そこに企業としてのメリット、経済的なメリットだったり、精神的なメリットだったり、いろんなものがあると思いますが、そういった気が起きるような提案を我々ができるのか否かという点において、まさしく似ているところがあるなどと思っております。

こちらにつきましても、今現在はまだプランを持っていない状況ではございますが、やることを前提にいろいろ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

実は、事業所の数が、この間も報道されたのですが、矢巾町では、平成24年度から比較して132の事業所がふえておると。この企業版のふるさと納税、今私、担当課にもお願いしておるのですが、必ず矢巾町においでになっている企業の中には、本社が仙台とか、東京とかあるわけです。だから私どもは、そういういわゆる本社にも足を運んで、そして今矢巾町で取り組んでおります、例えば防災でもいいし、医療でもいいし、いろんな取り組みがあるわけです。そういったことをしっかりご理解をいただいて、そして認知をしていただいて、そして企業版のふるさと納税をお願いするという仕組みづくりを今年度中に立ち上げていこうということで、今内部で調整しておりますので、そのことをひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そういうことであれば、そういうことをどんどん進めていただければと思います。

あとクラウドファンディングのほかにも税収以外の収入として、広告の掲載などによる収入もあると思います。現在も行っている町広報への広告掲載収入やホームページへのバナー広告や施設などの例えば命名権や、考えれば、ほかにもそういうものはあると思います。

今まで町としては、お金がない、お金がないと言われていましたけれども、このような

ものをふやしていくための努力を今までされてきたのでしょうか。もし、このようなことをしているのであれば、そのような成果はどのようにお感じになっておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 答弁者にお断りしておきますけれども、総花的な回答ではなくて、聞かれたことに対して率直に答えてください。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 広告収入のための努力はしてきたのか。検討をしておる途中でございます。実施に当たっては、まだもう少し必要だなと思っております。具体的には、横浜市さんが非常に先進的でしたので、横浜市に問い合わせをしたりというふうなことはしました。ただ、企業秘密ということで、一番肝心なところは教えていただけませんでした。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そういう努力を引き続きお願いしたいと思います。また、ほかにも観光パンフレットやガイドブックの広告、それから各戸への配布物への広告や、公用車や、例えばさわやか号への車体広告、封筒や、例えば職員の給与明細への広告、それから広告とは違うのですけれども、先ほど図書センターの質問をしましたがけれども、貸し出しバッグの販売に関して、紫波町では行っているそうですし、雑誌の寄贈などの収入増につながるものがあると考えられるのですけれども、それらたくさんのがほんの少しの工夫で収入につながるものもあると思うので、その辺のアイデアの仕方を今後も続けていただきながら、1つ、2つでも出して、それを収入に結びつけられるようにということを考えていただきたいと思います。

それで、ちょっと話はそれるかなとは思いますが、黒澤明という映画監督を皆さんご存じだとは思いますが、その黒澤監督に「生きる」という名作があります。名作ですから、見られている方もたくさんいらっしゃると思わしますが、その中で志村喬が演じる公務員の主人公が、生きるとはどういうことかということを訴えかけて、大変参考になり、感動いたしますので、ぜひ見たことがない人は見ていただいて、考えていただければと思いますけれども、以上、ご所感があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

実は、この間、黒澤明監督の、このお店に行ってきて、いろいろと情報収集をさせていただいてきました。だから私は、本当に世界的な名監督であるわけでございまして、私は、特にも志村喬の生きるということはあるですし、また七人の侍とか、いろいろあるわけですが、その黒澤明、いわゆる黒澤イズムのそういった生き方をしっかり学ばさせていただいて、これからの町政のいわゆる取り組みに反映してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、特別支援教育のあり方についてお伺いいたします。

本町には、特別に支援が必要な児童・生徒がおり、特別支援教育の体制が整備されております。加えて、県療育センターや支援学校も移転してくるところでございます。そこで今後の共生社会の実現に向けた特別支援教育に対する考え方についてお伺いいたします。

1点目、特別に支援が必要な児童・生徒や、その保護者と相談事業所等との連携をお伺いいたします。

2点目、インクルーシブ教育の充実に対する取り組み状況についてお伺いいたします。

3点目、町民全般への心のバリアフリー教育についての考え方や周知をお伺いいたします。

4点目、療育センター、支援学校との連携体制はどうなっているのか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 特別支援教育のあり方についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、障がい者の方が実際に生活する上では、さまざまな不都合があり、そのサポートは、日ごろの身近な気遣いから始まるものと考えており、相手の気持ちを察したコミュニケーションや実際の支援ができることが大切であります。そのために町民の方々が障がいに対する理解や差別解消に理解を深める機会となる研修会を毎年開催をしております。

さらに、今年度は、紫波町と共同で社会福祉法人新生会に対し、紫波地域障がい者基幹

相談支援センターの設置を委託したところであり、同センター及び町社会福祉協議会とも連携しながら障がいに対する理解やかかわり方に関する情報を一層発信できるように努めてまいります。

4点目についてですが、療育センターが実施する巡回相談を利用し、定例的に年2回の相談を町内で開催し、各保育園及び認定こども園とともに連携しながら子育てに不安を抱える保護者からの相談に応じておりますが、そのほかにも随時保護者や関係者から寄せられる相談の中で、療育センターのかかわりが必要と思われる場合にも相談につながるなどの支援を行っております。

次に、支援学校との連携体制については、進級、進学に当たり、支援学校における教育が必要と思われる場合に、早期の教育相談や学校見学を実施しております。また、高等部生徒については、県内の支援学校や紫波郡の関係者で構成する盛岡圏域、紫波、矢巾地区ネットワーク会議において、1年次から在籍生徒の情報共有を図り、さらに3年次には、個々の進路希望や目標に応じた関係機関との支援調整会議を実施しており、今後も引き続き、本人及び家族の方々の希望に寄り添いながら支援を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、特別支援教育のあり方について、ご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、障がいがあるために、通常の学級における指導では、十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対し、きめ細やかな教育を行うために、町内小中学校に16の特別支援学級があり、41人の児童・生徒が学んでおります。特別支援学級は、あくまでも小学校または中学校の学級の1つで、通常の学級の児童・生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深める観点から、特別支援教育には力を入れております。

今年度は、徳田小学校と煙山小学校への入学希望者のために、県に対し、特別支援学級の設置要望を行い、新たに2学級を増設いたしました。その特別支援学級に通う児童・生徒が授業の終了後、または休業日に支援が必要と認められた場合、自立支援と日常生活の充実のために通う放課後等デイサービスがあります。学校では、このデイサービスに通う児童の保護者からの相談や送迎サービスを利用している児童を迎えに来る通所先事業所の方から、児童の施設での状況の確認や、必要な場合は、通所先事業所に伺い、情報交換等

を行っております。

2点目についてですが、県内の特別支援学校と町内小中学校の児童・生徒との交流事業を毎年実施しており、特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持、継続するため、地域の子どもたちとの交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながらともに学び合う活動を行っております。

また、町内小中学校の特別支援学級でも児童・生徒の発達段階を考慮した上で、教育課程の中に通常学級との交流事業を位置づけて活動を行っております。これらは、特別支援学級に在籍する生徒にとっては、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上で重要と考えておりますし、通常学級に在籍する児童・生徒にとっても、相手を正しく理解すること、他人への思いやりの気持ちを育てる上でも有意義であるとの観点から行われているものであります。

以上のように、児童・生徒一人一人について配慮すべき点を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服できるように関係機関と連携し、本人及び保護者の要望に応えられる就学支援を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 昨日配付いただきました教育委員会事務事業点検評価報告書では、特別支援教育の充実についての教育委員会評価がAとなっておりますけれども、その評価には、私は少し疑問を持ってしまうような出来事がありました。インクルーシブ教育については、何度となく、この場で質問させていただいており、大分浸透してきているとは思っておりますけれども、実際は、各学校の直接支援の必要な子どもたちに接する現場の教師には、理解されていないのではないかと思います。そのことについて、皆さんどう考えるのか。

今からちょっとお話しさせていただきますけれども、先日行われた町内中学校の運動会のことです。競技の中でむかで競争というものがあつたのですけれども、それはたしか六、七人くらい的人数で縦に列を組んで並んで、両足を前後にいる人と手拭いで結んでそろえて前に進むというリレーで競うものでございました。その競技中に、よく見ると、数人が足を結ばないで、後ろについていく生徒がおりました。いわゆる簡単に言ってしまうと、これは足手まといだから仲間外れにして、勝負重視で競わせているのではないかと思われ

ます。私は、なぜつながっていないのか、つながっていない生徒がいるのか不思議でありました。これが町の学校の特別に支援が必要な生徒への配慮というか、扱いなのかなというふうに思い、インクルーシブ教育なんて考えられていなかったのかなと感じてしまいました。

後日私は、学校に出向いて、なぜこのようになったのか、生徒には、どのように説明してこういうふうになったのかということについても伺ったのですが、残念ながら満足な説明を受けられずに消化不良のまま帰ってきました。やはり現場の教師にもインクルーシブ教育というものは理解されていないのだなというふうに思ってしまうのですが、なぜ足の速い子どもと遅い子どもも一緒になって助け合いながら競技をするということを教師は、一緒になって教えないのでしょうか。学校でそういうことを教えていかなければ、社会に出てしまったら、ますますこのようなノーマライゼーションの精神という、そういうものは気づかず、特別な支援が必要な人たちが隅に追いやられてしまう危険性があるのではないのでしょうか。そう思っていました。

以上申し上げましたけれども、非常に大事なことなので、もう少しだけ我慢して聞いていただきたいのですが、昨年の7月に相模原の障がい者施設で19人のとうとい命が失われました。障がい者なんていなくなってしまうという趣旨の供述を容疑者はしていたようだと言われました。そして、被害に遭われて亡くなった障がいをお持ちの方々の家族は、名前を公表しないでほしいとの思いを持っており、その公表しない理由を、日本では、全ての命は、その存在だけで価値があるという考え方が当たり前ではなく、優生思想が根強いためと説明しておりました。私だけが感じているのではなく、このようにまだまだほかの人たちも、この優生思想を感じておられるのだなと感じた次第です。

これをぜひ矢巾から変革することはできないでしょうか。ぜひ矢巾町をノーマライゼーションの精神が全ての人に浸透しているというところにしていければという思いが私にあります。そのために今後もいろいろと活動していきたいと思っておりますし、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

以上、質問になっておりませんが、申しわけありません。このことに関して、もし所感があれば、できれば皆さん、お一人一人からご意見を聞きたいのですが、それは難しいでしょうから、ここはぜひ私の気持ちとぴったりと同じだと思います。町長にご答弁をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 指名でなくて、指名しないでください。答弁者は、どなたでも結

構です。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今いろんな事例を挙げられて、昆議員からいろいろな所感を求められたわけですが、もう昆議員と私ども職員、特に私は、ぴたっと心が一致するものでございまして、これからも障がい者に対する理解度を深めながら、そういうことのないような取り組みをしっかりとやってまいりますので、まず今後、もうそういったことにさらに意を体して取り組んでまいることをお話し申し上げて、私のお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時25分にします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開に当たりまして当職からお話をします。議場内が26度を超えてまいりましたので、上着を脱ぐ方には、これを許します。

それでは次に、6番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） それでは、1問目の質問をさせていただきます。矢巾明進会、議席番号6番、村松信一でございます。

1問目、矢巾町公共施設等総合管理計画についてお伺いをいたします。本町における施設の長寿命化対策は、平成27年度、28年度で公共施設等管理計画を策定し、平成29年度から3年間で個別資産の保全方針を決定後、平成32年度から37年度で本格的なアセットマネジメントを展開するとしております。この管理計画には、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理があり、利用者の安全、安心に直接かかわるような施設については、予防保全型とし、それ以外は、事後保全型管理として対処するとしておりますが、矢巾町公共施設等総合管理計画について、以下お伺いをいたします。

1点目であります。各所属課で実施しております施設の管理運営は、今後予想される情報等の更新や運用に支障とならないような管理体制を検討するとしておりましたが、現在の施設の管理体制はどのようになっているのか。

そして2点目であります。施設について、事後保全型維持管理と予防保全型維持管理について、対象施設115件、工作物292件は、どのように分類されているのか。

3点目であります。平成28年度までの公共施設等総合管理計画策定後、平成29年度から個別資産の保全方針を決定いたしますが、全施設の中で現在不備のため、緊急または早急に対処しなければならない施設等はないのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の矢巾町公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在は、施設を所管する担当課が個別に管理を行っております。

なお、各省庁が地方公共団体に対し、個別施設計画の策定のガイドラインを示しているもののうち、それに基づいて策定された橋梁、町営住宅、上水道施設については、それぞれの計画に従って施設管理を行っております。そうしたガイドラインに沿った個別施設計画が策定されていない施設については、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が平成29年3月23日に発したインフラ老朽化対策の今後の取り組みについてで、平成32年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画を策定することが求められており、それに従って計画を策定し、あわせて今後の管理体制を検討してまいります。

2点目についてですが、現在対象となる施設単位で施設カルテを作成しているところであり、それらを各省庁が示しているガイドラインに沿って、個別施設計画を策定してまいります。保全方法の決定につきましては、利用者の安全、安心に直接かかわるような施設につきましては、予防保全型維持管理として、それら以外の施設等の改修については、事後保全型維持管理として対処し、ご質問の分類については、個別施設計画の策定時に決定してまいります。

3点目についてですが、現在のところ、矢巾町総合体育館屋根改修工事と同様なケースとして、早急に対応すべき施設がないものと考えておりますが、小規模なものを含め、優先順位を決めて、段階的に改修してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、施設の長寿命化について何点かお伺いしたいと思います。

今後3年間ほどは、今までと同じ担当課、それで管理をやるわけであります。それで、通常時における施設や工作物の状況を、今までの担当課が管理、状況判断を行いますけれども、国、地方を通じて職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には、維持管理を担当する技術職員が不在、もしくは不足している団体も存在し、また制度や体制についても十分とは言えないという指摘もございます。

本町における施設の維持管理を担当する技術職員は、現在どのようになっているのか1点お伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点においては、該当する技術職員、ただいまご質問ございました該当技術職員はおりません。本町規模では、これに特化した職員の技師の採用ということについても、現在は行っていないところでございます。

今までどういうふうなことでやってきたのかということになるわけですが、こちら民間の業者、こちらの委託する方法で、これは民間委託の形でやっていたというのが状況でございます。今後の部分でございますけれども、町長、答弁申しました平成32年度の、できるだけ早い時期に個別施設計画を策定しますということになりまして、どうしてもこれは専門、技術的なものになりますので、現在考えておる部分につきましては、技術職のいわゆる採用に絡むわけでございますけれども、この現役そのものにこだわらずに退職された方や、民間から上がってきた方、こちらのOBと申しますか、経験者、こちらを採用しながら、この業者に委託する上でも、チェック体制については、確立してまいりたいという方法もひとつ考えてございますし、またこれは少し大きくなるわけでございますけれども、機構改革、これの実施等によりまして、例えば営繕担当というのですか、施設管理、実質的に総務課管財係というところがまず全体的な部分、あとは町長申しました各所管課での施設対応と、管理ということになっているわけですが、大まかに全体的な部分、営繕担当と申しますか、そちらの部分、これ機構改革、当然必要になるわけでございますけれども、そちらの係、こちらの設置もあわせて検討しながら進めさせていただきたいというふうに考えてござい

す。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 続きまして、長寿命化についてですが、老朽化対策を講じる上で必要となる構造、形式等の情報は保存されているかどうかということではありますが、全施設的设计図面などは、保管されていますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

図面等につきましては、各施設、竣工図というのか、いわゆるでき上がりの部分、これについては、各課それぞれ所管する部分で保管、保存している状況でございますし、総務課管財係におきましては、町内全施設の部分、こちらの通称財産台帳とってございますけれども、これをデータ化しまして、それぞれ保存をしているというふうな、管理しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 先ほど1問目、1点目のときの答弁ございましたように、点検、診断、それから修繕、更新には、建設業者に委託するということのご答弁だったと思っておりますけれども、その場合、建設、産業にかかわる人材の確保や、それから育成が不可欠であると思っておりますが、建設企業が維持管理、更新等の担い手となる上で不可欠な入札契約にかかわる諸制度の改善を図らなければならないという点も考えられます。今から検討すべきであると考えますが、要するに町外の業者指名、あるいは調査等設計、あるいは施工の各段階でいろいろ進むわけですけれども、これを今までは、その段階ごとにやっていた、それを今後は、この段階を連携して発注するなどが、そのケースに当たると思いますが、そのような考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに議員さんご指摘の、そのとおりでございます。そこで、ご質問がございました、この制度の見直し、改善の関係でございますけれども、やはり状況については、なかなか技師

と申しますか、いろいろ企業そのものが非常に厳しい担い手、職員、社員の状況だというのは、我々もそういうふうな形になっていくのかなというふうな、今現状も捉えながら考えておりますけれども、いろいろ調査とか、設計、施工の包括的な工事発注と申しますか、あわせた部分の発注につきましては、ご指摘のとおり、町内業者のみでの対応が難しいものというふうに捉えてございますので、どうしても包括的な部分、対応となると、企業さんの技術職員の充実した業者への発注がどうしても避けては通れないのかなというふうに捉えているところでございます。

そういう状況もありますので、ひとつのまた今後の考えている部分につきましては、包括的な手段というのも一つの手段ではございますけれども、J V、いわゆる企業体組んで一つの組織としてやれば、幾らかでも町内業者なり、入り込めるところが出てくるのかなと。一括発注よりも、やっぱり部分的な部分も請け負える部分がありますので、共同企業体の部分もひとつ考えられるところでございますし、また他市町村の部分、今大体ちょっと下火になってきましたけれども、P F I方式というか、手法というか、いわゆる公共団体が直接施設を整備とか、管理ということでは、民間にある程度の施設整備や公共サービス、こちらを推進していただくという手法、いわゆるこちらも考えられるところでございますので、ここら辺の導入につきまして、あわせて今後検討して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 先ほどのご答弁で矢巾町総合体育館屋根改良工事のような早急に対応すべき施設はないものと考えておりますというご答弁をいただいておりますが、ことしの教育行政方針には、学校給食調理場については、安全、安心な給食を提供するため、老朽化及び経年劣化が見受けられる施設や機器、備品の補修、更新を計画的に行う必要がありますと述べられております。

共同調理場の佐々木所長の文書、献立の一部提供中止について、5月8日に出されておりますが、一部給食提供の中止、それから5月9日には、給食の停止がされておりますが、この停止は、教育方針で述べられておりました老朽化に伴う、そういったふぐあいによるものなのか、その関係についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木学校給食共同調理場長。

○学校給食共同調理場所長（佐々木忠道君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃられたとおり、5月8日、献立表の一部変更をさせていただきました。それに伴いまして、修理、調査のため、5月9日、小学校2校の給食を停止とさせていただきました。まずこのことにつきまして、児童・生徒の皆さん、保護者の皆さんには、大変なご迷惑をおかけしたと考えております。大変申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。そしてまた、町民の皆様にもご心配をおかけしたと思います。大変、この場をお借りいたしましておわびを申し上げたいと思います。

今回の機器の一部ふぐあいによりまして、5月8日に発生したわけでございますけれども、調理場につきましては、小破修理ということで修繕等々、小破修理、小規模な修理を行いながら調理場の器具を継続的に使ってきておったわけでございますが、5月8日の調理時には、その一部分がちょっと故障ということになってしまいまして、そこで急遽メニューの変更、そして調査、修理のために9日の部分では、給食の停止という措置をさせていただいたということでございます。

やっぱりその一部のパーツにつきましては、老朽化も否めないという部分が業者さんのほうからは報告はちょうだいしておるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 再度お伺いします。

聞いたことがあると思いますが、パラダイムシフトという言葉がございます。これは、誰でも当たり前で間違っていないと、そう思い、信じていることではありますが、例えば太陽が東から出て西に沈む、このことは、誰でも疑問に思いませんが、見た目はそうではありますが、全くの間違いであります。私の現役時代には、これが会社のスピリットの一つでありました。この長寿命化についてお伺いします。

そういうような考えのもとで大丈夫だと思われているような、そういう長寿命化に必要な、そういう捉え方で考えて間違っている施設はありませんか、どなたでも結構です。お答えいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 従来の常識にとらわれた管理方法で問題があるのではないかと、というふうな趣旨かと思えます。確かに議員おっしゃるとおり、担当課が粛々と管理をして

いくという方法論には、やはり限界があるものと、特に近年感じております。行政は、かなり建設の時代を経まして、いま管理の時代になっておるところでございますが、建設の時代には、管理についての心配りが決して、きちっとされていたかというところ、そうではなかったというふうに反省しております。ですが、そういった環境の中で、今後どのように施設を維持管理していくべきなのかということについて、いわゆる総論として、量の問題として、やはりまず捉える必要があるなということの中で先般、公共施設等総合管理計画のほうを策定いたしました。

今後は、量の検討も含めた個別の管理計画を立てる。この量の問題というのは、今後人口減少が確実視されている状況の中で、人口が減った中で、我々の社会、税収なりで、どこまで何を維持できていくのかということを実際に考えて結論を出していかなければならない、そういう時代に来ているというところを踏まえて考える必要があるであろうということでございます。

誤解のないようにお願いしたいのですが、例えば100カ所ある橋が維持できなくなります。50なら何とかなるかもしれません。そういった中で、では50を選択して、あと50を諦める。これあくまで例え話です。そういった社会背景になる可能性が高いというふうな状況の中で個別計画を考えていかなければならないというふうなことでございます。

そういった中で、先ほど総務課長のほうでもお答えしておりましたが、営繕に特化したような考え方で、我々も持っていないと、個別計画にしてもそうですし、事後保全、予防保全の考え方の整理もそうですし、なかなかいわゆるメインで施設を動かすということについての仕事の人間が、片手間のような維持管理の仕方では、やはり難しいのかなというふうに思っております。

そういった中で、議員おっしゃるように発想をシフトさせていって、取り組む必要があるものだろうということで、公共施設等総合管理計画の担当課としての見解でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移らさせていただきます。

児童・生徒の交通安全指導教育についてであります。近年我が国では、環境問題への配慮や健康志向の高まりなどから、自転車利用が見直されておりますが、一方で自転車のかかわ

る交通事故割合の増加や児童・生徒、高校生運転の自転車が加害者となる事故が問題となっております。交通安全指導教育の重要性が見直されておりますが、新年度ともに町内各小中学校の自転車通学が始まり、それぞれの学区では、交通指導隊やスクールガードなどが児童・生徒の安全、安心な通学のために見守り活動を実施しております。既に活動を実施しておりますが、既に数件の自転車通学による交通事故や自損事故が発生しております。将来ドライバーになる児童・生徒への交通安全教育には、将来の交通事故防止にも有用となることが期待され、安全、安心な登下校、交通路上マナーなどの交通指導講習などが有効であるとされております。

このことから、交通事故防止のために、学校や家庭で安全にかかわる交通指導教育の現状について、以下お伺いをいたします。

1点目であります。各小学校における自転車、徒歩通学の交通指導教育の内容についてお伺いをいたします。

過去3年間における小学校、中学校の通学時における自転車及び徒歩事故件数の内容についてお伺いをいたします。

3点目であります。安全対策として、通学路、学校付近の道路規制、道路標識等の設置の考えについて。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 児童・生徒の交通安全指導教育についてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、児童や生徒の通行の安全を確保するため、町内の危険箇所を調査し、小学校、中学校、警察、自治会の代表等が参加して行う矢巾町交通安全対策協議会による合同点検を実施しており、安全対策が必要な箇所については、路肩から舗装等を行い、早期に改善を図るとともに、歩道整備、防護柵設置等については、早期に関係機関に要望し、改善に取り組んでまいります。

また、児童・生徒の安全のための通学路整備を図るよう、国、県の道路管理者へ要望を行うとともに、道路標識の設置、横断場所への押しボタン式信号機、歩行者用信号機の整備、横断歩道の拡充については、県公安委員会へ要望を行っております。一時停止標識や信号の設置には、交通状況の調査が必要となるなど、設置までに多くの時間を要する場所もあることから、継続して要望するとともに、事故発生の危険が多いと判断される場所には、町交通

指導員による街頭指導の強化や地域の交通安全協会と協力して、一時停止をお願いする看板や減速を呼びかける看板を設置するなど、安全確保に向け取り組んでいるところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、児童・生徒の交通安全指導教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各学校において取り組んでいる交通安全指導教育は、警察官及び交通指導員に協力をいただき、実際に校地外に出て、信号機のある横断歩道の渡り方、歩き方などを学ぶ交通安全教室を実施しております。

また、交通ルールの遵守に関する講話の実施、自転車の乗り方についての安全指導、実技指導のほか、DVDを利用した指導なども取り入れております。さらには、各学校の生徒指導部、安全指導部による定期的な巡回指導、PTA生活部による街頭指導を行っているほか、学校の長期休みの前には、各家庭への文書による交通事故に対する注意喚起と児童・生徒に対する交通ルールの遵守について、各家庭内での指導に協力をいただいております。

2点目についてですが、事故件数としましては、平成26年度は10件、平成27年度は4件、平成28年度は5件、平成29年度は、5月末現在で6件となっており、歩行中の転倒事故のほか、道路への急な飛び出しによる事故、自転車の走行中に交差点で左折する自動車と接触する事故などが発生しております。

多くの事故が、基本的な交通ルールを守らなかったことに起因しており、今後も交通安全指導の徹底並びに交通指導員やスクールガード、地域の方々のご協力を得ながら、より一層通学時の交通事故防止に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、お伺いをいたします。小学校での自転車通学、教室のとき、保護者は交通ルール理解度が高いとは言えないということが出ております。児童と保護者が一緒に参加できる形式の講習が望ましいと思いますが、今後医大の総合移転に伴う矢巾町内の大幅な交通量の増加などが考えられますが、学校や家庭においても、児童・生徒に効果的な交通安全教育を行うため、教員、保護者に対する交通安全教育のための講習の導入を

検討してはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

各小学校におきましては、7月に交通指導員による児童のための交通安全教室を実施してございます。現状では、保護者や教員に対する交通安全教室は、開催はしておらない状況ではございますが、今回議員がおっしゃった児童に対して、より効果的な交通安全指導を行うために、教員、保護者を含めた交通安全教室を開催することは、非常にいいアイデアであるというふうに考えておりますので、今後実施の方向で検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ぜひともそのようにお願いいたします。

先ほど事故報告がございました5月までの件数であります、私もその場に3回遭遇しまして、救急車などを呼び、介抱して、何とか大きな、入院されたか、あるいは骨折をされた、そういう事例もありましたけれども、何とか今学校に通われているということで、もっともっと大きな事故にならなくてよかったなど、そう思っております。

それでは、2点目の質問に入りたいと思いますが、毎日の登下校におきまして、児童・生徒と接する機会が一番多いスクールガード、もっと接している方もいらっしゃるかもしれませんが、私思うには、交通指導隊もそうありますが、交通指導隊の場合は、車に乗ってあるケースも多いと思いますが、スクールガードは、大体生徒の登下校のところに立って一緒に学校まで行くとか、家まで送るとか、そういうことをやっておりますので、スクールガードが、その場合、第三者としては、一番子どもに接する時間が多いのではないかと思います。しかし、先ほどもご答弁いただきました交通安全教室などには、スクールガードは、案内はありませんし、対象にもなっていないのです。このことについてお伺いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、教員、保護者を含めた交通安全教室を開催する方向で前向きに考えておきまして、その際、スクールガードの皆様にもお声がけをして、ぜひ参加

していただくような、そういった体制をとっていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それから、答弁にもありましたように、通学路整備についてですが、町内の通学路でも大人にはわからない死角が子どもにはたくさんあるのだと思います。子どもの目の高さまでかがむと、脇にある電柱、看板、茂った植え込みなどが視界を遮るというふうなことでありますが、これをよく110センチのまなざしというのだそうではありますが、このような子どもの目線での通学路の調査はされておりますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 子どもの目線、110センチということでしたが、この通学路の調査につきましてですけれども、このことにつきましては、各学校で行っております地区懇談会において、危険箇所等を指摘していただいたり、あとはスクールガードの方からの情報、その他さまざまな情報源がございますので、そちらのほうから危険だと思われる箇所の情報をいただき、その場所に学校で実際出向きまして、その危険度を把握をして、児童及び関係者に、その結果をフィードバックしているという、そういう状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 道路規制とか、道路標識についてお伺いをしたいと思います。

矢巾北中学校前の道路は、40キロ規制になっております。矢巾中学校の校門前、白北線、ここは何の規制もございません。この前、ここで自動車との衝突事故が発生して骨折をしたわけでありまして。それで、この事故は、決して自動車が悪い、自動車を運転している方が悪いとは言い切れない。先ほどご答弁ありましたように、飛び出し、それで骨折ということでもあります。かなり飛ばされまして。そこに居合わせました。それで、ここがもし規制があつて、自動車の方は60キロで何ら問題はないわけです。規制で40キロとかになっていけば、ぶつからなかったかもしれない、あるいは急ブレーキで済んだかもしれないということが考えられるわけでありまして、この道路規制についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道路規制、いわゆる速度制限の関係含めた交通安全対策の関係でございますけれども、まず議員さんご指摘の事故の起きた、あの場所、白北線のあの場所ですけれども、あそこに今年度中に南北に横断歩道、まずこれを設置する予定ということで公安のほう、まず確認をとってございます。

それから、もう一つ、同じ白北線の部分に歩道があるわけでございますけれども、これの自転車通行の可、いわゆる自転車通行オッカーという形のもので、これもできれば今年度中に許可というのか、標識というのか、私ちょっと言い方わからないのですけれども、交通看板は表示して、安全対策に努めたいというのが、これが安全対策として今進めている今年度中取り組みになります。

それから、ご質問のございました速度規制の関係につきましては、確かに現場等見たわけでございますけれども、速度規制がございませんでした。そこで、紫波署のベースですし、あとは矢巾町で交通安全対策協議会というのがございまして、40キロ規制の部分、こちらの部分の中で、いわゆる規制の設置といえ、ちょっとあれですけれども、こちらを要望、要求してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 今のご答弁にちょっとつけ加えさせていただきますけれども、実は矢巾中学校の登校の場合、冬場は、大体自動車で送られてきます。大体平均的に150台、1日、約30分の間に。それから、雨の場合は120台。それから、きょうみたいな普通の日、大体50台。全てが校内に入ります。それで、あそこに自転車も徒歩もあります。同じ狭い校門のところを通っております。事故が起きないのが幸いでありまして、ここら辺を先ほどの40キロ規制を考えるとということに対しまして、その通学全体のことも考えていただきたいと。

実は、皆さん信じられないかもしれませんが、あそこに送ってきたときに、猛スピードで入る人いるのです、わかりますか。そして、レース用語わかりませんが、急、物すごいスピードで入ってきて、思い切り逆ハンドルを切って、ハンドル戻してUターンするやつ、ああいうことをやる父兄もいるのです。なぜ事故が起きないのか不思議でなりませんけれども、そこでいろいろと校長先生にお願いしたりして、あそこに徐行の看板などを付けていただきましたけれども、今幸い事故も起きていませぬので、そういったことを総合的

な交通対策を考えていただきたいということをお願いしたいと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

まず矢巾中学校の校門が非常に狭くて、自転車、自動車、あとは歩行者が非常にあそこに集中して危ないと。しかも車も吹っ飛ばしてきて非常に危ない。校内ももうむちゃくちゃに走るというような状況は、前から危惧されておりまして、これに対しまして、今年度なのですけれども、校門の西側のフェンス、3枚ほど白いフェンスあるのですけれども、取りまして、そこを自転車と歩行者の入り口にする予定でございます。車と歩行者、自転車は分けて、ミックスしないようにということで、安全を図っていきたいと思いますし、あとは、校門のところには、南側に10メートルほどセンターラインを引かまして、まず、そのセンターラインに沿っていってもらおうのですが、それでもまだ危ない運転をする方もいるかもしれませんので、そこは校内では、スピードを落として節度ある運転をしていただくようなというような注意喚起を図ってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、子どもを守るゾーン30について何度か質問したことがあります。前にもこの質問はしているかと思いますが、見前南中学校、それから見前小学校、それから盛岡南高校は、同一地内にある学校でありますので、この周辺はゾーン30になっております。それで、教職員にはペースカーとしての実践校指定書を交付しております。そして、教職員が制度速度を遵守してペースカーとして役割を担っているわけであります。ゾーン30は、生活道路における歩行者の安全な通行を確保することや、それから朝夕のラッシュ時に回り道や抜け道として使ってはだめですよ、控えてくださいなどという安全対策であります。矢巾町では、まだ全然ございませんが、私見るからに必要な場所もあるのですけれども、なかなか過去の答弁では、必要を感じないような答弁でありましたけれども、再度お伺いします。グリーンベルトも結構ですし、それからゾーン30でも結構ですが、こういったことについての取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずご質問のございましたゾーン30のほうの関係からでございますけれども、こちらにつきまして、前にもご質問等いただいて、警察署というふうなご答弁申し上げておりました。ここの中で、ゾーン30の設定に関してでございますけれども、こちら議員さん、ご存じかと思うのですが、町からの要望に対しまして、要望をまず警察署のほうに提出いたしまして、紫波署でございます。こちらのほうで警察、紫波署のほうで交通量、交通事故の発生状況等を踏まえながら、最終的には、岩手県の公安委員会のほうで決定をしていただくというようなまず流れになってございます。

そこで、矢巾町の今後の、今の状況も踏まえまして、今後の見通し、予定でございますけれども、まずゾーン30につきまして、警察との協議の中で、やはり町内でも危ない箇所があると。具体的には、北高田保育園前の町道島線、これが時速50キロ、50キロ制限になっております。この部分については、今協議の段階ではございますけれども、こちら島線の部分、こちらのゾーン30のほう、こちらの部分で対応して進めてまいりたいと。

ただ、予算が若干舗装にかかる部分、舗装にいろんな部分が入りますので、こちらの部分、予算措置も含めまして対応してまいりたいというふうに考えてございますし、もう一つ、これに、特にゾーン30に関しては、法律で明記されているものはございません。こうでなければだめだとか、こうだとかというのはないのですが、警察との協議の中では、このゾーン30の設定、設置に関しては、その地区住民、こちらとの協議をまず進めたほうがよろしいですよ。強制ではないです、これは必須条件ではないのですが。

というのは、実際設置しております紫波町の小学校のところ、古舘小学校、あそのところは、地区住民説明会、行ったそうです。ですので、紫波管内ということで紫波署さんからは、そのような指導がございましたけれども、まず危険な箇所というふうな形でここは捉えてございますので、そういう形で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、まだほかに現在グリーンゾーンと申しますか、グリーンベルトというか、煙山小学校の東側の部分、こちらを対応させていただいたわけでございますけれども、これをゾーン30というふうな形で煙山保育園の前、安庭線から煙山小学校に入っていく部分というような形の中で一体の部分、これも計画で進めたいわけなのですが、こちらの部分につきましては、あそのくみあい鉄建の前の十字路、交差点部でございますけれども、スマートインター含めました道路改良の部分、こちらが若干予定されておりますので、これにつきましては、そちらの状況等を踏まえながら進めさせていただければなというふうに考えてございます。

それから、もう一つ、先ほど速度規制の部分で矢巾中学校の部分、白北線の部分でございますけれども、こちら40キロ規制は、要望はしてまいりますけれども、話の中によっては、やっぱり30キロベースの中で対応しなければならないのか、これも紫波警察署と協議しながら進めてまいりますので、警察署と協議をして、要望しながら進めさせていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

○6番（村松信一議員） それでは、3問目の質問に移らさせていただきます。

新コースによる矢巾町ロードレースについてであります。去年は、国体により中止となっております第19回矢巾町ロードレースが、役場を発着点とした町内中心地にて10月1日の開催が計画されております。ランナーの走る楽しみの一つに、観客の応援が掲げられております。予定コースは、人口の多い場所での開催となることから、多くの町民の応援が期待できます。レースを盛り上げ、成功させるためにどのような大会を考えているのか以下お伺いをいたします。

1点目であります。町民に対する告知方法と県内外からの選手に対する宣伝、告知のあり方、及び一般応援者に対する対応についてであります。

2点目であります。この機会を利用し、地元の応援者、出場選手などを対象とした地場農産物などの軽トラ産直を旧矢巾中学校駐輪場で実施してはどうか。

3点目であります。選手や応援者に対する歓迎として、コース脇などに花を植えてはどうか。

4点目であります。ロードレースを全町民参加型のイベントと位置づけ、各行政区対抗レースを企画してはどうか。

5点目であります。矢巾町民スポーツ大会が5種ございますが、それにプラスして、行政区対抗のロードレースを追加し、6種目にしてはどうか。

以上、5点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 新コースによる矢巾町ロードレースについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、過去の大会における町外からの参加者が約7割となっていることから、開催周知については、従来どおり町及び町体育協会ホームページに掲載することとし、町内主要施設等へのポスター掲示のほか、前回大会の参加者に対しては、直接案内を送付する予定となっております。

また、一般応援者に対する対応についてですが、新コースとして検討している町道は、歩道が設置されている区間はあるものの、交差点の数が従来のコースよりふえるなど、渋滞や路上駐車といった通行に関するトラブルが起きないように、開催告知と同時に応援マナーについても周知してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、発着点を町総合体育館周辺に計画していることから、かつこうグラウンド北側の旧矢巾中学校跡地については、参加者用の駐車場を予定しております。その際、駐輪場を利用した企画は考えておりませんが、大会のにぎわいが分散することのないよう、大会当日のイベント等については、町体育協会とともに、参加者も地元も元気になる企画を検討してまいります。

3点目についてですが、今回のロードレースの予定コースでは、継続した花の管理作業を行うための組織及び経費の両面において体制を整えることが困難であることから、考えていないところであります。

4点目についてですが、行政区対抗の町民スポーツ大会は、スポーツ習慣を日常生活に取り入れるとともに、地域交流を通じた団結力の向上を目的としていることから、主に団体競技に取り組んでおります。長距離走は、競技性の高い種目であり、ふだんトレーニングを行っていない方が参加した場合、事故等の危険性もあることから、行政区対抗種目とする考えは持っていないところであります。

5点目につきましても、4点目でお答えした理由により、考えていないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ことし19回目になるわけではありますが、第1回目は、役場を中心として農免道をコースとして実施したそうではありますが、しかし、記録が残っていないために詳細はわからないということではありますが、第2回目大会から、第2回目の平成11年10月31日には、おとしまでやった煙山ダム周辺のコースとして、そのときは、弘山晴美さんを招待して、約200名で開催されたそうではありますが、そのときは、2回目から10回目までは、サブタ

イトルとしまして、県営運動公園の誘致を掲げて実行委員会が主催したとあります。11回目からは、県の総合運動公園の誘致が立ち消えになって、このサブタイトルからは外されておりますけれども、新コースで今年の10月に開催されますが、矢巾町の宣伝にはとても効果のあるレースと考えております。

答弁では、単なる行事のレースとしての考えの答弁内容でありましたけれども、矢巾町のイベントとして捉えるかの違いであります。多くの応援者で大会を盛り上げ、成功させるためには、もっといろいろなことが必要だと思います。違法駐車などの課題は、レースを成功させるため、一つの対応としては必要であります。応援者に対する対応とは、レースを盛り上げるために何を考えて、何をするかであります。そこで、レースを盛り上げるための質問をさせていただきますけれども、例えば応援者に応援旗を用意するとか、それからアドバルーンを上げるとか、それから選手には、コース途中で、今矢巾町で売り出そうとしておりますやはばしいたけスープを振る舞うとか、それからやはばおでんを応援者全員にも提供するとか、そういう企画をしていただきたいわけでありまして。

おもしろい企画をして盛り上げると、例えばもっとおもしろく言えば、町長と走ろう黄金ロードとかであります。町長、10月1日ごろになりますと、本当に黄金のロードになるわけでありまして。モチ米は、9月の末ごろに刈り取るのだそうでありまして、ひとめぼれ等は、まだそのころは刈り取りが始まらない、普通であれば、10月の中旬ということになっておりますので、そうしますと、町長と走ろう黄金ロードなんてすごくいいではないですか。そのようなレースを盛り上げるための企画を考えていただきたいわけでありまして。そのことについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、答弁にありました軽トラ朝市を実施してはどうか。それでは、お伺いします。体育館の脇にも、今使っている自転車置き場あります。では、あそこでやったらどうですか。あそこでもだめなのですか。そういう初めからやらない、やりたくない、やりたくないはないでしょうね。余り難しいことをやらないようにしようとかいう、そういう発想ならば、やっぱり出てこないと思うのですが、私が再質問する前に、あそこはさっきのように分散されないように、体育館の脇の、では例えば駐輪場で考えてみましようとか、そういう答弁が欲しかったわけでありまして、この2点についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度のロードレースのコースにつきましては、前回と変更いたしまして、役場を発着点

とすることということで、今まで警察等とのコースの協議を行っておりまして、おおむね了解を得たところでございます。したがって、レースを盛り上げる企画等につきましては、これから検討することとなってございまして、議員さんからの提案等も実行委員会にお話しいたしまして、いかにレースを盛り上げるかそういったところにも力を入れて検討してまいりたいと考えてございます。

あともう一つ、軽トラ市の件でございしますが、先ほどの答弁にもありましたとおり、分散化することをちょっと避けるという意味で駐輪場のほうは検討、考えていないということで、ただいまの提言にありました体育館の脇の西側のところの駐輪場であれば、一体化した形で取り組めるとお思いますので、これも実行委員会のほうで提案いたしまして、実現できるように考えてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移らさせていただきますが、コース脇に花を植えてはどうか。植えないということですよ。花の管理作業を行うための組織及び経費の両面において困難であるということと考えていないということでもあります。単なるレースとして捉えれば、その答弁は、質問の内容に最もふさわしい答弁であります。花を植えて、レースに支障のあることは、絶対ないと思います。

それでは、あそこは南矢幅4区あるいは6区、白沢、北郡山の行政区が対象になるコースだと思います、主に。多面的機能支払交付金の話をしていただきますと、環境保全向上対策事業の部分がありまして、今あちこちで事業を使って、交付金を使って植えているわけですが、別に春にしかだめだとか、年間を通じて対象になります。もし、関係部署からそういう依頼がございましたら、白沢行政区では考えます。できます。4カ月もありますので、今から種を植えていただければ、10月に必ず咲くのです。ですから、そういう発想でなぜ物事を考えないでしょうか。予算がないでしたね、私答弁を繰り返しませんけれども、そういうことだったらどうだろう。それで行政区に話していただいて、いや、とてもできませんだったらいいのです、それで。ということに、その考えについてお伺いをさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

対象コースの行政区に相談してからでも、いろいろ検討してはどうかという話でございますが、今回の新しいコースの対象行政区には、今回の実行委員会に入らせていただきまして、大会運営にもご協力いただくことと考えてございます。6月23日に実行委員会がありますが、そのときに、行政区のほうにも花も含めて行政区のほうでこの大会運営に対してご協力いただけること、またこちらのほうでご協力をお願いしたいことなども相談いたしまして、できるだけ大会が盛り上がるように、また来た選手が楽しかったと言えるような大会になるように検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ぜひともお願いをしたいと思います。

それから、各行政区の対抗レースを企画してはどうかであります。答弁のとおりだとしても、余り心配しないでいただきたいのです。日ごろからトレーニング、練習をしている人しか出場しませんので、心配しないでください、余り。児童の場合は、少年野球チーム、これらが出ましようといっているのです。各行政区にいるのです。矢巾町に今5チームありますけれども、大体いろんなところの行政区の方の児童・生徒が入っておりますし、それから中高生の部活、それから大人の健康ジョギングなど、数多くの対象者がいるのです。素人の人が出ませんので、余り心配しないでください。ということでも、これは取り入れませんか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、今まで参加している方々、町内の方を見ますと、少年野球の方とか、あとクラブ活動を行っている方、また大人の方でいろいろな大会に出ている方が多数参加してございます。

しかし、各行政区対抗のレースということになりますと、町といたしましても、各地区のスポーツ推進委員のほうにご案内いたしまして、参加を募って行政区対抗という形になりますので、そういった場合に、各行政区のほうでどうしても競うという形になりますと、できるだけ出場するという形になると思います。そういった場合に、ふだんスポーツを余りやっていない方等も参加する恐れがあるというか、そういった方も考えられますし、ふだん運動している方でも、どうしても行政区対抗ということでふだん以上に頑張ることも想定されま

すので、そういったことも考えまして、ちょっと行政区対抗というのは、難しいかなということを考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） そのように、では大会を成功させるためにお願いをしたいと思いません。

先ほど町長と走ろう黄金ロードということで、まだ4カ月あります。町長が出るということになったら、私もこれから4カ月間頑張って、あるいは議員の中でもそういった人がいると思います。何も10キロに出なくていいのです。2キロでいいのです。これは答弁は要りませんので、町長が出る前に、私もよく体を鍛えておきたいと思いません。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 考え方聞かなくていいの。

○6番（村松信一議員） そこまで言っていただければ、聞きたいです。

○議長（廣田光男議員） それでは、せっかくですので、高橋町長、所見があれば。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず今矢巾町ロードレース大会と、これは私、野中課長にも、それではおもしろくないのではないかなと。何か冠をつけてやるべきだということは、村松信一議員と、そこはぴたと一致いたします。まさにそのとおりなのです。だから、今後新しい、新コースでやるわけですから。

それから、私も今回2キロのあれがあるかどうか、まだちょっと聞いておらないので、あれなのですが、今自転車で役場にも通勤させていただいております。今トレーニングをしておりますので、もし走れるのであれば、走ってみたいという熱き思いがありますが、ただ、周りはやめろと恐らく言われると思いますので、その辺のところをよく見きわめながら考えてまいりたいと思いませんので、よろしく願います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは、村松信一議員の一般質問を終わります。

休憩に入りたいと思いません。

再開を3時40分とします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、11番、高橋七郎議員。

1 問目の質問を許します。

（11番 高橋七郎議員 登壇）

○11番（高橋七郎議員） 11番、やまゆり会の高橋七郎でございます。

特定健康診査について伺います。国では、メタボリック症候群を予防するため、40歳から74歳を対象にした特定健診や保健指導の実施率が低い健康保険組合に対し、大幅に強化する方針を固め、本町の国民健康保険も同様となることから、以下について伺います。

1 点目、40歳、50歳代の受診率と課題の対策は。

2 点目、メタボリック症候群や、その予備軍とされる人に対する保健指導の実施率と課題の対策は。

3 点目、現状の受診率を考えた場合、総合計画の平成31年度、目標値70%を達成するための対策は。

4 点目、受診率向上対策制度の考えはないか。

5 点目、町職員の健康指導の実施率は。

以上、5点について伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、高橋七郎議員の特定健康診査についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、平成27年度の本町の国民健康保険被保険者の40歳代の受診率は22.5%、50歳代は35.3%であり、他の年代と比較して低い状況となっております。特にも、40歳代の男性の受診率は18.1%と低く、平成23年度からは、個別健診を紫波郡医師会等へ委託し、健診体制を拡充してまいりましたが、働き世代の受診率が低迷していることを課題として捉えております。

その対策として、働き世代の方々が受診しやすい体制整備として、集団健診においては、土曜日及び日曜日、または夕方の検診の実施のほか、特定健診とがん検診を同時に実施し、

利便性、効率性の向上を図っており、受診しやすい環境が整備をされている状況について、さまざまな機会を捉えてきめ細かく周知徹底してまいります。加えて40歳代、50歳代に対象を絞った個別訪問の実施体制の強化等によりまして、当該対象年代の受診率の向上を目指してまいります。

2点目についてですが、平成27年度の全体の特定保健指導実施率は38%で、県内第2位であり、県内においては上位に位置しているものの、40歳代は20.8%で、他の年代と比較して、低い状況となっております。そのため、特定健診結果への関心を高め、生活習慣見直しの機会に結びつけることができるよう、きめ細かく利用勧奨を行うとともに、保健指導の方法は、個別面談型、通信型及び訪問型とし、利用しやすい体制を整えてきたところであります。

3点目についてですが、特定健診、未受診者個人への受診勧奨を重点的に取り組むことが重要と捉えており、特にも受診率が低迷しております40歳代、50歳代への戸別訪問等の働きかけや年度ごとに指定しております特定健診強化地区における近隣未実施者への働きかけなど、ターゲットを絞った取り組みを徹底してまいります。また、岩手医科大学が実施しておりますいわて・東北メディカルメガバンク事業における健康調査、やばば脳とカラダのいきいき健診事業実施分を特定健診としてみなせるよう大学と連携した取り組みを行っているところであります。

さらに、医療機関との連携が重要と考えており、医師会等の理解をいただいた上で、かかりつけ医または薬局から特定健診受診勧奨を行ってもらうなど、治療中の方への働きについても検討してまいります。

4点目についてですが、本町は、特定保健指導修了者や国保ヘルスアップ事業参加者を対象に生活習慣の改善が継続できるようポイント制を用いた健康づくりを平成22年度から実施しておりますが、健診受診率が伸び悩んでおります現状を踏まえ、健診や健康づくりに無関心な方々への働きかけが重要と捉えております。

今後は、対象者を拡充しつつ、特定健診及びがん検診を受診またはウォーキングポイントを付与するなど、気軽に楽しく健康づくりに取り組める仕組みの制度化や、個人を対象とした健康表彰制度等について、庁舎内の組織、横断的な連携により、受診率向上対策制度の創設を検討してまいります。

5点目についてですが、昨年度実施いたしました生活習慣病予防健診において、特定保健指導の対象となりました職員は23名と、全体の13%となっており、そのうち保健指導を受診したのは1名と、実施率は4%と低い状況になっておりますので、対象職員への受診勧奨の

回数をふやすなどの働きかけを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 町では、特定健診の受診率向上を図るため、いろいろなアイデアを出しながら、またいろいろな方策をとってきたことに対し、まずもって感謝申し上げます。

質問の1点目と3点目は、特に若い世代の受診率が低いのが40歳代、50歳代ということでございます。その方に絞って個別訪問の実施体制の強化を図り、向上を目指すとはありますが、再質問の一つでございますけれども、自治会に特定健診の受診率などを文書で情報を提供していますが、受診しない方の情報を提出しているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今特定健診を受診しない方の情報をどの程度自治会にお知らせしているのかということで、受診率とか、そういった傾向につきましては、5年に1回の割合で強化地区ということでお願いはしておるわけでございますが、誰が受診しないかといった細かいところまでは、個人情報に関係もありまして、可能な範囲で割合で、あとは地域全体として健康づくりに関心を持っていただくような周知になっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） その件については、わかりますけれども、そういうことであればやむを得ないのかなと思いますけれども、今度役場では、個別訪問しながらやっていくということなのですけれども、これは具体的にどういうことをやろうとしているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個別訪問につきましては、今回の特定健診の受診率におきまして、若年世代の割合が特に悪いということで、そこにスポットを当てながら保健師の訪問活動を、今までの実績よりもふやししながら未受診者には、可能な限り全数回れるような対策を講じながら、保健推進委員

さんとか、食改協の方々の協力もいただきながら努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） その点については、わかりましたけれども、いずれいろんな方策をやっぱり考えてやっていかないとだめなのかなということだと思います。私のアイデアではないのですけれども、これは町長からのアイデアをちょっとばくりまして、町長が中学校の卒業式にボードに3つの贈る言葉を書いて祝辞を述べました。そのときのヒントを私がちょっと拝借いたしまして、そのボードに、やっぱり健康、受診率の向上につながる目標とか、標語とかを書いたものを自治会に配布して、自治会の行事ごと、新年会とか、総会とか、そういった行事あるごとに、それを自治会長とか、行政区長とか、公民館長また今回町職員の地区担当者等々が、今度は入ってくると思いますので、そのときに、やっぱりボードを使いながら、これは健康診断ばかりではなくて、町が今後行う重要なことについても紹介しながら高めていくということが、やっぱり一番大切ではないのかなと思います。

そういった面で、ぜひこういうふうなものをつくって、いろいろとあるでしょうけれども、ぜひ検討してもらって、ぜひ実行してもらいたいと。そうすれば、私ら議員としても、挨拶の中に、そういったことをお話ししながらやっていける。

また、ちょっと余談になりますけれども、今日本では、食の残す部分が多過ぎるということで3010運動というやつをやっていますけれども、やっぱりそういったやつも私も自治会のそういった行事のときに、ぜひ30分間、最初は食べて、ご飯30分座って食べると。できるだけ残さないようにという、そういったこともやっていますので、ぜひそういったものをつくって、ぜひ積極的に自治会を巻き込んでやっていかなければだめなのかなと思いますので、その考え、あるのか、ないのか、まずひとつお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

きょう、高橋七郎議員の特定健診の受診、それから保健指導の受診、これはまさに時宜を得たご質問だと思うのです。実は、もう来年度からいよいよ国保の保険者が市町村から都道府県、私らであれば岩手県が保険者になる。そのときに、今国保税のベースになるのは所得、そして医療費なのです。所得は、これはもう抑えるとか、それはもうどんどん上げてもら

ことがいいことなので、医療費の抑制というか、いわゆるこの予防にいかん力を入れていかかという中で、私は特定健診、保健指導が、だから先ほど町の職員の特定保健指導なんかは、もう1人しか、対象者の1人しか受診しなかったと、こういうまずみずから襟を正していかなければならないということと、それからもう今、やはりいろんな形で、この間は、矢次行政区で、やはり私ども行ってきた中で、婦人科検診のお話をされた。これは勇気ある発言だったと思うのですが、集団健診ではなく、個別健診にしてほしいと、そういう意見もあったわけでございます。だから、私どもはそういった受診の機会、頻度をいかにしてつくって、確保していくかと。そして、いかにして対象者にその意識を醸成させていくかということが、これからの私らの求められた、だからこれはもうせつかく保健推進員制度とか、もう今ご指摘のあった自治会長さんとか、行政区長さんとかあるわけでございますので、そういう地域の皆さんと一体となった取り組みをして、いずれ今保険料の、いわゆる医療費の削減のために、国では、11項目にわたって評価をする評価項目を設けられております。その中に特定健診、そして保健指導が重要な役割を果たしていくので、ここのところには、私ども重点的に、かつ機動的な対応をしてみたいと、こう考えております。

そのためにも副町長を中心に、庁舎内に横断的なチームをつくらさせて、これから進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 4点目のポイント制、平成22年度から実施しているということでありませう。

私は、ちょっと前まで教育民生8年間やっていたけれども、ちょっと私は全然こういったことについてわからなかったのです。恐らく町民もわからなかったのかなと思っておりますが、その内容をちょっと詳しくお知らせいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在まで実施しております健康ポイント制度でございますが、これにつきましては、特定健診後の生活習慣病予防リスクの高い方に対する特定保健指導を行うこととなります。その特定保健指導におきまして検査項目あるいは喫煙状況、あるいは腹部、おなかの周りの状態、要はメタボの状態が進んでいる方々に対しては、重い方だと積極的支援、あとまだそこまでいかないけれども、項目が何項目かチェックしている方については、動機づけ支援という

ような制度の仕組みになっておりまして、そういった特定保健指導に取り組んだ方々には、それぞれ協力いただいた記録とか、さまざま出してもらったりとか、実際に運動の進行管理とかさせていただく、その謝礼としまして、例えば体重計であるとか、ウォーキンググッズであるとか、健康に絡むものをおあげしているという状況でございます。

ただ、特定健診と異なりまして、特定保健指導の対象者は少ないものですから、そういった実際のマイレージ制度という取り組みは行っているのですが、余り対象者も少ないということで、ちょっと私らのPR不足もあったかと思うのですが、それを今現在進行しております組織横断的なプロジェクトにおきまして、その中で健康づくりの部分で気軽に健康づくりができて、なおかつポイントがもらえるような仕組みをいろいろ関係課集まりながら鋭意検討しておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 大変ありがとうございます。ちょっと私も認識不足で大変申しわけなく思っております。二戸市では、7月から健診に景品ポイント制を導入するということが新聞報道になっております。矢巾町は、特に40歳から50歳に対して、やっぱりそういったポイント制の導入をぜひ図るべきではないのかなと思っております。私らも今回7月になりますけれども、会派で高知県に、そのポイント制を導入するというこういう健康パスポート制度を考える、健康パスポートを利用した市のポイント制度についてという、これを視察に行ってくるわけでございますけれども、ここでは、すべて高知県が一体となって行っていくと。各市町村もそれに対して賛同していくということでもあります。

ここでは、特定健診やがん検診、人間ドック、それから生活習慣病予防健診などを受診するポイントももらいますよという、これが1つと。それから、市が開催する健康まつり、ウォーキング大会、それから献血とか、そういったところにもポイントがつきますよと。それから、もう一つありまして、市のスポーツ事務、体育館の利用した場合といったときの、この3つがポイントになるようなことになっていまして、私らも行って、また帰ってきましたら、これについて報告したいと思っておりますけれども、まずできれば、矢巾町の40代から50代、このところを絞って、私たちみたいな60歳以上になれば、結構健診率もいいわけでございますので、そこのところの絞ったことに重点を置きながらポイント制を検討してもらえればなと思っておりますけれども、その考え、あるのか、ないのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 七郎議員、40代と50代ね。

○11番（高橋七郎議員） 失礼しました。もう一回言います。40代と50代を絞ったポイント制を導入したらどうかということでございます。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 大変失礼いたしました。ただいまのご質問にお答えいたします。

るご質問あるいは答弁させていただいた経緯からも、40代、50代に対象を絞った取り組みが非常に重要であるということは、明らかになったわけでございますけれども、そういった七郎議員さんから貴重なご提言もいただきましたので、庁内における連携プロジェクトにおきましても、そういったご提言を踏まえながら対象年代を絞るということと、あとはポイント制をその年代に絞って進めるか、あるいは国保全体にするか否か、そこら辺もひっくるめながら総合的に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げますとともに、高知県での視察の状況とかもお知らせいただきながら、より参考にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 最後になりますけれども、先ほど町長からは、職員については、もうお話しされてしまいましたけれども、この件について、やっぱり町民の模範となるように、積極的に取り組んでもらいたいと。それによって、やっぱりメタボの方々が意外と少なくなるのかなということを期待しますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思ひますし、その意気込みをお知らせしてもらいたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず私自身が、特定保健指導の対象者でございますので、そういうことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと。

それから、今ポイントの付与制度の仕組みについては、これは矢巾町だけでなく、できれば、県全体として取り組むことができないか、今度の国保制度の、いわゆる制度の見直しに合わせて私ども町村会なり、または県の会議があった際に、そういったことも要望しながら県全体として取り組んでいくような形にしていくのが私は非常にいいのではないかなと、

こう思っておりますので、今後このことについても、市町村要望の際にも、ただいまいろいろとご教示いただいた内容について要望してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 岩手医科大学総合移転についてお伺いいたします。

岩手医科大学附属病院は、矢巾キャンパスに平成31年9月の附属病院開院に向けて新築工事が起工されましたことから、以下について伺います。

1点目、県道矢巾停車場線及び町道中央1号線改良工事に合わせて、医大付近の無電柱化の考えはないか。

2点目、町道中央1号線の名称を岩手医科大学通り（医大通り）と変更する考えはないか。

3点目、岩手医科大学校舎の住所は、西徳田第2地割、附属病院の住所は、藤沢第1地割から2地割となっている現在の住所を変更し、医大1丁目、医大2丁目に変更する考えはないか。

4点目、町道中央1号線は、矢巾東小学校の通学路にもなっているため、工事中及び開院後の児童や歩行者の安全確保をどのように考えているのか。

5点目、通行量の増加に伴う周辺の渋滞緩和策を考えているのか。

6点目、町内に宅地開発の計画予定はあるのか。

以上、6点について伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 岩手医科大学総合移転についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、電線地中化の事業を行うためには、町の計画だけで進めることができず、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる協議会において、調整する必要があるほか、認可を受けるまでには、相当の年数が必要であること。また、大規模な事業費が必要であることから、現時点での整備は考えておらないところであります。

2点目についてですが、現在のところ、町道名を変更することについては、考えておらないところであります。

3点目についてですが、住居表示に関する法律において、住居表示の実施については、市

街地につき区域を定め、住居表示の方法を定めなければならないとされており、岩手医科大学以外にも市街地が形成されております本町において、必要がある区域全体を総合的に判断して実施すべきものと考えており、一定区域ごとへの段階的な導入、時期など、実施を前提に検討してまいります。

4点目についてですが、工事中においては、交通誘導員を配置するなど、安全確保に努め、事故が起らないよう、安全対策を行っていくこととしております。

また、開院後については、町道中央1号線の整備を開院に合わせて完了する予定としており、歩行者用通路と自転車用通路を設置し、歩行者と自転車利用者を分離した歩道を設けるほか、岩手医科大学附属病院入り口交差点への信号機及び横断歩道の設置要望も行っており、今後も警察や関係機関と安全対策について協議を行ってまいります。

5点目についてですが、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、交通量の増加が見込まれることから、平成26年度に実施した中央1号線を含めた周辺道路における交通量調査及び将来予測の結果をもとに、中央1号線の詳細設計を行っており、渋滞緩和に向けて、県道矢巾停車場線、町道安庭線など、主要な交差点部の改良工事を行うこととしております。

6点目についてですが、平成31年度に予定されております盛岡広域都市計画区域見直しに向けて、民間から宅地開発の相談を受けているほか、市街地区域内においても、小規模な宅地開発の相談を受けておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 1点目の電線地中化について、道路管理者、電線管理者、地方公共団体と調整する必要から年数がかかるので、現時点では、整備は考えていないということで、これは全くそのとおりだと思いますけれども、ぜひ将来的に実現できるように、やっぱり東京オリンピック大会でも、東京都でもそれをやっていくというようなことで予算措置もしているようですけれども、やはり医大が大きくなってしまって、それからなかなかそういった整備もやるのに大変だということもあるでしょうから、できるだけ三者で、なるべく早目に情報交換しながら前向きに検討してもらいたいと思いますけれども、その件についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

協議会につきましては、先ほど言いましたように、道路管理者、電線管理者等々の集まりとなっておりますが、この計画につきましては、無電柱化の推進計画というのがありまして、これ5カ年計画となっております、時期は、31年以降だということで承知をしております。つまりは5年で見直しということになっておりますので、仮にこれに載せるためには、これからという形にはなりますが、まずは道路管理者、それから電線を扱う電力さんとか、あるいはN T Tさんとか、そういったところが全員が了解した上で、地中化を了解した上で進むものと理解しておりますので、どこかの業者さんが、これはちょっと維持費に経費がかかるとかという形になれば、なかなかこの計画も進まないというのも事実でありますので、そういった意味で協議に時間を要するというのを、まずお答えをさせていただいております。

それから、もう一つは、以前にも答弁しているとおおり、キロ当たり4億円から5億円かかると言われていますので、そうなりますと、あそこの区間、1.4キロ、そうすれば、10億円近くかかるということで以前もご答弁させていただいております。つまりは、あそこの4車線化をする上で、うちのほうでは、約15億円ぐらいかかると見込んでおりますので、ほぼそれに匹敵するくらいの金額が、その工事にかかるということから、やっぱり財源的なことも考えれば、すぐすぐはやっぱり町だけではちょっと難しいのではないのかということで現在は考えていないということでご答弁させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 政策的な面については、高橋町長からお答えをお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、困ったことがあるのです。お金は、これはいろいろ工面すればあれなのですが、岩手医科大学のトップの方が、バナーフラッグ、これに固執しているのです。だから、今ここでいわゆる無、地中化をするというと、またいろいろと反論も出るので、非常に私どもとしては、苦しい立場にもあるということをご理解をいただきたい。

それで、どういうバナーフラッグを考えているかという、もう準備はしたのです。この東北電力なり、N T Tのそれぞれの柱に。今あと医大がこういうふうに関わりを取りつけるだけの形にさせていただいたのですが、またこれがバナーフラッグが全部装着されると、これまたすばらしい景観にもなるのではないかとということで、一気にそういう形に持っていけないという悩みもあるということをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 内容はわかりました。だけれども、やっぱりバナーフラッグとやっぱり切り離して、将来的に、理事長もかわる時期もくると思いますので、やっぱりそれを見据えて、やっぱりある程度協議しておいてもいいのではないのかなと思いますので、ぜひ検討してもらいたいと思いますが、その件についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお話ししたとおり、確かに地中化という部分は、先ほど言いましたように、東京オリンピックとか、そういったところ、あるいは都会のほうでは、そういったのも主流にはなりつつあります。メリットとしましては、例えば大地震が起きたときに、電柱が倒れないとかという利点もありますが、その反面、管理が大変で、やっぱり維持費に膨大な金額が電線張っているよりかかるという部分も確かにあるのも聞いておりますので、いずれ町としましては、先ほどお話しした答弁が、今現段階の考え方ではございますが、ほかの事業者さんとも機会があれば、そういったこともちょっと話題を提供して、今後このままという形になるか、一度は、検討はしたこともございませんので、そういった部分では検討はさせていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 2点目と3点目の質問については、これは大変難しいと思っております。2点目については、今この前町長も話していましたが、町道中央1号線を何とか県に移管してやりたいという話もあるので、そこを医大通りというわけにもいかないのかなということで、その話は理解しました。

3点目についてですけれども、やっぱり今医大では、特段何も言っていないと思いますけれども、この前、矢巾町議会と医大との懇談会が5月11日に開催しました。その中で感じたことは、やっぱり医大が矢巾町に何かしてやるのではなくて、矢巾町が医大に対して何をやるのかということがすごく感じたわけでありまして。そういった面で、やっぱり今後医大にも矢巾町としても積極的にかかわっていかねばだめなのかなと思いますので、ぜひそういったことも総合的に、何がいいのかちょっとわかりませんが、そういったことにでき

るだけ手を入れながら検討してもらえればなと思いますけれども、その件について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 住居表示というふうな観点で捉えております。町長答弁にもありましたとおり、実施を前提に検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ぜひお願いします。

6点目の宅地開発が今計画があるということで、まだ具体的にはなっていないということで31年度の改正を待つということでお話を、答弁いただきましたけれども、ぜひやっぱり医大が開院になってからは、結構職員も新規採用した方々も矢巾町に定住する可能性も十分ありますので、ぜひそういった面についても都市計画の見直し、そういったこともやってもらえればなと思います。

それともう一つ、この前医大の懇談会るとき話ありましたけれども、ホテル、それからショッピングモールをつくるに当たって、土地の用途変更をしなければ、ちょっと無理なのかなという話も多分聞いていると思いますけれども、そこら辺もできるだけ要望に応えられるようにお願いしたいと。

矢巾町もこれだけ頑張っているのだよという姿勢も見せてもらいたいなと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず区域の宅地造成という部分からお答えをしたいと思います。先ほど町長答弁ありましたように、平成31年の次回の線引き見直しということで、民間さんからの提案が実は2カ所ございます。これにつきましては、何回か業者さん方とも相談をしております、いずれその実現に向けた形での市街化区域の見直しの中に、ぜひ町としても組み込んでいきたいということで考えております。

ただ、まだスケジュールが示されておられませんので、具体的にすぐという形では、まだあれなわけでございますが、ただ地域とのお話し合いをしているところもありますし、これか

らというところもあると聞いていますので、いずれそういった部分については、まず準備をしながら進めていけるような形でお話を、相談を受けていきたいと考えております。

それから、医大の中の用途地域につきましてでございますが、これにつきましては、そのとおり大規模なホテルが建つということは、今の第1種住居地域ですと、3,000平米以上のものは建てられないということになっていきますので、これにつきまして見直しの依頼を医大のほうからちょうだいしております、現在県と調整をし、その見直しの方向で建材手続を進めたばかりでございます。

いずれことしじゅうには見直しできるような準備というか、その段取りで進めさせていただくということで現在進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 農業委員会法の改正について。改正農業委員会法は、平成28年4月1日より施行され、本町の農業委員会は、来年4月に任期満了となることから、新制度についてお伺いいたします。

1点目、農業委員の選任方法と定数は。

2点目、農地利用最適化推進委員を委嘱する考えはあるのか。

3点目、中立委員の人数は。

4点目、青年や女性の積極的な登用となっているが、人数は。

5点目、新制度に基づく条例案の提出予定は。

以上、5点についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会会長。

（農業委員会会長 高橋義幸君 登壇）

○農業委員会会長（高橋義幸君） 農業委員会法の改正についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更となりました。その選任方法は、おおむね1カ月間、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ

る者、農業者及び農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、その後、農業委員候補者の審査を経て、議会の同意をいただき、市町村長から任命いたします。

定数につきましては、矢巾町農業委員会の委員定数条例で16人と定めております。

2点目についてですが、改正農地法では、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されておりますが、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られ、政令で定める基準に該当する農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができると規定されており、本町の状況は、政令基準となる遊休農地面積1%以下に対して0.06%、農地の集約化率が70%以上に対して81.6%となっていることから、委嘱しないことにしております。

3点目についてですが、農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が1人含まれるように配慮いたします。

4点目についてですが、改正農地法では、年齢、性別等に著しい隔たりが生じないよう配慮しなければならないと規定されていることから、青年や女性が推薦を受け、また募集に応募するよう働きかけを行うなどして、適切な人数を確保いたします。

なお、青年、女性の人数につきましては、定数枠を設けて募集することは、ほかの農業者や団体で募集に応募しようとする者の選任の機会を制限することになるため、人数は定めないことにしております。

5点目についてですが、ご可決賜りました矢巾町農業委員会の委員定数条例のほか、議会定例会9月会議には、国からの農地利用最適化交付金を農業委員に対して支給するためにも、地方自治法第203条の2第4項に基づく報酬の額及びその支給方法を条例で定める必要があることから、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご提案する予定となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 6月2日に全協でこの件については、説明を受けました。また、定数については、6月6日の会議で16名ということで決議しております。農業者が組織する団体、その他関係に対する候補者の推薦を求める。そのほかに委員になろうとする者の募集ということで行うということ説明を受けましたけれども、できれば、年代別と、それから青

年、女性の選任をできるだけ考慮すべきと思いますので、その件について、なかなか何人応募して、何人推薦になるのかなというところで難しいとは思いますが、そういったこともできるだけ考慮してもらいたいと思いますので、その件について伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

農業委員の構成の認定農業者等が過半数以上という要件がございますので、まず認定農業者協議会、それから営農組合組織等に積極的に働きかける予定としております。

また、8月には、町内3カ所、旧村単位で説明会を行いまして、応募する方の募集をしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） この件については、なかなか難しいこともあると思いますけれども、できるだけそういった方を考慮しながらやってもらいたいと、そのように思いますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

次、農地転用適正化あっせん会議、それから農業委員会総会、月2回開催しているということで話を聞いております。今回認定農業者委員が半数以上出てくるということで、特に、秋の収穫時、9月とか10月になると思いますけれども、多忙な時期に、そういった会議が出てくるのかなと思いますけれども、そういったときの出席がなかなか大変だと思いますけれども、そのような対応をどう考えているのか、その件について伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業委員が出席する定例の農業委員会の会議は、原則毎月15日が農地移動適正化あっせん会議、それから20日が農業委員会総会となっております。今お話しされたように、春、それから秋の農繁期には、農業委員さんの意見を参考にしながら、農業委員会の会議規則を逸脱しない範囲で柔軟に対応するように検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 最後になりますけれども、やっぱり農業認定者は、やっぱり大規模農家をやっているということなので、これは大変で、なり手もなかなかないというわけではないでしょうけれども、あると思うのだけれども、やっぱりそういったことをぜひ組みながらやってもらいたいと。

あともう一つ、暇な時期は、そのときはそれでいいのでしょうかけれども、やっぱりいろんな面で、特に新しい委員がなってくるでしょうから、こういった説明会も、研修会というのですか、新しい人に対する説明会もぜひ開催してもらいたいと思いますけれども、その考え、あるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

新しくなられました農業委員さんについては、もちろん勉強会もごございますし、それから県で主催します研修会等がございますので、それらに積極的に参加をいただいて、農業委員会の制度等についても、よく理解をしていただくようにしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で11番、高橋七郎議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 4時34分 散会

平成29年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

平成29年6月8日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
兼防災安全室長			兼政策推進室長		
会計管理者兼	佐藤健一	君	住民課長	浅沼	仁君
税務課長					

福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長 兼矢巾町長 公民館長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） きのうの一般質問の答弁の中で村松信一議員の質問に対する答弁について、山本総務課長から訂正の申し出がありますので、これを許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 今話ございました昨日の一般質問における村松信一議員の2問目、交通安全指導教育についての答弁の際、町道島線の速度規制につきまして、「50キロ」と答弁いたしましたが、こちらにつきましては、「30キロ」が正しいので、訂正させていただきたいと思ひますし、おわびを申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） それでは、日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

1番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄です。

質問の1つ目、町内公共交通網の整備について伺います。昨今全国的課題として、公共交通網について話題となっております。それは、バス路線や鉄道の廃止に伴い、交通弱者

と言われる高齢者等の病院通い、買い物などに支障を来し、個人でタクシーを利用するには、出費がかさむということでもあります。

そこで伺いますが、町の高齢者などが町の施設利用や病院、買い物の移動手段がなく困っている声を耳にすることが多くなっていますので、以下3点について伺います。

1、町内のバス運行路線が減少する中、運転免許証のない高齢者の交通手段について、町はどう考えているか伺います。

2、高齢者の運転による交通事故が多発している現況において、交通手段を確保できないため、高齢になっても運転せざるを得ないという声を耳にしますが、このことにどう対応するつもりであるか伺います。

3、町主催のイベント等のさらなるにぎわいを図るために町内各方面から会場まで臨時バスなどを運行して、イベントを盛り上げる考えについて伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、赤丸秀雄議員の町内公共交通網の整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在町内循環バスさわやか号の利用者数の減少を機に、町内の公共交通に係る諸問題を包括的に検討する地域公共交通会議を設置しており、高齢者の方々の通院や買い物手段などに係る対応についても、地域公共交通網形成計画策定に係る議論の中で検討をしております。当該計画については、8月をめどに策定いたしたいと考えており、町の公共交通全体をお示しする予定としております。

2点目についてですが、近年高齢者の交通事故がテレビや新聞等にて大きく報道されており、高齢化の進展している本町においても危惧されるところであります。現状では、運転者自身の判断で自主返納を行うべきこととなっております。しかしながら、運転を断念するための交通手段の確保については、個々の家庭での対応となっており、高齢者ドライバーの運転を止めてほしいという意見がある一方で、高齢者が運転を断念することは、通院や買い物が自分自身でできないこととなり、高齢者の自立が阻害されることとなります。このような状況について、公共交通全体を再考する上で、配慮すべきものとの考えから、地域公共交通網形成計画策定に係る検討事項としておるところであります。

なお、免許証返納者のみならず高齢者の移動手段の確保については、公共交通の観点だ

けでなく、福祉の観点からも対応が可能と思われまますので、現在行っておりますサービスに加えて、その拡充や、新しいサービスについても今後検討してまいります。

3点目についてですが、コミュニティバスの臨時運行や駐車場とイベント会場間におけるシャトルバスなどの運行などについて、運行面や費用などを勘案しながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 全国的に理由は、いろいろあると思いますが、特に人口減少の過疎化における利用者減少でのバス路線廃止や鉄道の廃止があり、自治体の中には、住民意向を尊重して、交通手段確保に工夫を凝らして、福祉サービス増進に取り組んでいる市町村が多くあります。町では、現在取り組んでいる地域公共交通網形成計画策定を8月をめどに策定する方針のようではありますが、あと3カ月ぐらいの方針づけが可能となる段階であるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 現在進めております公共交通網形成計画、分科会で現在検討中でございます。実は、昨日も議会中に1度開催されております。その中で矢巾町における各種公共交通の現状把握と、その現状からあるべき姿をどのように持っていこうとするのか。そして、それを解決するためにどういった手段がよいのかということの検討を現在専門家の方々にやっていただいております。

そうした中で、幾つか論点があるわけですが、実態として、例えば県交通の路線バスでございますけれども、そういったものについても、矢巾町内の路線につきましては、ほとんどの路線が国の補助金が投入されて維持されているという現状がございます。ビジネスだけで成り立っているところはないというふうにもいいかと思っておりますけれども、そういった現状がある中で、8月までに計画というのは、町としての基本的な考え方をそこに整理するというふうな形での計画になります。そこには、バス事業者やタクシー事業者も計画策定の中には入っておりますので、ある意味、そういったことを踏まえて、それぞれの事業者としてもできる範囲のことが、その計画に盛り込まれるというふうにも捉えておりますので、計画の決定された内容につきまして、後にパブリックコメント等も入れまして、最終的に結論が出ましたらならば、来年度予算で対応できるところがどこかあるか

というところから始めて、具体的に必要な現状に対しての変更といたしますか、よい方向に変えていくというふうなことを対応する予定でありますので、8月に決まれば、その後徐々に来年度から変えていくというふうな、タイミング的には問題がないのかなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今回町の公共交通網整備について、現状把握を行ったデータを当局側からいただいております。その中で、回答した住民の声に送迎してもらえない環境にある方が17%おります。移動は、公共交通利用と答えています。それから、さわやか号の利用が不便なため、38%の方は、外出を諦めたことがあると答えております。これらの声に対し、町はどのように思われるか伺います。

また、会議説明資料の中に、何カ所かに矢巾町の人口は2015年までは人口増加であるが、それ以降は、人口減少傾向にあると記述しています。この資料作成時が平成29年であり、平成28年と29年も町の人口は増加傾向にあります。私、矢巾町は、あと六、七年は、人口増加傾向と踏まえていましたが、このことについての見解も伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） アンケートの中での住民の方々の声というところについては、当然我々としても認識はしておるところでございます。そういった声に可能な限りお答えしたいというふうなことの中で、これまでのさわやか号では、なし得なかった部分が多々あるという現状を鑑みまして、少しでもそれを解消できるような計画変更と実施をしていきたいものだと思っております。

なお、一つの手段が100%の答えにはならないものでもあろうと思っております。というのは、人口の件もそうですし、周辺環境の変化というものもあります。そういったものに対して、ある意味柔軟に対応しながら、少しずつよりよい方向に持っていくというふうな考え方をベースにして進めてまいりますので、なるべくそういった声には応えるべきというふうに捉えております。

なお、計画書に対しての、2点目の計画書の人口の記述でございますが、申しわけございません。ある意味古いデータをもとに、コンサルタントがつくったものについての我々のチェックが甘いところだったと思います。

ただ、いわゆる人口増加するという、3万人構想というベースではさすがに書けないなと思っていましたので、現状を反映させるような形で修正させていただきたいと思います。以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 交通手段確保の全国的取り組みでは、コミュニティバス導入が、この中は当然デマンドタクシーも含まれる部分でありますし、また本当に過疎地域でありますと、住民乗り合いバス、これは住民がタクシーがわりに運転するようなシステムであります。そういう導入がほとんどであります。導入事例として、近くの自治体では、例えば花巻市や雫石町のデマンドタクシーが住民の足確保で好評のようであります。このデマンドタクシー運行、金融機関ゾーン、医療機関ゾーン、買い物ゾーン、公共施設ゾーンに区分して、行き先を効率的に運営していることが主要因と私は考えております。

それで、矢巾町の交通網の現状といいますと、JR矢幅発着の列車は、上下で81便あります。矢幅駅東西の乗り入れの県交通とさわやか号、合わせて平日6系統で36便、それから盛岡駅前から矢巾営業所間のバス運行は、80本以上あります。それから、日詰線系統と北高田線系統で国道4号線北部を運行するバスは、平日で70本以上あります。

このようにデータを見れば、町内の交通網は、不便とまらない状況と思われがちであります。列車とバスの乗り継ぎや、その逆のパターン、それからバス停まで250メートル以上離れている家屋、集落が多い。町の東西のルートの路線がないなど、課題があるため、利用頻度が少ない状況と思われまます。まずは、現状の交通網をいかに利用しやすくして、住民の方々に受け入れていただくことの取り組みが必要と思われまます。このことについて、当局で唯一地域公共交通網形成計画策定分科会メンバーであります副町長から所見を伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） 私も今お話しのとおり、分科会のメンバーの一人として参画、議論しているわけでございますけれども、今議員からのほうのご質問にございましたように、実際にコミュニティバスだけでは、やはり全体をカバーすることは不可能だといったようなことで、分科会のほうでも課題、問題を整理している中では、重要なポイントになっておりまして、今お話しされたようなデマンドタクシーでありますとか、そういうところも混在するような形で検討していかなければならないのではないかと、その分科会での

お話がございます。

したがって、そうしたところも含めて、今コミュニティバスと言われるさわやか号のゾーンから外れたと申しますか、そういうところ以外のところについては、そんな今お話しされたようなところを整理して、分科会のほうでも、そうしたところを案として考えたらどうかというような議論が今まとまりつつあるところがございますので、これからそうしたところをまとめて委員会のほうに上げてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今回のこの質問に当たり、少し調べたことがありましたので、ちょっと紹介させていただきます。

まずオンデマンドタクシー、デマンドタクシーですが、調べたところは、茨城県の神栖市と、埼玉県の東松山市、それから先ほどお話しした花巻市、それから雫石町は調べましたし、実際に視察にも行ってきた状況にあります。どこの部分でも、まず運行管理システムが随分改良されて、手配、登録等の機能が向上していて、住民の使いやすいように交通網を形成しております。自治体によっては、1週間7日運行しているところ、平日運行しているところ、週3日運行しているところ、また時間も8時から17時とか、9時から16時とか、いろいろな住民のニーズに合わせた運行しているわけですが、どこの部分でも料金が300円から500円の、結局乗り合った形のタクシーの部分でありますので、そのような利用で運行されている状況であります。

東松山市については、制度自体は、タクシーを貸し切ったというか、そういうタクシーを頼んで差額を市が補助する制度。例えば1,000円未満であれば、利用者は500円負担とか、3,000円以上かかるところは1,500円の負担とか、そういう補助制度になっていますが、どこでもバス料金より若干高いような形のデマンドタクシーを導入されているように利用を設定しておりました。

そこで、今回議会のほうでも特別委員会を設置して、公共交通のあり方を調査することにしました。私も委員の一人として、町の公共交通網の整備をぜひ行って、交通弱者と言われる高齢者や児童・生徒の足確保に努めてまいりますので、当局の今までの取り組みと連携、連動することを強く望んでおります。このことに対して所感がありましたら伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） このたび調査特別委員会が組織されたということは何っております。そういう中で、今の議員の発言、非常にありがたいなと思います。役場だけということではなく、議員の皆様も一緒に考えていただいて、一緒に解決の道を探りましょうということ、大変心強く思っております。ぜひそういった方向でお願いしたいところでございますし、我々といたしましても、ある意味公共交通を支えるということについての現状の問題点とか、考え方とかということについて情報提供をどんどんさせていただきながら同じ思いの中で解決の道を探るというふうにぜひなっていいただければなと思います。

一端でお話ししますと、全くもってお金のお話で申しわけないのですが、現状のさわやか号の運行事業に対しまして、歳出は800万円弱、歳入は100万円弱、つまりは差し引き700万円ほどで今のさわやか号の事業が運行されている状況でございます。こういった状況を、これどんな形であれ、これまで以上に利便性を向上させる、それからきめ細やかなサービスを提供するということは、効率の問題もありますけれども、総論といたしましては、それ以上のお金がかかるということは、当然想定されるわけでございます。

そして、雫石のあねっこバスというふうな名前なのですが、こちらにつきましても、雫石町では、毎年4,500万円ほど投入して運行しているという現状のようでございます。雫石の場合は、NPO法人がそれを請け負っておりますが、雫石タクシーさんがコアになって動いているという状況でございます。

つまりは、お金だけで解決する部分でもない。受け皿となるような実施主体も必要になってくるというふうに考えられますし、そのためには、いろいろお金だけでなく、人的な対応も必要になってくるであろうと、想像されます。

先ほども国の補助金がないと成り立たないというふうな現状の中で、今後公共交通を何らかの形でよりよい方向にしていくということと、お金がかかるということが基本的にセットでございますし、どんどん創意工夫して、なるべく少ないお金で皆様の足が確保できるようにというふうにしていければよいものだと思っております。ひとつ皆様もよろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○1番（赤丸秀雄議員） 2つ目の質問であります。体育館屋根改修工事の取り組みについて伺います。

4月会議の補正予算において、体育館の屋根改修工事を行うことにしましたが、補正予算のあり方などについて3項目について伺います。

1、改修工事予定の範囲は、体育館本体の屋根のみか。柔剣道室屋根部分は、近い将来も大丈夫であるか。また、今回調査の対象としているのか伺います。

2、今回の補正予算額であるが、調査設計費分のみを初めに補正予算として当初計上を行い、その結果を踏まえて施工費分を再度補正予算計上する形が望ましかったのではないかと思います。それについて伺います。

3、今回補正予算の附帯決議に記載しましたほかの町施設の点検がどうであったか、現時点での状況について伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民総合体育館の屋根補修工事の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、附帯決議における町内施設の実態調査については、現状把握を継続的に行っているところであります。現在のところ、矢巾町民総合体育館の屋根改修工事と同様のケースとして、早急に対応すべき施設はないものと考えておりますが、町内施設の修繕や改修について、他の事業との兼ね合いや財源確保の観点から、全てを予算計上できておりませんでしたので、改めて公共施設等総合管理計画をもとに、各施設の老朽状態や危険性など、優先順位を明確化し、予算に反映させ、町民の皆さんが安心、安全で利用可能な施設運営を行うように努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、町民総合体育館の屋根改修工事の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、改修工事の範囲は、体育館本体であるアリーナ部分の屋根を施工する予定となっております。柔剣道場部分については、過去に雨漏りがあった箇所も含め、現在は雨漏りが発生していないことから、来年度以降の施工を考えております。

また、今回の調査対象範囲については、アリーナ部分と柔剣道場を含めた体育館屋根全体を対象としております。

2点目についてですが、調査設計の結果を踏まえた予算計上とすべきところではあります。施工箇所が屋根であることから、降雪時期前の工事完了が必須となるため、入札等の事務及び足場設計に係る手続期間、現場施工に必要な工期などを考慮し、確実な予算執行を可能とするため、議会定例会4月会議での予算計上としたものであります。

以上、お答えといたします。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 町の唯一本格的室内競技施設である体育館であります。このことの発端は、3月の予算決算常任委員会で、アリーナ部分の屋根が雨漏りしているということでした。その後、別件で同僚議員が体育館に行ったとき、スポーツ大会開催に貸し出しができない状況であることが判明し、重大なことと受けとめ、会派研修の中で、社会教育課から説明を受けたところ、ますます事が重大であると認識しました。

説明では、経費がないとのことで3月に予算計上が無理と判断したとのことでした。資金が必要であれば、資金集めには、クラウドファンディングでも実行しようかと、その案もその場では出ました。その後、すぐに教育民生常任委員会を開催して、再度説明を受けましたところ、当局もこの重大さを認識されたようで、経費を工面した上で補正予算対応を検討している説明がありましたので、まずは一安心した状況であります。

そこで質問であります。今回計上した約5,300万円ですが、どのような試算で調査設計費と施工費を算出したのでしょうか。説明時には、以前の目算額ですが、という前置きをした上でありましたが、アリーナ部分のみであれば、3,600万円から3,700万円ほどというお話で説明を受けた記憶があります。そのことについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

当初ご説明した場合のものにつきましては、予算計上に対する予算見積もりということで業者からとったものでございまして、後ほど再度現場等確認しながら業者のほうに見積もりをいただいたものにつきまして、今回補正で予算計上したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 昨日村松議員が確認していましたが、現在町の施設で体育館屋根改修工事と同様なケースはないものと考えたとの答弁ですが、田園ホールも現在ステージ部分には雨漏りがないが、壁から伝わる雨漏りはあると聞いています。ここも近々に点検調査しなくては大丈夫か心配しておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

雨漏りというわけではございませんが、多少雨漏りのような形で屋根にしみ等がございまして、これが雨漏りに発展するのではないかという心配がございまして、その一部分、まだ防災シートがなされていないということで、今後その対応を検討してまいるところでございまして。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 私の勉強不足であると思いますが、伺います。

委託している指定管理者から改修工事要請が出た場合、現地確認は誰が行い、また詳細確認、調査の業者依頼は、どの時点で実施し、町長と教育長の所掌権限と施工実施区分は、どう対応しておるのか伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず指定管理者の関係で出たわけでございますけれども、現在指定管理、町の公共財産を行っている部分が18施設ございます。この中には、今ご質問、ご指摘ございました田園ホールも入ってございます。ここの中で、ご質問がございました現地確認、いわゆる老朽化、雨漏り、不都合、いわゆる支障を来すふぐあいの部分の確認については、基本的には、指定管理者の部分の中で、これは当然確認の中ではするわけでございますけれども、施設管理、町長先ほど答弁申し上げました施設管理の指定管理を委託している者というのは、町でございますので、そちらの指定管理者の、いわゆる指摘とか意見、こちらについて出た時点も含めまして、町のほうで所管する課が確認に行っているというのが、まず一つございます。

それから、調査、その後の部分の対応の部分についてでございますけれども、そちらに

つきましては、状況等確認、指定管理者と、あと町の所管課、現場のほうで確認した後になりますけれども、そちらについては、修理、改修、必要な部所、この部分については、当然予算化しなければならないものがございますので、それについては、それぞれ所管の部分で所管課の部分で予算化なり、対応については、前に進める形をとってございます。

それから最後に、町長と教育長の、いわゆる施設の部分の管理の関係でございまして、町の施設部分につきましては、田園ホールとか、例えば町の公民館、体育館もそうですけれども、こちらの所管というのは、どうしても教育委員会の部分が所管、管理してございますので、予算対応、予算措置または指定管理者との連携、確認、この部分については、それぞれ指定する部署の職員なり、所管する課が対応しているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○1番（赤丸秀雄議員） 3つ目の質問です。ことしの敬老会の運営方法と準備内容について伺います。

昨年の開催内容と違い、ことしは飲食を伴う懇親の場があり、ことしの敬老会開催が楽しみだと期待する声がありますので、以下について伺います。

1、敬老会参加対象者から地域の人たちとの懇親を深める場を設定するといことで楽しみにしていると聞いていますが、現時点での開催内容をお知らせ願います。

2、3地域に分けての開催であるのか。また、開催日は、同日の日とするのか。それから、運営を誰が行い、アトラクションなどの手配は誰が行う予定としているのか伺います。

3、ある行政区から、自治会役員への負担を懸念する声があるが、町では、どこまでかわりを持ち、支援を行うのか、その内容について伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ことしの敬老会の運営方法と準備内容についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、昨年度において、敬老会あり方検討会で検討した結果、今年度については、敬老会の対象者を従来のおり75歳以上とし、徳田、煙山、不動の3地区ご

とに実行委員会組織を編成することにし、会場を各地区ごとの3会場とすることに意見集約がなされたところであります。

なお、開催内容等の詳細については、各地区実行委員会において協議の上、進めることにしております。

2点目についてですが、開催日につきましては、先月末に開催いたしました各地区第1回実行委員会において、9月16日土曜日、矢巾町農村環境改善センターにて不動地区の敬老会、9月17日日曜日には、矢巾地区農業構造改善センターにて徳田地区の敬老会及び9月24日の日曜日には、矢巾町公民館で煙山地区の敬老会とし、別々の日程、会場にて開催することにしております。

次に、運営及びアトラクションなどの手配につきましては、現段階では、各地区実行委員会と協議の上、関係者が協力し合いながら運営する体制が望ましいものと考えているところですが、今後最善の方法を検討まいります。

3点目についてですが、町の役割として、各地区実行委員会の事務局業務のほか、対象者及び米寿者への開催案内状の送付、米寿者への記念品、敬老会冊子等の資料作成、飲食経費の負担、会場の準備、撤収等を町社会福祉協議会との共同主催として対応するよう考えておりますが、詳細につきましては、各地区の実行委員会において検討を行い、自治会役員の皆さんの負担とならないよう配慮をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 昨年9月以降、私が再三敬老会のあり方について要請してきたことに、今回前向きな答弁をいただき、感謝いたしております。そこで、質問であります。対象者、75歳以上は、町内に3,000人を超えると思われ。今回の開催の出席目標をどれぐらいにしているのか。また、ことしは会場において懇親の場、飲食物の提供であるとのことですので、準備等もあるので、案内状に出席確認を行うのかどうか、その辺を伺います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

敬老会の各地区の参加見込み人数につきましては、平成25年度、26年度の2カ年間、町の体育館で開催したことがございます。その際は、飲食もございましたので、その平均値

をベースに考えてございますが、徳田地区につきましては、約160名、煙山地区につきましては、約300名、不動地区につきましては、約150名ということで考えておるところでございます。

出欠確認、案内状等につきましては、敬老会の案内を例年7月に発送する形となっておりますが、その中に飲食がある旨あるいは出欠の取りまとめについては、これまで行政区長さんに取りまとめをお願いしたこともございましたので、実行委員会で今その取りまとめ方法についても検討しておるところですが、いずれそのような文書で飲食があるということと、あとは追加ですけれども、今バスの送迎ということもご案内、検討中ですので、そういった部分も入れながら、周知をしたいと思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） おととしの国体準備のために利用できなかった体育館、それ以前に開催した内容でやっていただけるということで、まずそこは一安心しております。今の答弁の中にも、車、交通手段の確保の話が出ましたが、そのことについて再度質問させていただきます。

まずデータにおいては、75歳以上の単独、もしくは夫婦世帯数は、合わせて830余りあるようですが、対象者に同居親族がない場合、また今回酒席を伴うことであれば、交通手段確保が必要と考えております。町では、その辺を先ほどの答弁では、今検討して、そのような対応をしたいと考えるというお話でありましたが、交通手段はどのようなことを考えているのか、あわせてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

送迎対応につきましては、町のバスで各3地区の、主に公民館等、例えば老人クラブさんであれば、保養センターへの送迎とかをさせていただいているわけですが、そういった主な停留所等を巡回するような形で対応することを考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今回の会場準備など、ボランティアという形で行うようでありま

すが、ボランティア、ボランティアというのは、言葉は聞こえがよくて、すごく私も好きですが、ボランティアだけでは継続性が途切れがちなのがボランティア、いつときであれば、何をするにもボランティアの支援は必要と思います。長くイベントを継続するのであれば、このボランティアの方々にも何がしかのお礼が必要と考えますが、今回を含め、この辺についての町の考えをお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

敬老会にご協力いただく予定の地域の皆様方に対する御礼等はどのようにということでございましたけれども、今月末あるいは7月初めにかけて、また第2回目の各地区の実行委員会を開催いたしますけれども、私どもといたしましては、そういったお手伝いいただいた方々には、最低でも昼食のお弁当は用意させていただいたほうがいいのかなどというふうなことで考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 最後になると思いますが、まずことしの敬老会が喜ばれて、盛況であることをご期待して私の質問を終わりますが、このことに対して、今まで答弁いただいている担当課長さんの所感があれば、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

敬老会の開催に当たりましては、いろいろ歴史があるわけでございまして、過去においては、3地区で開催して、町の体育館で集約して1カ所開催、そして昨年度あるいはおとしについては、田園ホールで開催と、さまざまな変遷を踏まえてきているわけでございますけれども、いずれ今回は、今までより以上に地域の皆さんと交流、ふれあいながらお互い地域で敬老意識を高めるような敬老会にさせていただきますとともに、来た方々に喜んでもらえるように努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご助言のほどお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 突然であります、やはり町の方針でございますので、高橋町長、所見ございますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今赤丸議員のご指摘のとおり、やはりせっかくやるからには、皆さんに喜ばれる、そしてまさに敬老、お年寄りさんたちを敬う、そういった、みんなで楽しくやれるような敬老会にぜひいたしたいと。

実は、去年いろいろとあったのですが、どうも町民の総合体育館は鬼門でございまして、いろいろあったのですが、いずれ今後、やはり敬老会のあり方を見直す一つのきっかけにさせていただいて、何よりもまずこの3地区でやらさせていただくというのは、まずお年寄りさんたちは、ある意味では、交通弱者でもあるわけでございます。そして、そういう方々にやはり配慮していくためには、1カ所での開催は、なかなか大変だということで、今回徳田、煙山、不動の3地区にバスの送迎も、そしてもう一つは、私どもとしては75歳以上の方々にあれなので、地区には、老人クラブの組織なんかもあるわけございまして、そういうふうな方々からもお支えをしていただきながら、できれば町だけでなく、みんなで喜び合うことのできる敬老会にいたしていきたいということで、いずれ改めてこの敬老会のあり方を含めて、今後の本当に喜ばれるような敬老会にぜひこれからやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開を11時5分とします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、9番、川村農夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 議席番号9番、一心会の川村農夫でございます。通告のとおり順次質問をまいります。

第1問目ではありますが、矢巾町の各種協定について伺います。矢巾町の各種協定は、防災

安全について22協定あり、ほか企画財政課担当が16協定、健康長寿課3協定、上下水道課4協定、総務課、住民課、福祉・子ども課、産業振興課、社会教育課が各1協定ありまして、合計50協定となっております。そして、平成27年4月以降が29件というふうに半分以上平成27年度以降に協定が結ばれております。

防災安全に関する協定は、災害時の緊急あるいは応急の対策に関する協定であり、建設業界や食料、飲料業界、そして通信運搬のほか、要支援者対応と、一般的に備えあれば、憂いなしの構えとして容易に理解できることでありまして、安全、安心の町として評価すべきものと考えます。ほか定住促進に係る緊急機関との協定等は理解できます。しかし、私には、未知の部分が幾つかありますので、この機会に順次質問させていただきます。

まず第1点目ですが、大阪大学大学院及び高知工科大学とのフューチャーデザインに関する研究協定の意図するものと、その選定経緯について伺います。

2点目は、その取り組みの担当者と組織体制、及びその成果の具体化に向けての手順、手法について伺います。

3点目は、楽天並びにアマナとの包括連携協定に記されている10の連携事項について、フューチャーデザインとの関係は、どのように進めるのか伺います。

4点目は、ほか富士大学、盛岡大学等々との連携は、どう生かしていく構想なのか伺います。

5点目ですが、これらに要する経済的負担は、今後どう見込まれているのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、川村農夫議員の矢巾町の各種協定についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、フューチャーデザインは、諸計画の策定の際に、将来世代の役割を担い、現世代との交渉や意思決定に臨む仮想将来世代を設け、現世代のメリットだけではなく、将来世代にとってのメリットも踏まえ、世代間利害対立を乗り越えることを目指し、研究を進めている社会技術であります。

人口減少社会に入り、消滅可能性都市等、縮小を前提とした議論が目立ちますが、このような状況だからこそ将来世代の立場での意見を反映させたまちづくりをすることが重要であ

ると考えておるところであり、そのための社会技術の開発がこの協定の意図とするところであり、あります。

また、選定経緯につきましては、矢巾町の住民参加の取り組みに注目した大阪大学大学院からの申し入れが始まりとなります。

2点目についてですが、企画財政課政策推進室が担当しており、研究体制といたしましては、大阪大学大学院、高知工科大学、東京大学、広島大学及び同志社大学の研究者が平成27年度と平成28年度に実施したワークショップの内容を解析中であり、研究成果として、本年9月を目標に学術論文を学会発表する予定であります。

フューチャーデザインの技術を実際の計画策定や評価に具体的に組み込むことは、世界に先駆けて本町が取り組んでいるものであり、研究成果を活用し、今後策定する計画に採用してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、フューチャーデザイン研究の内容は、計画策定に用いる社会技術という位置づけとしておりますことから、現段階では、連携事項に当該手法の採用は考えておらないところであります。

4点目についてですが、富士大学からは、環境省関連の事業に関し、専門的な知見で技術的な助言をいただいております。盛岡大学からは、ナトカリの開発に当たってご指導いただいたところであります。今後は、政策展開に必要な高度かつ専門的な助言をいただくだけでなく、まちづくりの課題解決に向けた共同研究の実施等も視野に連携を強化してまいります。

5点目についてですが、現段階で経済的負担は発生しておりませんが、連携により得られる成果が見込まれるものについては、連携の相手方と適正な負担を行う必要があるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、再質問させていただきますが、1点目のフューチャーデザインについて、高度な学術の社会技術の開発ということで、私らには、なかなか想像がつかないということとわかりました。本町の吉岡補佐が高知工科大学で講師として、昨年1月23日に講演をされたということには、敬意を表するものであります。現世代のメリットだけでなく、将来世代のメリットも踏まえ、世代間利害対立を乗り越える、7世代先の社会をデザインするというキャッチフレーズもありまして、遠大なものとなりますが、世界に先駆け

て本町が取り組んでいることを知りまして、またの驚きでございます。9月の学会発表も頑張っていたきたいと思いますが、そこでお伺いいたします。

本町の計画策定や評価に具体的に組み込んでいき、将来世代の立場でのまちづくりをする、成果を生かしていきたいということですが、例えば本町の総合計画策定のプロセスにどのように組み入れていくのか。仮想将来世代をどのように扱い、対象とするのか、わかりやすくご答弁お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今のご質問でございますが、若干フューチャーデザインの技術というものについての説明を前段にさせていただいた上で、どのように組み込むのかということにしたいと思います。

フューチャーデザイン、片仮名で書かれているので、非常に何か難しい、高度なことのように思えるのですが、我々も実際その場に際しまして、目にして、ある意味驚きと、そういうものなのかという、そういうふうな思いを抱きました。普通に集めた皆様、一般の町民の方々に、あなた方は50年後の未来の方だというつもりで今の社会を捉えてください。50年後の社会を想像しつつ、50年前にこうしてもらったらよかったのになというふうに思うことはなかったですかと、そういった問い合わせをするというやり方で始めました。今は、もう少し合理的な、もう少し簡単にやる方法もあるのかなということは今研究中でございますけれども、いずれ何に驚いたかといいますと、そういった問いかけをしていく、そういったチームをつくりまして、そのチームの中で50年後の未来をまず想像してください、どんな社会になっていると思いますか。そういった議論を重ねていただいた後に、多くの方が非常に現代の社会の問題を客観的に捉えて発言をなさるといふ姿を目の当たりにしました。

普通の方は、そういったものを心の中にちゃんと想像する力があって、それで発言もできるということを実感いたしました。ちょっと未来人みたいな言い方をしたりして、ちょっと取っつきづらいところもあるかとは思いますが、いずれ非常に平たく言いますと、将来のことを考えて、今何をすべきかということについて自分の今の利害ではなく、先のことを考えたら、やっぱりこうしたほうがいいですよというふうに思えるかどうかです。目先の利害で石油資源、ばんばん使って快適な生活をしましよ、それが優先だという考え方に対し、いや100年後に枯渇するのだから、使い方考えるべきでしょうということに対して、客観的に今の生活を守りたいから、そんな削減は嫌だというふうな話だけにとどまらずに、いや、先のことを考えなければだめでしょうというふうなことを冷静になって議論できるようにする

というのが非常に簡単に言いますと、フューチャーデザインの骨子でございます。

そういった意味で、少し長期的な視点での計画に対し、こういった将来世代、仮想世代というものを設定したチームと現世代のチームとで議論していただく。これは、通常ワークショップのスタイルをとっていますけれども、議論をしていただくというふうなやり方が基本になっているものですから、総合計画などは、まさしくそれでいいのかなと思っております。

総合計画にどう組み込むかということですが、正直申しまして、次の7次総の後期計画の策定に当たりましては、我々担当課としては、従来60人委員会というスタイルは、全くない形、といたしますのも、始まった当初は、先進的なスタイルではございましたが、現在、今日本の中で一般的に総合計画策定の段階で行われている手法としては、ほぼすたれてしまったやり方ですので、今のスタンダードな手法に持っていくということの中で、一般町民の方にお集まりいただいて、ワークショップ等で現状の、声をふだんは上げないような方々のふだんの生活実感としてのいろいろな町が解決すべき課題とか、そういったことを広く集めたいというふうな考え方がありますので、そういったワークショップ等を開催する際に、将来のことを考えなければならないですよという意味合いでのフューチャーデザインの技術を使って、そのワークショップを運営していくというふうなことで7次総後期計画の策定に当たって組み込んでいきたいものだというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） わかりやすく答弁いただきました。ただ、この研究は、継続していくことが、まだ必要だと思いますが、そして同時に学術的な確立も進んでくると思います。後継者育成を考えた取り組みとして、今後どのようなことが必要と考えているのかお伺いします。

というのは、7世代先の社会を描くという発想の各種計画となりますと、町民に理解を得る手法も、それなりに高度なというか、今までとは違った形になってくると思いますので、その後継者育成を含めて、どのように想定されているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 後継者育成についての考え方ということでございますが、先ほどお話ししました、具体的なやり方としては、ワークショップを運営するという。それから、そのワークショップを運営する際に、将来仮想世代というものを設定し、そういっ

た方々にある意味、その気になってもらうということが具体的に実現する部分でございます。

そういう意味におきまして、現在も進行中でございますが、ワークショップを実際に仕切る司会進行役、ファシリテーターと言っておりますが、ファシリテーターの養成。それから、もう一点、その場で議論されたことを文字にしたり、絵にしたりして、その場であらわして、会議に参加している人間に、今何がどういう形で議論されているのかということを見える形にする役割のファシリテーショングラフィッカーというようですけれども、要は絵に描く人、グラフィッカーですから、そういった人間を養成することがまず必要だということで、今現在町の職員に声をかけておきまして、自発的に手を挙げた職員を中心に今現在、そういった人間を養成しているということでございます。

それほど高度な技術というよりは、一定の訓練と経験があれば、務まる内容ではないかなと私も見ておりますので、そういった経験を積む場をいろいろ用意してあげることでちゃんとその仕事が果たせるようになってくるものと思っております。

このファシリテーションの手法なり、グラフィッカーなりというものは、今後いろんな、計画策定だけでなく、各種説明会であったり、そういったところについても、それから今後いろんな形で地元でワークショップを開催したりするときにも、確実に役に立つ技術だというふうに考えておりますので、そういった人間をまず養成すること。それから、フューチャーデザインの考え方でワークショップ運営というものを実際に体験すること、この2点で後継者育成を現在やっているところでございます。

今後につきましても、それを拡大するスタイルにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、3点目になりますが、楽天、アマナについては、各種協定の中に10項目記されておきまして、比較的近未来的なものというか、時期、この先のものも含め、あるいは将来的なところまで波及する分野とか含まれておりますけれども、その提案事項が出されてきた際に、フューチャーデザインといった、今の手法に基づいての審査、検討が必要となってくるのではないかと考えるのですが、楽天、アマナは、例えば仮想将来世代という概念を持ち合わせているのかということをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 楽天、アマナが仮想将来世代的な視点を持ち合わせているか

ということに関しましては、直接的には、そういったことではないものというふうに捉えております。それでも、我々としては構わないと考えております。

なぜかといいますと、楽天、アマナの協定で出されております10項目というのは、相当数が既に楽天、アマナの仕事として、よその自治体とか、いろんな場所で既に行われているものがほとんどでございます。我々にとっては未知の世界ではありますが、既に実例として動いている。もしくはほぼこれから動かせるといったような内容のものとなっております。特に、ぴんとこないのが農業とインターネットの関係性だと思いますが、結局流通を一切経由せずに小規模な取り扱い業者のところに非常に愛情を込めて、自信を持った農作物をそこに預けることによって、そこがインターネットで大々的というよりは、非常に食にこだわった、安全性にこだわった、オーガニックにこだわったような方々にピンポイントに案内して、そこでインターネットで通信販売をするというふうなことが、基本的には、日本全体の中で数えれば、何百人と出てくれば、それで十分ビジネスとして成り立ちますし、そういったふうなことを現実に彼らは実施しておるわけで、そういった部分などでいっておりますので、フューチャーデザインの場合は、どちらかといいますと、先ほど説明しましたように、より長期的な視点の中でどうあるべきかというふうな話のことでもございましたので、そういう意味で、そういう考え方はなくてもよいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 今の件についてもう一度お伺いします。10項目の中に、確かに今お答えになったような製品の販路とか、そういったものもありますけれども、観光誘致だとか、あるいは町の新しいというか、将来のまちづくりといった部分については、やっぱり提案されたものに対してのチェックというところにフューチャーデザインの手法が生かされるのかなという期待感を持ってお聞きしたので、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 楽天、アマナとの協定につきましては、いろいろ項目が多数並んでおります。先ほど申しましたように、既に動いているもの、ほぼもうちょっとで動くというふうなものも含めて書いてあります。協定に際しましては、こういった形での協議で最終的にまとまったのですけれども、そのこういった形といいますのは、楽天さん、アマナさんのところで、あなた方ができることを全て出していただけませんか。あと最終的にそ

のうちのどれに我々が手を挙げて、手を結んでやっていくのかは、また別個というふうな考え方で構わないので、できる可能性のあるものは、全てお願いしますというふうな前提での出してきていただいたものを、その場で、協定の場でセレクトするのではなく、丸抱えでちょっと協定をさせていただいて、今後この中で実際にやれることをどんどん進めていきたいと思いますというふうな考え方で協定を結んだ経過がございましたので、そういった内容になってございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは次に、このフューチャーデザインについて、本町職員の皆さんは、どのように理解して、職員の皆さんへの浸透度合いはいかほどかという点をお伺いします。

また、そういう手法が入ってくれば、議会としても勉強していかなければなりません、庁舎内でどのように普及し、スキルアップしていくのか、構想がありましたらお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 職員への浸透ぐあいということに関しましては、先ほどお話をいたしましたファシリテーター及びグラフィッカーのメンバー等に関しましては、このフューチャーデザインのワークショップについての参加を促しております、実際に体験したり、すぐその場で絵を描いたり、字を書いたりというふうな形の中で参加したり、もしくは直接はかかわらないけれども、運営している様子を見たりというふうな形の中で体験しておりますので、そういったものに関しては、おおむね理解できているのかなと考えております。

ただ、役場全体の中でいいますと、まだ1割ちょっと、二十数人ですので、これを次、フューチャーデザインで実施する際には、もっと多くの職員に現場を見てもらうのが一番理解が早いので、現場を見てもらって、このフューチャーデザインというものの社会技術を体験してもらおうと、次自分たちも応用していろいろというふうなことができるものかなというふうに考えております。

それと、実は前回とかも含めまして、議員の皆様にも若干ご案内した経緯がございます。参加された議員の方もいらっしゃいました。そういったつもりで参加していただいたかもしれませんが、実際運営されているところをかいま見るだけで、かなりぴんとくると思います

ので、次回の際は、議員の皆様も含めてご案内は差し上げたいと思いますので、できればご覧になっていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） フューチャーデザインについては、かなりの部分、理解させていただきました。トータル50という協定なのですが、分野に特化したものは、同類のものもありますので、あれですけれども、数ある協定として捉えたときに、相手があるものです。それで職員の取り組み意欲や、職員のキャパシティー、容量、許容量等の関係、どう捉えているのか。協定の相手に対して十分に対応できると評価しているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 協定の種類にもちょっとよってくるとは思いますが、私のところで所管している、特に大学関係との協定に関してコメントさせていただきますが、大学と自治体が協定を結ぶということの意義は、幾つかあると思うのですが、大きなところとしては、それぞれが持ち合わせているものをうまく活用しながら、お互いウイン・ウインになりましょうというふうに、なれますよねということの中で協定を結ばさせていただいておるところでございます。

具体的には、大学の研究機関は、その研究を実際に行う場、フィールドとかと言いますけれども、その場が、なかなか限られている、限定的である。特に社会科学の分野とかにつきましても、その実際にやる研究をするための場が必要なわけですが、場が余りない中でアンケートとか、そういったことに頼っていろいろ研究はしているようなのですけれども、実際にこのフューチャーデザインにしても、矢巾町の一般の住民の方がここの場に来て、そこでの議論を研究の対象として見るということによって、彼らにとっての有益な場が提供される。そして我々にとっては、その場を提供するために、住民の方を集めたりするようなことはありますけれども、その後、それによって研究成果が具体的なワークショップの運営方法とか、それによって長期計画について、よりよい結果がもたらされるであろうというふうな部分の実益も最終的には返ってくるというふうに考えていますので、お互いウイン・ウインの関係になれるのかなと。

ですので、申し出がありました、大学のほうから研究の申し出、共同研究なり、そういった協定なりの申し出があった場合には、うちとして、そういう場を提供することで成果が得

られるというふうな内容であれば、どんどんやっていったいいものであるというふうに捉えております。

大学以外のところもいろいろあるとは思いますが、そこもある意味研究分野とか、我々が場を提供して、成果が何らかの形で入ってくるというふうなことであれば、それも内容を見た上ですけれども、問題がなければ、どんどんやっていったいいのかなと思います。

許容量といいますか、そこに関してですけれども、協定を結んだからといって、結んだ翌日から365日、その内容について常に頭を働かせてというほどのものを求めて、お互いに求めているわけではございませんので、そういった意味で、済みません、片手間的な対応でも十分できるものが多々あるなというふうに思っております。

そういったこともありまして、大きな負担になっているというほどではないものかなというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、5点目の経済的負担についてですが、要はギブ・アンド・テークで矢巾町としても、相手方に対して相応の協力をし、また研究に対するエネルギーを投じていくということによろしいのかと思いますが、得られる成果が見込まれるものには、適正な負担を行う必要があると答弁されましたけれども、その例として、どのようなことを指しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今後の、現在まではそういったことがなかったということですが、今後想定されますのは、具体的にお金をかけないとできないような実験だとか研究について、それぞれ応分の負担をするということは、あり得るだろうなと想定しています。今もそうなのですけれども、例えば研究発表のために学会に出席するといったようなこととかが、こちらの職員の分は、こちらが負担し、あちらの研究者の方の分はあちらが負担しというふうな、今そういう関係性でいっていますけれども、そういったものではなくて、具体的には、やっぱりアンケートするための経費がかかるとか、そういったものについて、あちら持ちでやっていただける分にはありがたいのですけれども、やっぱりそれだけではちょっと負担仕切れないような内容のものが今後出てきた場合には、応分の負担をするというふうなのは、基本的な考え方なのかなと思っております。

それから、研究開発によって得られた成果物に対しての、やっぱり成果物を今後、実際に
つくっていくとかというふうな話になった際も、一定の金額がやっぱり必要だとなれば、応
分の負担をするというのは、一般的な考え方なのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○9番（川村農夫議員） 第2問目の質問に入ります。

町の地域密着型の施策展開についてであります。1点目ですが、町では、地区担当職員制
を実施いたしました。このほかにもご用聞き隊を創設したとも聞いております。屋上屋では
ないかとの声もありますし、よく理解できておりません。「町長室へお邪魔します」の有線
放送では、町民にとっても、役場にとっても、両方にとってもとてもいいことですねと所感
を交えての放送となりましたし、町長も前から就任してすぐぜひやりたかったという感じで
答えておられました。その体制の行動と施策の意図するものについて伺います。

関連して2点目になりますが、都市計画関連の地区計画の樹立に地域地区の意見をどのよ
うにして盛り込むか伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地域課題の取り組み策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、地域の課題を把握するための手法としては、これまでも行政区全
体を対象とした町政懇談会を開催し、まちづくりについての提言等をお聞きしてまいりまし
たが、行政区の班長や自治会の役員といった地域の活動を担っている方々から、よりきめ細
かな要望や提言をお聞きするご用聞き隊を開始したものであります。これは、直接会議の場
などに伺うことによって、これまで聞くことのできなかつた地域課題なども伺うことができ
るものと考えております。

また、地区担当職員制度につきましては、行政区長やコミュニティ会長が地域の問題など
に関しての行政に対する相談についてどの部署に連絡していいのか困ったときに、地区担当
職員を窓口として、その職員が担当部署との橋渡し役を行い、解決への取り組みに関しても
担当部署から行政区長等へ連絡を行うことで、地域課題の解決の迅速化につなげることを目
的とするものであり、ワンストップで取り組むことができるものと期待をしております。

大まかな分類といたしましては、町政懇談会は、行政区全体を対象としたまちづくりに関

すること、ご用聞き隊は、地域の班長や役員を対象とした地域の課題に関すること。地区担当職員は、行政区長、コミュニティ会長から役場への窓口として迅速化を図るものであります。

2点目についてですが、地区計画は、地区レベルの生活や社会的形態をもととした細やかな都市計画であり、地区住民の皆さんの主体的な取り組みが不可欠なものであることから、原則として土地所有者や地区住民の皆さんの合意形成が図られた上での住民発意を前提と考えており、その過程において、地区計画策定について町として指導や助言など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、具体的な手法については、現在改定作業を進めております都市計画マスタープランの中で検討することとしており、あわせて都市計画に対する住民の皆さんの参加を促す観点からも、都市計画法の規定による都市計画提案制度や、地区計画申出制度について検討をしておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） ワンストップとか、大まかな分類をされると、ますますわからなくなりました。要は、以前の体制、手順でありました地域の課題、要望、ご用は、必ず行政区長を通して役場に申し出てくださいというのが、今までのやり方であり、我々地域役員もそういった認識が今までずっと定着してきておりました。地区役員、班長の会議に訪れて、町としてよりきめ細かいお話を聞くということは、コミュニティ会長や区長の住民意思の掌握がうまくいっていないからかということではないと思いますが、自治会長や区長の話では、まとめあがった、細かい課題ではなくて、話としてまとめたものしか聞くことができないから、本音の細かいところまで聞くためだということなのではないでしょうか、ご用聞き隊は。

ところが、ホームページ等では、1カ月前に申し込みしてくださいのようなことも書かれております。何か1カ月の間に、きめ細やかな部分がまとめられて、丸いものになってしまうのではないかという心配もあるのです。そういった考えについて伺いますし、それからもう一つ、スマートインター関連の、例えば地区計画とかとなった場合に、地区担当職員とご用聞き隊の立ち位置はどうなのかということについても伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずご用聞き隊、それから地区担当職員制ということで、いろいろ答弁させて、混乱を起こしているようでございますけれども、まずひとつ最初ご用聞き隊のほうから、議員さんお説のとおり、今まで地区懇談会、これを41行政区、各年度を分けて4年に1回ぐらいのサイクルで行ってまいりました。これを地区懇談会ということで町の、町長以下、職員が出て、それぞれ地区での要望等々お聞きしたところでございます。その部分については、そのまま残していると言え、ちょっとあれですけれども、考え方として、現在うちでやり方としてとっているのが、まず地区懇談会については、これは当然、今までどおりの形の中で町政懇談会という形の、まず名称については、町政懇談会、これについてまず1つありますと。それから、ご指摘のご用聞き隊というのがあるわけですけれども、まず町政懇談会につきましては、いわゆる行政区全体、例えば何々行政区、これ全体のそれぞれまちづくりに特化したものではないわけでございますけれども、ある意味で町の考え方、まちづくりに関する町の考え方を含めまして、こちらをお示ししながら、そちら政策等に関してご意見、ご提言をもらう場という、荒っぽく言えば、そういう形で現在捉えているところでございます。

それから、ご用聞き隊につきましては、これも同じあれではないかということになるのですけれども、ご用聞き隊につきましては、役場が招集等するものではなく、行政区が開催する班長会議、役員会議、これは人数制限ございません。5人でも6人でもいいわけでございますけれども、その会議の中、会合の中に入り込ませていただきまして、お住いの部分の地域での困り事、心配事、答弁ではきめ細かく住民の要望をまず知って、解決をさせていただくという形の中でご用聞き隊という形のもの。

それで、ご用聞き隊の対応につきましては、基本的には町長、それからあとは総務課、企画財政課の職員、これは書記という任命でございますけれども、ご用聞き隊につきましては、町長とあと職員2名というふうな体制で、それぞれの地区にお邪魔したいというふうに考えてございますし、町政懇談会につきましては、企画財政課中心になりましての、それぞれご提言、スライド等を使つての説明というのがベースになります。

それから、ご質問ございますこれも地区担当職員の関係でございます。特に、現在、先般行いました矢次、しゃべっていいかどうか、矢次行政区さんの部分には、たまたまこのご用聞き隊制度と地区担当職員の制度がスタートして間もなかったものですので、ご用聞き隊の開催する場に地区担当職員を一緒に紹介という形で一緒に同道させたというふうな状況ですので、地区担当職員のほうにつきましては、あくまでも行政区コミュニティからの要望、これは要望の中には、苦情もあると思っておりますし、大きいものばかりではございません。川村議

員さん話してございます、今までも区長を通した、会長を通した形での要望というのは、これは行われておりました。

ただ、ここに来まして、いろんな各地区住民から、地区民から出てくる要望が、いろいろ細部等々にわたる、またがって行く、ここの町道の木だけを切ってくださいという要望ばかりでなく関連した形で、いろいろ役場担当する部署、かなり広範囲にわたっているといえればあれですけれども、いろんな形でそういうふうな要望がございます。その部分につきまして、地区の担当職員が、いわゆる行政区コミュニティとのそういうふうな問題解決、要望先等々の窓口、これにつきまして案内をさせていただきたいというふうに今予定しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） わかりました。ただ、そのほかにも分野によって、例えば道路問題、道路課題が多いからというので都市計画課で回って歩いたとか、そういった部分もありますから、何層にも、隊が中隊から小隊からというか、いっぱいありますので、その辺の使い分け、振り分けを今後もわかりやすく広げてほしいと思います。その点について。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今総務課長もちょっと回りくどい答弁でございまして、わかりやすく言うと、ご用聞き隊と地区担当制の制度については、もう一緒になって、セットで取り組んでいくのだと。それから、もう一つは、区長さんなり、自治会長さんを地域課題は通して、これまでどおりやっていく。

私もよく県議会でお世話になったときに、達増知事さんが、知事の仕事は知ることだと、もうそのとおりなのです。知ることということは、現場を知らなければだめなのだ。だから、先ほど赤丸秀雄議員のご質問の中にもあったのですが、私どもがもう指定管理でお願いしたから、それでいいということではないのです。だから、今回このご用聞き隊と地区担当制をあれしたというのは、まず一つは、一番の最後の私どもの究極のあれは、職員の資質の向上なのです、これが一つ。それから、いろいろ地域課題のいろんな事務事業、これの処理をスピード化して、迅速化していきたいということ。そして、何ととっても、あとは現場に出向いて、いろんな地域課題があったときに、机上、机の上だけでは解決できないわけです。

だから、もう何かあったときは、現場に出るのだと、そういうことをやはり職員の意識、動機づけをしていきたいということで進めてまいりたいということで、何らこれまでとも変わらない中での職員の意識改革をしていきたいということが究極の目的でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 聞くことに対する姿勢はうかがえました。ただ、その後の連絡や検討の報告、結果報告が、矢巾町役場の時計のせい、非常におくれが目立っております。先日も町外の方から、3週間たっても、何の音さたもないとお叱りを受けました。これは議会議員に対しても時折見受けられます。ぜひともこの点から築き直していただいて、また聞いただけかということになってしまわないように、早過ぎるくらいを目指して改善していただきたいと思えますが、町長のご所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ事業事務処理も、いわゆる迅速に処理するというのは、当たり前のことでございますので、私も今お聞きしてびっくりしたのですが、特に私どもが役場の職員でお世話になったときには、先輩たちに言われたのは、できることは投げとおいてもいいから、できないことは、こういうことでできないということの説明責任をしっかりと果たしなさいということを教えられてきたのです。だから、私ども、そして私も、就任のときの挨拶の中では、これからなお徹底してほしいのは、ハウレンソウの精神、心と、ここの報告と連絡と相談、これだけはやってほしいと。

ところが、まだまだこのことは、浸透していないところもありますし、特にも中間管理職の今後底上げをしていかなければならないということで、今私どもがそのことには、逐一对応していかなければならないと。

きょうは、議員各位の皆さん方、もしそういうことがあったら、私に第一報をいただければ、すぐに対応いたしますので、それでそういう組織であってはならないのです、本当は。でも、どうにもならないときには、もうおっしゃっていただければ、私なりに対応させていただきます。

ただ、そういう組織であってはならないということは、肝に銘じながら、管理体制をしっかりと構築してまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは、第3問目の質問を許します。

○9番（川村農夫議員） それでは、最後の質問になりますが、協働の道づくりについてであります。

協働の道づくりの7年前に生活道路を切削材による簡易舗装で走行性と防じん効果を生かす取り組みを地区協働で、道路愛護のもとに実施され、地区民協働で1.5キロメートルの簡易舗装を行いました。協働の道づくりとしては、2路線のみの認定でしたので、所定の機械器具の貸与を受けて実施し、ほかの5路線は、自費を投じての工事を行ったものであります。それは地域に土木関係者が多くいたせいもあるかもしれませんが、みんなで汗を流して快適な生活道路の早期舗装に努力してきた姿だったと考えております。

昨年の地域ごとの調整要望の中で、道路整備要望等の聞き取り調査が行われましたが、その要望したことが、どうこれから展開されていくのかといった、そういう点が見えていないので、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 協働の道づくりについてのご質問にお答えいたします。

この協働の道づくり事業は、交通便利の向上を図ることを目的に、地域に暮らす皆さんと町とが身近な道路の簡易な改良工事を役割分担し、行う事業として、平成23年度に制度化して以来、これまで7つの自治会が本事業を利用し、17路線が整備されております。

今後においても、この制度の趣旨をご理解いただき、地域からの要望があった際には、引き続き要望に沿った事業の推進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 今日協働の道づくりが目につかなくなったと申し上げた、通告ではそういった表現をさせていただいた部分もありましたが、質問書を出すのと前後して北郡山地区の切削材による舗装が実施されたということで、通告書を出した後でしたので、大変その点は、時間差があったことは、申しわけないと思っております。

再度お聞きしますが、道路の整備要望の聞き取り後の、今後の対処策は、今後どうなっていくのかについてお伺いします。

また、もう一点、丸なげの道づくりと申しますか、地区によっては、舗装業者にそのまま

お願いして、地元の人たちは、事故あったりすると危険だから出ないとかということで、住民の汗がしみ込まない協働の道も何カ所か見受けられる部分があるのです。ですから、できる限り協働の汗をしみ込ませた道づくりをしていただくのが、この事業の趣旨ではないかと。

それから、地域の方々も関心と愛情を持って、補修作業にも協力的になってくれるのです。そういった点を努めていただきたいと思います。それで切削材アスファルトの質問ですが、切削材アスファルトの29年度の確保できる量なり、路線とすれば、どういうところが予定されているとか、そういった見通しをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 簡潔にきちっと、要領よく、菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、2点ほどの質問だと理解しておりますが、1点目の平成28年度から、うちの課のほうで要望路線を中心に、それこそ地域の役員さん方を集めていただいて、相談をさせていただいております。昨年は一応5カ所をやりたかったのですが、4カ所やらせていただきました。それで、はっきり申し上げて、予算的なものもございましたので、その4カ所の中で、やっぱりうちのほうでやっぱりすぐやったほうがいいなという部分に関しては、生活道路の費用の部分から早速対応させていただいたところが2カ所ほどございます。まだ、地区によっては、まず優先順位をつけさせていただいておりますが、まだできていないという部分がございますので、いずれうちのほうの担当としましては、その予算を確保した上で何とか地域の方向に向けてやっていきたいというのが道路都市課としての考え方でございますし、今後もそういったことを踏まえて、また新たな地区も回りたいとは考えております。

ただ、今実際のところ矢巾町は、大型プロジェクトが実際進行中がございますので、なかなか予算化、特には、実際ちょっと厳しい部分がございますので、そういった部分もにらみながら、いずれ地域の優先順位をつけさせていただく部分につきましては、何とかうちのほうでも取り組んでいきたいということでご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の協働の道づくりにつきましては、確かに、そもそもの要綱の中でも協働という文言が入っておりますので、地域とともに協働でやるというのがまず趣旨で制度化したものでございますので、議員さんおっしゃるとおり、地域の皆さんと、あるいは業者さんと一緒にやるのが本来の姿だと理解しております。

ただ、地域によっては、土木屋さんがいなかったりということもありますので、いろんな関与の仕方がいろいろあると思いますので、いずれ今後そういった取り組みをする際には、地域の皆さんにもその旨をしっかりとお話をさせていただきながら取り組んでいただけるよ

うにと考えております。

なお、現在、今要望が出されている路線は、ちょっと今年度はまだ予算化はしておりませんが、1カ所、1自治会が希望が出ておりますので、いずれそちらのほうを考えていきたいと考えております。

それから、切削材につきましては、いずれ町でストックしている部分は、現在ございません。要望があった際には、その切削材を町が購入して対応していきたいということでございますので、メーター数がこのくらい分しかありませんとかという形ではなくて、必要な部分は確保していきたいということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で9番、川村農夫議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩をとりたいと思います。

再開を1時といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4番、高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 高橋安子議員 登壇）

○4番（高橋安子議員） 議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。

1問目の質問に入らせていただきます。子育て世代活動支援の充実について。平成27年8月28日、女性活躍推進法が国会で成立し、28年4月から全面施行されました。その後、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な認定企業、えるぼしや部下の育児参加に理解のある経営者や上司のイクボスなどの言葉が生まれました。しかしながら、父親の育児休暇取得率は、2.65%と低い状況が続いているのが現状でございます。核家族化が進む現代、結婚、出産後に職場復帰したくても、保育園等にあきがなく、仕事をあきらめなければならない女性も多いと聞いております。仕事内容も多様化し、仕事の内容によっては、休日や勤務時間も異なることから、職場復帰ができない女性も多いとのことです。そこで、以下についてお

伺いたします。

1点目、本年3月末での本町の待機児童は、ゼロということでしたが、その後の状況はどうなっているのかお聞きします。また、現在本町から町外保育園への入所児童並びに町外から本町の保育園を利用している児童は、どのくらいあるかお聞きします。

2点目、本年5月7日の岩手日報に、保育ママ普及図れという記事が掲載されました。その中には、大規模な保育園を整備することも大事だが、身近に利用できる保育ママの魅力も書かれておりました。本町でも、平成18年に子育て支援センター主催で保育ママ養成講座が実施されております。この講座を受講した方々について、受講後に何らかの形で活躍している方はあるか伺いたします。

3点目、今後人口増加を期待する本町において、待機児童対策として、保育ママの普及を図り、対応する考えはないか伺いたします。

4点目、現在やはぱ一くの子ども一時預かり保育、どんぐりっこは、午前9時から午後7時まででございますが、今後時間を延長する考えはないか伺いたします。

5点目、子ども一時預かり保育について、各施設で、それぞれ利用料金が異なるようです。利用者に対して、一部助成するなどし、公平な料金にする考えはないか伺いたします。

6点目、昨年から本町でもフードドライブの取り組みが始まり、昨年12月と、本年3月に役場庁舎を中心に、あるいは通年でやはぱ一く内やさわやかハウス等で実施され、大きな効果を得ております。また、本年2月から毎月第3日曜日、母子寡婦福祉協会がここかむ食堂を開催し、昼食を安価で提供しながら、ひとり親家庭などの憩いの場を設けております。今後町として、ひとり親家庭や高齢者世帯及び貧困家庭を対象とした安価で提供できる食堂をつくる計画はないか。

以上、6点について伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、高橋安子議員の子育て世代活動支援の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年度は、待機児童を出すことなく、昨年度より58名増で保育所の運営をスタートしておりましたが、4月以降に求職活動等の理由で、年度途中からの入所希望申請は、5月末現在25名から受け、そのうち13名が保育園に入所できましたが、希望に沿えないこともあり、現在12名の待機がある状況です。今後も町内外の保育園、認定こども

園の状況を把握しながら入所に向けた調整を行ってまいります。

また、本町から町外の保育園等に入所しております児童は、47名おり、町外から本町の保育園等へ入所しております児童は、62名となっております。

2点目についてですが、本町では、平成12年度から保育ママ養成講座を開始しております。平成13年には、受講生が中心となって、有償託児ボランティア矢巾ゆりかごを発足しており、平成14年には、NPO法人資格を取得し、現在やはぱーく内の子育て世代活動支援センターどんぐりっこの運営や、町内児童館の運営等にも活躍の幅を広げております。保育ママの活動そのものは、現在は2名の方が実際に活動できる状態ですが、毎日子どもを預かるような託児は行われていなく、保護者の方の受診支援等、一時的な支援をしていることを把握しております。

また、平成18年度保育ママ養成講座の受講者の方々が中心となって保育ママの会を立ち上げ、現在5名が登録されておりますが、町内に個人で設置した子育て支援施設があり、そこを拠点とした子育てボランティア活動を展開していることを把握しております。

3点目についてですが、家庭で保育を行う取り組みを公的に支援していくためには、子ども子育て支援法の中で決められております基準をクリアしていくことが必要になり、3歳未満児を預かる家庭的保育事業では、その条件として、一定数の研修の受講による安全な保育技術の習得と、預かる保育室の面積や耐火基準、提供する食事等の規定もあります。それらの基準をクリアして、保育ニーズに応じていくため、市町村が開催しております研修について、盛岡市と連携して実施ができないか検討を始めておるところでございます。

4点目についてですが、昨年度のどんぐりっこ利用実績では、夕方の5時以降は、利用者が大幅に減っている状況にありますし、朝の開館9時前の利用については、どんぐりっこ開館時間を延長するための人員配置を初め、建物全体を管理することにも影響し、現段階では、開館時間の延長は考えておらないところであります。

5点目についてですが、町内保育園の一時預かり保育料は、1日当たり2,400円と設定しておりますが、利用する児童の年齢や延長時間等で差が出てきており、各園ごとの利用状況の詳細を精査し、判断してまいります。

6点目についてですが、現在町としては、子ども食堂のような安価で料理を提供できる施設をつくる具体的な計画はありませんが、ことしから開始いたしました母子寡婦福祉協会が開催しておりますここかむ食堂のように、地域に利用できる資源があることから、今後も地域のニーズあるいは提供していく側の実情を把握するため、庁舎内に設置したいのちの絆プ

プロジェクトと連携し、福祉活動団体や社会福祉法人、または商工会や飲食店等の方々と情報交換をする機会をつくってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 本年58名の増員で運営スタートして、現在12名の待機児童があるということでございます。4月から2カ月で12名ということは、今後まだまだ増加するのではないかとと思いますが、何か方策は考えているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

待機児童対策は、本当に喫緊の課題でありますので、まずは保育園の施設整備の取り組みと、そして民間から受けている提案を受けまして、それが実現できるような取り組み、そしてまたご質問にもありましたように、家庭でできる保育事業というか、今そのことを実現できないかということで盛岡市といろいろ相談させていただいておりますが、矢巾町と盛岡市との関係もありますが、これは広域的な盛岡広域振興局の中の市と町の、やっぱり共通した課題でもありますので、待機児童対策につきましては、広域振興局のほうにもいろいろと相談しながら、この家庭的な保育事業が実現できるような、いろいろ相談をしているところでございますことを答弁いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 現在待機児童の年齢は、何歳でしょうか。

それともう一つ、町外から62名入園している児童は、保護者が本町に勤務しているなどの規定があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

待機児童というか、新たな保育の申請で相談を受ける年齢で多いのが1歳児、2歳児の、主に育児休暇明けというところが多くなっているところでございます。

あとは町外から受け入れている保護者の方の状況ですが、やはり矢巾町内に勤務先があるということで希望されて来ている状況が多いと把握しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 今後31年の医大の病院移転によりまして、人口増加が考えられる本町としては、まずは子育て施設整備に力を入れる必要があると思います。しかし、一定の期間を過ぎれば、人口減少も考えられます。その場合、施設をふやすということよりも、保育ママを活用した家庭的保育事業を利用することも必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、家庭的保育事業では、その条件として、一定数の研修の受講による保育技術の習得が必要とのことをございます。どのくらいの時間の研修が必要かお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新規に始める方、あとは研修につきましては、新規に始める方、そしてまた資格がある方、そして今現任で何かの形で携わっているということで、さまざま条件が違ってきているということをお認識しておりますが、かなりそれは、例えば資格が、ちょっと精査してお答えいたしますので、済みません。

○議長（廣田光男議員） 後刻。

それでは、今ちょっと保留。

いいか、しっかりしていこう、はい。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 済みません。大変申しわけございません。新規に始める方、家庭的保育の就業前の研修といたしましても21時間プラス2日以上とか、あるいは認定研修といたしましても、何かの資格を持っていると、1年以上経験した方でも88時間とか、まさしく本当に命を預かることをございますので、かなり高い基準があるのだなということをお把握しておりますので、単独で市町村で行うにはできるものなのか、そしてまた広域で、盛岡市との連携でどういふところを相談させていただいている状況であります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） とても長い時間の研修が必要だということがわかりました。新規で出す場合に21時間で、何か資格を持っている方が88時間というのは、その新規で始める方も何か資格を持っている方ということなののでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 済みません。新規というか、家庭的保育者の就業前の研修とって、本当に基本的なことを学んでいただくための基本的な、基礎的な研修、そしてまた技術の習得にも21時間ほど必要というところを認識しております。

資格そのものは、問われるものではないと思いますが、やっぱりかなり技術を要するところありますが、そういうふうには認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますね。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 核家族化が進んでいる現在、例えば元気な高齢者にも受講を呼びかけて21時間プラス2日ぐらいであれば、何とか子どもを見守ることができるのかなとも思うのですけれども、いずれにしても研修について盛岡市と連携して検討を進めていくことでもありますので、早急に進める必要があると思います。いつごろまでに実施する予定なのか、計画はあるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 研修については、もし可能であれば、今年度というところをできるか、できないかを探っているところですが、もしそれができないのであれば、30年度というところが次の目標になるかなというところでございます。

ただ、本当にいろいろと厳しい基準がありますので、そこを安全に行っていくためということを考えております。

そしてまた、高齢者の方のサポートというところも大事な部分だと思いますが、やはり命を預かるということで、身内というか、インフォーマル、公的なサービス以外でできるものと、あとは公的なサービスの中で調えるべきことと、どちらも大事な視点ですので、それらを並行していくことも大事だと思います。

それでまた、インフォーマル、身内とか地域での支援については、ボランティアとして、それはサポーター養成講座も現在も行っているということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） いろいろと進めていらっしゃるということですが、医大ができる前に、人口がふえていく傾向があります。それで、子どもたち、今少子化と言われる中にも、少しずつ子どもがふえていっております。できるだけ早く対策をとっていただいて、

それに備えていただきたいと思います。

実は、保育園にあきがなく待機児童になっても、仕事に復帰しなければならない場合、無認可保育所に預けることで月五、六万円ほどの費用がかかるということも聞いております。町内の保育園の一時預かり保育料は、1日当たり2,400円ぐらいという設定のようですが、どうしても仕事に復帰しなければならない場合、無認可保育所等に預けることで月五、六万円、兄弟が入っていても、断られたということも聞いております。

そのような場合、待機児童に対して、保護者からの申請で補助金を出す考えはないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず補助金の問題より、まず先に待機児童を解消していく対策にしっかり取り組まなければならないと。今私どもは、全国的に展開しておるところで、来年の4月から保育所を開設いたしたいという、今お話がありまして、今そのことについていろいろ水面下で協議をさせていただいております。まずこれをひとつしっかり開設に向けて、私どももできる限りのご支援、ご協力をいたしていきたいということで、まずそれが一つと。

それから、岩手医大の附属病院、これはもう小川理事長も病院の開設の際にもお話ししておることですが、企業内保育所の設置をやられるということで、高橋安子議員もご存じのとおり、県内では金ヶ崎がそういった第1号として取り組まれたわけですが、そういったことも含め、また今保育ママサービスを初め保育サービスの、いわゆる多様化がいろいろされているわけですので、私どもも今後いろんな形で総合的に、複合的にサービスが展開できるような体制をとっていきたいということで、もうできる限り待機児童を出さないような解消策に向けてしっかり取り組んでいくと。その上で補助金のことについては、今ここではっきり明言いたすことはできないので、お許しをいただきたいと思いますので、全力で待機児童解消策に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思います。現在12名ということは、これからどんどんふえていく可能性がありますので、早急に対策をお願いしたいと思います。

私たち町民の会では、実は保育ママの施設を見学してまいりました。本当に微に入り細に入り一生懸命預かった子どもさんを見ておりました。少ない保育でしたので、特にそうだと

思うのですけれども、事故に関しては、特に気を遣っているようでした。ぜひこの保育ママの制度も考えの中に入れていただけて進めていただければと思います。

次に、食堂についてなのですが、各団体と連携し、検討するというごさいます。ひとり親家庭などのほか、最近では、高齢者世帯やひとり暮らしも多くなっております。できれば、町民センターを利用してはどうかと思いますが、その考えはあるでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 町民センターは、以前答弁等で改修を年内にということで計画を今進めている段階でございます。どのようにつくるのかということは今検討していますので、確定的、断定的なお話はしかねるのですが、食堂としての機能はありますし、部屋もあるので、そういったところを使いながら、いろんな展開は可能だと思いますし、そういった意味で、例えばここかむ食堂とか、そういったものの利用は、入る事業者さんとの調整の上で可能になる可能性はあると思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思っております。ちなみに今母子協で行っているここかむ食堂の意味は3つあるのだそうです。1つ目が、ここにカモン、ここにおいでよ。2つ目がドリームズ・カム・トゥルー、夢はかなうよ、願いはかなうよという意味だそうです。そして3つ目、かむかむ、よくかんで食べよう、幸せかみしめてという意味なのだそうです。人生にとって食べるのが一番大事なことです。ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

また、最近、先ほどの保育事業とも重なるのですけれども、働き方改革が叫ばれている現在、定員満杯の園児を保育している。また、近年では、保育士不足と聞きますが、過重労働となるようなことはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育士さん方の勤務の条件、そしてまた現場の状況から、だっこするとか、背負うとか、いろいろな発達を抱えた一人一人のお子さんの対応ということで、かなり現場の方々には、現場の職員には、いろいろきめ細かい対応をするのに頑張っているということとは、認識しておりますので、担当課といたしましても、連携をとりながら相談を受けて対応して

いくというふうな体制はとっていますし、あと町内の保育園、認定こども園の園長先生方もいろいろと意見を聞きながら、その対応については、今後も継続して一緒に考えていくということを取り組んでいきたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの保育園関係の部分でございますけれども、町の部分です。煙山保育園のことしか、ちょっとあれなので、私のほうはわかりませんが、職員17名の中で、これはローテーション、当然土曜日勤務等ございますので、休日勤務もございますけれども、そこら辺のローテーションで17名体制で行っておりますので、今現在、定員に対して、満杯ちょい超えている部分の人員が入っているわけでございますけれども、それぞれ対応する、国等で定められている先生の基準というのですか、これにまず基づいた形の中で、または不足する部分については、臨職、パートさんの部分、こちらを対応して行わせていただいておりますので、特に過重とかというふうな形ではございませんけれども、やはり手がかかる子どもさん等々、これは当然いるわけでございますけれども、まず何とかぎりぎり基準に即した形の中での職員対応という形で進めさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ぜひお考えいただきながら進めていただきたいと思います。特に、保育士さんとか、介護士さんの仕事というのは、時間外労働だけではなくて、体を使う仕事です。きついこともたくさんあると思いますので、その辺のところも今後も見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、大船渡市とか、久慈市のほうでは、イクボス宣言というのをやったのだそうです。本町高橋町長は、イクボス宣言をする予定はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

私もいろんなまち宣言が大好きでございますが、あれなのですが、このことについては、実は、町立の保育園は1つだけなので、そのほかに、あとはもう民間の保育園なので、そういうところとしっかり協議をさせていただいて、そして本当に思いを共有できるような形に

させていただいてから考えてまいりたいと。

ただ考えてまいるということではなく、ご指摘のあったことについては、前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○4番（高橋安子議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。矢巾斎苑西側駐車場の西山斜面、樹木の伐採後の活用についてお伺いたします。

1点目は、矢巾斎苑西側駐車場に隣接する西山斜面樹木を伐採しましたが、伐採後の活用についてお伺いたします。

火葬場は、故人と最後のお別れの間であり、家族や親交のあった方々が参列し、故人の思い出や悲しみをこらえる場所でもあります。そんな中、花の丘で少しでも心を癒やすことができるとは思います、何か活用計画があるのでしょうか。

2点目、昨今は、煙山苗圃を初めとして、各地区休耕田等を利用して菜の花やひまわりの花が多く植えられております。四季折々、きれいに咲いた花を見て、悲しみを和らげることができればと思いますが、花や木を植栽する考えがないかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾斎苑西側駐車場の西山斜面の樹木伐採後の活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、このたびの伐採は、町の事業として行ったものではなく、東北電力が送電線の保守管理上から民有地のほか、町有地の送電線に係る部分の樹木を中心に伐採したものであり、用地を活用する目的をもって伐採したものではないことから、現在のところ、活用の計画はないものであります。

2点目についてですが、1点目でお答えしたとおり、現時点で活用の計画はないところではありますが、故人をお送りするご遺族等に対し、心安らぐ場となるよう、花や木の植栽について取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 特に活用の予定はないということなのですから、矢巾町の町の

鳥はカッコウです。町の木は松です。そして、町の花はユリです。昔は、山に行くと、ヤマユリが多く咲いていましたが、今は、余り見ることがなくなりました。一面にユリの花を植栽してはいかがかと思いますが、お考えはないでしょうか。

例えば費用がかかるということであれば、葬祭関係者に呼びかけて、花のスポンサーを募集するのも検討してみてもはいかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの高橋安子議員のご質問にお答えいたします。

今回の伐採につきましては、答弁にあったとおり、東北電力が送電線の保守管理上から伐採したものでございまして、民有地と町有地、町有地の部分が約900平米ございます。その全ての部分を活用するのは、ちょっと難しいかとは思いますが、答弁にもありましたとおり、これについては、花や樹木、伐採した趣旨がありますので、低木等にはなるとは思いますが、そういったものを植えてまいりたいというふうにご考えておきまして、町の花ヤマユリであるとか、アジサイであるとか、そういった低木のものを中心にやりたいというふうには考えております。

先般、矢巾町は花のまちということで、岩手日報にも載っておりましたし、今もそのお話がありましたとおり、ひまわり畑であるとか、菜の花畑、森山にも桜の木がございまして。そういった花に囲まれて故人をお送りする、そういったところは非常に心が癒される、なごむ、そういったところにもなりますので、そういったことは検討してまいりたいというふうに思っておりますし、費用の面については、今ご提案のありましたことも考えながら、またいろいろな補助もございまして、そういったものを活用して、またちょっとやり方は、まだこれからにはなるとは思いますが、そういった植えたい方とか、そういったのを募るのもいいのではないかなというふうにも考えております。

なお、あしたになりますけれども、実は商工会のほうで、毎年公共施設にプランターを置いていただいております。商工会の女性部のほうから、斎苑にもそういったプランターを置いていただけるといってご提案がありましたので、あすは、それをまず飾りまして、今後は、花の丘といいますか、そういったところを整備していければなというふうにご考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

する今後の事業についてお伺いいたします。

昨年11月の町長による音楽のまちやはば宣言から7カ月が経過いたしました。本年5月には、開業1周年を迎えたやはば一くで、やはば一くまつりが盛大に行われ、音楽のまちにふさわしく不來方高校や矢巾北中学校の合唱、さんさ踊りなど、にぎやかなお祭りが開催されました。そこで、今後の事業についてお伺いいたします。

1点目は、音楽のまちやはばとして、今後の取り組み計画があるかお伺いいたします。

2点目、大きな声で歌うことは、認知症予防にも効果があるとされることから、田園ホールや、やはば一くを活用して、介護施設等を巻き込んだ合同音楽会を開催してはいかがかお伺いいたします。

3点目、以前職場で中学校の合唱交流を企画した際、生徒から大きな声で歌うことで自分を制することができる、クラスもまとまる、一緒に歌で交流しませんかという発言があつてスタートしました。音楽のまち宣言を機会に、年に1度田園ホールとやはば一くの開放日を設け、町民誰でもステージで歌える日を設定するのはいかがかお伺いいたします。

4点目、本町では、来春には、矢巾スマートインターチェンジが開通します。2019年9月は、岩手医科大学病院が開業します。今後、本町を音楽のまちとともに、花のまちとして宣言し、本町を訪れる方々を美しい花でお迎えしてはいかがかと思いますが、お考えをお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 音楽のまちに関する今後の事業についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、本町に所在する介護施設等では、入所者に対する音楽療法及びカラオケレクに取り組み、さらに独自に開催する敬老会や文化祭において、民謡ショー等のイベントを実施しており、また不來方高校音楽部等との交流会を開催するなど、音楽を通じた入所者との交流活動を行っております。

歌を歌うという行為は、認知症進行防止及び認知症予防に有効であるものと認識しておりますので、介護保険事業所会議などの機会を捉え、先進事例の紹介及び合同音楽会開催の提案を行ってまいります。

4点目についてですが、町民お一人お一人が参加できる取り組みとして、昭和58年から花いっぱい運動を実施するとともに、昨年度は、岩手国体の開催に合わせ、県道不動盛岡線沿いの花壇を整備するなどし、一定の成果を上げております。町としては、旧煙山苗畑のひま

わり畑を初めとする観光資源としての花畑の集客能力に注目しており、今年度は、屋外ゲートボール場に隣接する牧草地を借用し、花畑とする予定であるなど、観光の柱となるよう、事業を進めております。これら全ての事業を通じて、町民の花に対する関心を高め、各家庭や事業所でも取り組める活動を推進し、花のまちとなるような機運が醸成されるよう取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、音楽のまちに関する今後の事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、音楽のジャンルは、とても広いものであり、人の好みもさまざまなものであることから、今年度は偏りのない多様なジャンルの小さな音楽イベントを年に複数回企画してまいります。また、イベントの開催場所については、田園ホールにとどまらず、やはば一くや役場庁舎などの屋内施設、駐車場、公園などのオープンスペースといった屋外施設も活用してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、田園ホールについては、技師が音響、照明などを調節し、舞台上の演目を一番いい状態で聴衆にお届けしている施設です。一般開放という形で、どのような演目を発表するかわからない方が次々と舞台に上がられ、観客も演目途中で自由に客席を出入りするという方法では、田園ホールのよさを感じながら発表し、聞いていただける環境ではなくなってしまうことから、難しいものと考えております。

また、やはば一くにつきましたは、図書センターや会議室、子育て世代活動支援センターの利用等、多目的な利用に供する施設であること、開放日を設けて、誰でも自由に使える形式とすると、他の利用者への影響が生じることが懸念されることなどの理由から、出演者が決まっているイベント会場とする方法以外の音楽に特化した利用については、現在考えていないことから、両施設とも開放日を設ける考えは持っていないところであります。

以上、お答えといたします。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 先日介護施設を訪問した際に、入所者の方々の誕生パーティーがありました。その中で、楽しそうに歌っている姿が印象的でした。歌の力はすばらしいものが

あります。知っている歌があると、顔がにこやかになり、一緒に口ずさむのです。また、ある施設では、詩吟をやっており、いつかはステージにという思いで頑張っているようです。ぜひ田園ホールで実現するようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

そういった観点で町のほうとしても検討いたしまして、そういった機会を設けるように今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ぜひそのようにお願いたします。歌を生きがいとして頑張っている高齢者の方もいらっしゃるようですので、ぜひ検討していただければと思います。

次に、田園ホールについて、一般開放は難しいとのお答えでございました。以前に婦人会の歳末演芸会のリハーサルをやっていたときのことで、お客様は誰もいませんでした。そして、その方が言った言葉は、私今ステージにいるのだよね、立っているのだよね、すごい。どきどきするけど、とても気分がいい、こんなステージに立つのが夢だったのだと言った方がいらっしゃいました。観客は要らないのです。スポットライトを当ててみるだけでも経験して、感動していただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

一般開放という意味で、その方々が自由というか、ステージに立つということは、非常にいいことだと思いますが、多数の方が自分なりの時間にいらっやってステージに立つという、制限する部分が非常に難しいということで、例えばですが、事前に予約をいただきまして、時間制限というか、何時から何時までという区切りをつけていただいて、その方がステージ上で何か演奏するという形をとるのであれば、可能かと思いますが、答弁にもあったように、その時間に観客席のほうでいろいろいらっやって動いたりすると、非常にステージ上の方が気持ちよく使えないということもございましたので、ちょっと難しいなという答弁とさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 一つだけ最後をお願いします。

田園ホールを一般開放というのは、日にちを決めて、1時間から2時間ぐらいの間に、ちょっと立ってスポットライトを浴びてみるという感じだけでもいいのかなと思います。

田園ホールのほうで時間設定、日にち、時間設定をしていただいて、そして歌を歌うということ、スポットライトを浴びてみるという経験だけでも、こういう立派なホールが矢巾町にある、どこか外に行ったときに、町外に行ったときに、矢巾町の田園ホールはこんなところなのだよという話もできるのではないかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 議員のご質問にお答えいたします。

野中課長のほうからお答えさせていただいたのは、演目が関係することです。今高橋安子議員がお話しされたことは、体験ということで、その施設を体験すると、どういうふうな施設なのか、その中でスポットライトはどういうふうに浴びられているのか、そういった体験をするという日を設定してはどうかということなので、これはぜひ前向きに考えさせていただきたいと思います。

私自身もあそこでスポットライトを浴びて、とても気持ちいい感覚を持ちましたので、ぜひたくさんの方にそういう感覚を持っていただきたいなど、そう思います。前向きに考えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 教育長、前向きに考えることと検討することは違うのだよ。

○教育長（和田 修君） 前向きに検討し、実施の方向で考えさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ありがとうございます。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で4番、高橋安子議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時といたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま議場の温度は25度を超えてきましたので、上着を脱ぐ方は、これを許します。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） ただいま先ほどの高橋安子議員の質問に対する答弁について、菊池福祉・子ども課長から訂正の申し出がありましたので、これを許します。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 大変申しわけございませんでした。先ほど高橋安子議員からいただいていた2点目のご質問に対する答弁の中で、ゆりかごの発足につきまして、ゆりかご会のほうが平成14年でありまして、NPO法人の法人資格を取得したのは、平成16年の4月、16年でございますので、大変申しわけございません。おわびして訂正とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、15番、藤原由巳議員。

1 問目の質問を許します。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、やまゆり会の藤原由巳です。3問お願いしてございますが、最初の質問は、近年ますます厳しさを増す農業情勢の中、本町の基幹産業と位置づけられている農業振興計画における本年度の重点施策と、それに伴う予算執行計画について、以下3項目を中心に高橋町長にお伺いをいたします。

まず最初に、1点目といたしまして、28年度予算執行におきまして、生産調整推進対策事業での産地交付金と担い手生産振興事業補助金が27年度に比較しまして、大幅減額となりました。特にズッキーニにおいては、産地交付金が10アール当たり3万7,000円から2万円に。担い手生産振興補助金は、2万円から1,500円と、想像を絶する減額となりました。高橋町長からは、昨年10月13日のグランドホテルでのズッキーニを楽しむ会では、さらなる振興に向け、最大限の協力を約束する旨の挨拶をいただき、生産者を含め当日の参集者全員が元気を出し、さらなる作付増加を確認したと思っておりました。

しかし、その後間もなく、年末から年度末にかけ、生産者あるいは生産組織への特別な説明もなく、この補助金の大幅減額が示されました。つきましては、この結果は結果として受けざるを得ませんでした。このような状態に至った経過について高橋町長の見解をお伺い

するものであります。

次に、1点目の経過を踏まえた中で、町議会3月会議にて可決決定した29年度農業関連予算での重要施策と、その予算執行計画の詳細について、以下お伺いをいたします。

1点目、生産調整推進対策特別事業について。

2点目、農地中間管理事業について。

3点目、いわて農業マスタープラン実践支援事業について。

4点目、多面的機能支払い事業関連について。

5点目、中山間地域等直接払い交付金について。

以上について、よろしくお祈りを申し上げます。

そして、この項の3点目でございますが、来年度から大きく変貌すると言われております新たな米政策において、現時点での情報及び本町の農業の根幹をなす米政策の取り組みについてお伺いをいたします。

本町においては、水田を活用しての米に次ぐ面積の小麦が間もなく収穫期を迎えます。そして、その後には、新たな利活用計画の協議、検討が開始される計画でございます。このことから、来年度以降の、その情報につきまして、早期の情報収集と農業者等への情報提供が求められてきております。あわせまして半年後、年末には、総合的な農業政策の提言も必要不可欠と考えておるものでございます。

つきましては、町独自の新たな政策をも含めて現時点での水田農業政策における町長の見解をお伺いいたします。

また、新たな政策では、米における生産調整廃止から、米販売競争の激化が予測される中、本町の米販売戦略をどう描くのか。その戦略の一つとして、平成31年度に開院する岩手医科大学附属病院関係者における1日当たり2,000食とも言われている食事供給の原料米にできないものか。先般医大関係者との懇談会におきまして、こずかたサービス関係者とも話し合いをいたしましたが、非常に課題は多いとの見解でありました。しかしながら、1日当たり5,000人以上とも言われる交流人口が見込める医大の総合移転事業は、一つの町が新たに誕生するに等しく、米を主とした本町農業を、その食料基地と捉え、その運動に総力を上げるべきと考えますが、町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、藤原由巳議員の平成29年度農業振興重点施策と予算執行計画に

についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ズッキーニへの産地交付金として、平成27年度は、作付自体に10アール当たり2万円、経営主体が担い手であれば、追加で10アール当たり1万7,000円を交付しておりましたが、平成28年度は、春小麦とズッキーニとの二毛作推進のため、担い手への交付にかわり、戦略作物との二毛作について10アール当たり1万5,000円を交付できるよう国に要求したものの、担い手以外の重複助成は、作付自体の交付単価の純増と変わらないとの理由で要求は認められず、当該年度については、作付自体の10アール当たり2万円の交付のみとなったところであります。

次に、ズッキーニへの担い手生産振興補助金についてですが、作目ごとの助成につきましては、産地交付金等が交付されていることを踏まえ、平成28年度から大幅に減額したところであります。

昨年度は、このことについて説明を行えないまま事業を実施し、生産者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしました。今年度は、これらの交付単価の状況等について、逐一説明をしてまいります。

2点目についてですが、生産調整推進対策特別事業に係る担い手生産振興補助金の交付額の見込みは、296万円としており、各作物の交付単価は、産地交付金の交付単価を踏まえ、来年1月以降に決定する見込みとしております。

次に、農地中間管理事業に係る機構集積協力金の交付金の見込みは、事業の活用状況に応じた150万円以外の額としており、来年1月以降に国から示される内示額を踏まえ、来年2月及び3月に執行する見込みとしております。

いわて農業マスタープラン実践支援事業に係る補助金については、6次産業化に必要な冷蔵庫の導入に係る費用85万1,000円を本年7月までに執行する見込みとしております。

次に、多面的機能支払い事業に係る交付金の交付額の見込みは、農地維持及び共同活動に係るものは、取り組み面積に応じた6,302万5,000円及び2,975万2,000円以内の額としており、本年9月以降に、国から示される内示額を踏まえ、年内に執行する見込みとしております。

中山間地域等直接支払い交付金の交付額の見込みは、2,216万3,000円としており、本年6月以降に国から示される内示額を踏まえ、本年8月以降に執行する見込みとしております。

3点目についてですが、水田農業政策について需要に応じた米生産の重要性は認識しているところであり、平成30年産以降についても、生産数量目標にかわる主食用米の生産目安が示され、これを参考に各農家が取り組みを行うことにより、需給バランスの調整を図ってま

いりたいと考えておりますが、岩手県農業再生協議会が定めた水田農業の推進方針、主食用米の生産目安等を踏まえ、町の農業再生支援協議会にて、本年8月までに方針を示してまいりたいと考えております。

また、岩手医科大学附属病院の移転は、米の販路拡大における大きな機会となると考えており、米自体の品質の高さだけでなく、地元ならではの輸送コストの低さ、安定した供給力等の利点を踏まえ、今後も引き続き同病院に働きかけを行い、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 非常に詳細な答弁、大変ありがとうございました。何点かについて再度質問させていただきます。

まず最初は、ズッキーニに関連した事案を中心に再質問をいたします。まず最初に、28年度の産地交付金と担い手振興補助金については、昨年春の当初予算の提案時点から課題ではないかと質問した経緯もありますが、その時点では、従前どおりの額が確保できるというふうな回答がありましたが、最終的には今の町長答弁にあるとおりの実態となりました。

そこでですが、28年度の補助金交付率を見ますと、矢巾町で一番最大の面積を誇る組織では、27年度の補助金に比較しまして、補助金割合がマイナスの84%、いわゆる16%しか交付できなかったと。簡単に言えば、私ら、皆さんもそうですが、去年100万円もらったボーナスがことしは16万円であったと。これ非常に大きなことだと。きょう生産者の代表も来てございますけれども、いずれそういったことから、この春には、生産者からは怒りとも思える問い合わせが相次ぎましたし、その代表あるいはその関係組織と生産者の間には、感情問題のもつれも生じてまいりました。そのことから、4月には、産業建設常任委員会で調査をお願いしまして、それぞれ調査していただいたわけがございますけれども、理解はしたものの、なぜこれだけ大きな事案を説明もなしに事業がそのまま実施されたか、この辺のところを再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えします。

まずもって当課の不十分な対応によりまして、生産者の皆様へ多大なる迷惑をおかけしましたことにつきましておわび申し上げます。

ただいまありましたとおり、品目ごとの交付単価が減額になった理由につきましては、町長答弁のとおりでございますが、それに至った経緯につきましては、国からの交付決定から補助金の交付日までの期間が少なかったこともあり、品目ごとの交付単価の変動につきまして確認が気薄となりまして、本来であれば、生産者の方へ説明を行うべきところでしたが、その説明や十分な対応策がとれずに交付に至ってしまったということで生産者の皆様にご迷惑をおかけいたしてしまいました。

今後の対応策でございますが、交付申請の内容と、交付決定された内容につきまして十分確認を行い、交付単価等の変更があった場合につきましては、速やかに生産者の皆様への情報提供や、それに対応する対応策などを講じるように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） このたびの28年度の交付金につきましては、今町長答弁あるいは担当課長のほうからお話し申し上げましたとおりでございますけれども、いずれにいたしましても、私のほうでも進行管理と申しますか、生産組合さんとか団体、皆さん方とのコミュニケーションと申しますか、そういったところの説明なり、そういったところのお話し合いと申しますか、その情報交換が欠けておったというふうなところで大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、なおかつ今申し上げましたとおり、今後につきましては、そういったところをしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） いずれ今の答弁、本当にありがとうございました。多分これで生産者も、また元気を出してやるものというふうに思っております。そういうことで、いずれあれほど落ち込んでいた生産者も春が進むにつれまして、部会を中心に元気を取り戻し、矢巾町においても、前年を上回るような作付を目指して、今鋭意頑張っておられるようでございます。JA岩手中央管内でもプラス5ヘクタールほどの面積が確保されたというふうな情報もございます。

ということでございますが、つきましては、町の29年度の当初予算が、これにかかわる予算がほぼ28年度と同水準と、こういうことで我々も可決して、決定しておるわけございま

すが、いずれ先ほど来の答弁の中で、いろいろお話あるわけですが、いずれやはり米情勢が来年以降非常に不透明な中でございます。園芸作物で矢巾町の農業者、生きていかなければならない部分もあるわけございまして、このままの予算構成ですと、ほぼ去年の二の舞に近い部分、国の部分は若干ふえそうでございますが、町単事業は、ほぼ同額に近い額で推移するのかなという感がするわけございまして、この辺のところをもうちょっと何らかの手法で、将来の補正に向けまして、何か今の段階で増額的な考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって産地づくり交付金につきましてですけれども、ことしの国の交付金におけるズッキーニへの助成内容につきましては、地域振興作物のズッキーニとして担い手による加算も含めまして、10アール当たり4万円を見込んだ交付単価で計画書のほうを国のほうに提出してございます。

昨年度の反省も踏まえまして、交付単価4万円近い交付金が獲得できるような内容を精査して、計画を立てて申請してございますので、今年度は、国のほうから、これは認めていただけるものと当方では確信をして出している中身になってございます。

それから、2点目の担い手生産振興補助金につきましては、平成28年度から産地づくり交付金が作物ごとには、産地づくり交付金が交付されているということで先ほど町長答弁にもありましたとおり、営農組合のほうを中心とした形で交付をしている中身になってございまして、実は平成27年度、約620万円ほどありました予算が平成28年度から270万円に減ってしまったというようなこともありまして、どうしても営農組合のほうに中心の配分となっているものでございます。それで、ご指摘があったとおり、増額の予定はないのかということにつきましては、品目ごとに減額があった場合などは、大幅な減額があった場合などは、町の単独のそういった補助金を用意して、そういうところについては、助成をしていかなければならないというようには思っております。

担い手生産振興補助金の園芸作物については、重点的な作物というのは認識してございますので、今年度の作付状況等を鑑みまして、作物ごとの、これは結果が出ないと、なかなか配分というのはできないわけですが、今年度の作付の状況を見ながら、なるべく手厚くしていけるような方向で考えられればよいなと思っております。

それから、園芸作物につきましては、町単独の補助事業であります矢巾集落営農応援事業

ということで、園芸作物に対する必要な機械とか設備につままして町単でも、補助率は、県とか国の補助事業に比べますと、若干補助率は下がるわけですけれども、こういった事業も用意してございますので、どしどし利用いただきまして、園芸作物につまましては、我々も支援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

ただいま藤原由巳議員の、特にも5項目にわたって生産調整推進対策特別事業から中山間地地域等の直接払い交付金についてまでの、国に今申請してお願いをこれからするわけですが、これは国から補助金の内示が示される前に、これはもう県、国にも、もう今後こういうことのないように、しっかり把握をしながらお願いしてまいりますので、イロハのイのところでは対応がまずかったということで、本来農業は、いわゆるもうご存じのとおり産業政策と地域政策の連動なのです。そのことをしっかり踏まえていれば、今回みたいなことがなかったのです。特にも、本町の場合は、主食用米とズッキーニという転作作物、まさに最適な組み合わせなわけです。だから、私は、これは今後推進すべきだということで、先ほどご質問の中にあつたときにも、ぜひ町としても取り組んでまいるといってお話をさせていただいた。ただ、基本的なところでつまずきがあつたということで、大変ご迷惑をおかけしたわけですが、今後こういうことのないようにしっかり取り組んで、今から県、国にお願いをしてまいりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 非常に力強い答弁をいただきました。この秋にも、また楽しいことがやれば、非常に幸いだというふうに思っておるものでございますので、今後ともひとつ特段のご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは次に、来年からの水田農業政策の関係で答弁はいただきました。8月までには、方針を示すことができるだろうという答弁でございましたが、きょうは6月のもう中旬に入ります。現段階でもう少し踏み込んだ情報はないのか、再度お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまの質問にお答えいたします。

今のご質問の内容でございますが、実は一般質問いただいた後に、5月29日になりますが、

岩手県農業再生協議会のほうが開かれまして、岩手県における需要に応じた米生産の推進要領というものが示されました。これは、正式にやっとならぬ県のほうで示していただきました。これによりますと、まず流れ的には、従来の流れ方とほぼ同じでございます。ただ変わるのが国のほうで今まで示してきた目標面積を国は示さないということで、これは参考になる数字は発表しますということなので、それを踏まえまして、岩手県の農業再生協議会のほうで生産目標の数量を決定すると。それを各市町村に落として、各市町村の協議会において、また協議をしてくださいますという流れですので、流れ的には、今までと同様でございます。

今後の矢巾町のスケジュールでございますが、今議員ご指摘のように、今回の指示では、8月までに町の協議会でも方向を定めなさいということで、矢巾町の農業再生支援協議会におきましても、JAを初めとした認定方針作成者の皆様との協議を重ねまして、この目安となる数字を定めてまいりたいと思います。

ですので、年間のスケジュール、数字を示す時期とか、それから確定する時期につきましては、従来の時期とほぼ同時期というようなことで生産者のほうにお示しをしていくというような流れになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 農業者は、本当に四十何年ぶりの生産調整の廃止ということで、非常に不安が多くなっておりますので、できるだけ早目の情報提供を望むものであります。

それで次は、医大絡みになります。先ほどもちょっと通告書でも触れましたが、5,000人以上の交流人口が望めるということで先般の医大関係者との懇談の中でも、一つの町がここに誕生するのだよと、そういう意識の中で町として政策を講じてほしいという旨の意見もあったやに聞いてございますが、いずれそれをひとつ基本としまして、本町の農業の振興策と申しますか、それをいろんな分野、角度で考えることも可能かと思いますが、私なりに今一つだけ考えている部分がありますので、これを提言して後で答弁をいただきたいというふうに思います。

いずれ開院しますと、日中の本町の滞在人口がもう一番あそこが多くなるわけでございます。そして今高橋町長は、道の駅構想をいろいろ熟慮しているさなかではございますけれども、ちょっとその視点を変えまして、あれだけ1日当たり5,000人以上もあそこに人が来る中で、道の駅とは言いませんが、あそこに何らかの町内の農畜産物あるいは商工業品、そう

いったものを販売できる施設を考えてみてはいかがかなと。特に医大があ敷地内に、附属病院の敷地内にショッピングモールも計画しているやにも聞いてございますので、その辺のところ、何か道の駅をちょっとまず置いておいて、こちらのほうに方向転換するお考えは、町長さんいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずこずかたサービスもそうなのですが、もうあそこの岩手医科大学はトップダウンなのです。だから、この間も商工会の皆さん方にショッピングモール、これはもう医大のトップからの、私どもぜひ地元をお願いしたいと。ただ、そのしっかりした提案をしてほしいということをおっしゃっておられるのです。私どもが、中継ぎをやらさせていただきました。それで、その後の報告もいただいておりますが、いずれ医大に、私どもが商工会であろうが、農協であろうが、町としてもしっかりした提案をしていかなければ、受け入れてもらえないのです。その意味で、まずこの間は、ショッピングモールの関係は、商工会さんをお願いして、今後どのように進められていくか。これはもう商工会さんのお考え。

それから、もうまさにこういうもう絶好なチャンスというのは、もう二度とないわけですので、これは農協さんと町が一体となってお願いしなければならないということで、今ホットラインも理事長さんとの間につくらさせていただきました。何かあったときは、もう電話欲しいと。また、させていただきたいということでしておりますので、これも商工会さんに続けてJA、岩手中央農協さんにもお話をしっかりつないでいくと。

そして私どもが、いろいろお話聞いている中には、試されているところもあるのです。本気度。これなのです。だから、私はもう矢巾町のいわゆるいろんな米を初め、しっかり供給できるということを示していかなければ、だったら、それはもうよそからでもいいではないかということになるわけです。だから、その辺のところ、これからの、もう時間もないわけですので、時間との戦いでもあるわけですので、そういうことも踏まえながらお話をつないでいきたいということで、だからこれはもうショッピングモール、ミニショッピングモールは、もう商工会さん、それから米飯から何かの農、私どもは農産物、畜産はあれなので、そういうふうなものを農協さんの本気度が問われるということで、これはもうつないでまいるし、いいチャンスだということは、私どもも考えているところでございますので、そしてこずかたサービスさんとか何かのあれがうまく話が伝わらないところも今まであったようなのです。だから、私も医大のトップから直接お叱りも受けました。おまえは、全然役に立た

ないということで、だから今後そういうことのないように、ホットラインをつくらせていただいたし、取り組んでまいります。

だから、もう藤原由巳議員の熱き思いは、私もそのとおりでございますので、しっかりやらさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○15番（藤原由巳議員） それでは、2問目に入りますが、人口増加に伴う全町民参加型行事のあり方につきまして高橋町長にお伺いをいたします。

本町の人口は、ここ数年2万7,000人台で経過しており、今後も増加傾向で推移するものと見込まれ、喜ばしいことと考えております。しかし、その中で、歴史と伝統のある町民運動会を初めとする全町民参加型行事のあり方が問われているのではと考えます。その大きな一つの例として、本年度開催する予定でありました長い歴史のある町民運動会が何らかの要因で開催しない、いわゆる中止となりましたが、その大きな要因は、何なのでしょう。

また、次年度以降の開催に向けては、どのような形で進めていくお考えなのか町長の見解をお伺いいたします。

あわせて、町民参加型の大きな行事としては、春まつり、夏まつり、秋まつりと、それぞれ季節感を取り入れた祭りが開催されてまいりました。いずれも実行委員会を組織し、町長が実行委員長として、多くの町職員の時間外協力で盛会裏に開催され、町民の評価もよかったものと考えております。

一方では、参加町民を見ますと、子どもたちの参加時には、若い新住民と思わしき方々の参加も見られますが、多くは古くからの町民の参加協力で祭りが盛り上がっているようにも見られました。つきましては、本年2月と、ここありますが、正式には1月24日でしたので、ここ訂正願いたいと思います。そのときの29年度予算の企画財政課からの予算の概要説明におきまして、これからの町のイベントのあり方として、町が先頭に立つのではなく、後方支援的な立場で支援をしていきたいともとられる説明がありましたが、今後の町民参加型の行事の開催に向けての町長の見解をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 人口増加に伴う全町民参加型の行事のあり方についてのご質問にお答えいたします。

町民運動会についてですが、矢巾町民大運動会は、昭和30年の3村合併以後、長年にわたり行われてまいりました全町民参加型の行事であり、行政区長協議会との協議により、開催

の可否を決定したところであります。平成29年度の開催に当たっては、協議会役員会にて協議を重ね、開催する方針で全体会にお諮りしたところでありますが、全体会において、開催不可の決定がなされたところであります。今後につきましては、行政区長のほか、コミュニティ会長連絡協議会等の町民大運動会検討委員会を設置し、またアンケート調査の実施を通し、開催時期、競技種目、各行政区の負担を軽減する方策等の検討を重ね、全行政区からご理解、ご協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、春まつり、夏まつり及び秋まつりにつきましては、祭りごとに実行委員会を組織しており、それぞれの形で運営しているのが現状であることから、各実行委員会を一つに集約した上で、祭りごとに幹事会を設けることにより、わかりやすい組織体制とスピーディーに運営できる仕組みづくりを研究するとともに、町民や町内企業等から運営ボランティア等を募集するなど、町全体で協力、参加できるような祭りのあり方を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） まず1点は、町民運動会についてお伺いをいたします。今も答弁にありましたが、長い歴史のある町民運動会も、近年は、町民の間でもさまざまな意見が出ておりました。今回町民運動会開催不可となった最大の要因は、何だったのでしょうか。そして、開催に向けまして全行政区の理解を得ることは、なかなか至難のわざではないのかなども考えますが、その辺のところでは何か今の段階でのお考えがありましたら、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初の不可となった要因の一番大きいところということなわけですが、一番大きいところは、人集め、各自治会、行政区対抗という形をとっておりますので、人集め、これがやっぱり一番行政区さん、コミュニティさんからすれば、非常に大変だと。もっと具体的に言えば、年齢の低いほう、小、中、または若い高校たち、30代、どうしても種目的に年齢構成をとっている種目があるものですので、そこら辺の部分でなかなかオーケーという形のものはいいただくことはできませんでした。

それから、これも要因の一つなわけですが、先ほど言ったように、行政区対抗という形の中で、個人競技の場合、順位づけ、100メートル競争でも、用意ドンと、8人、9人一

緒に走るわけなのですけれども、今の時代はというとちょっとあれなのですけれども、なかなか順位をつけられるにはというふうな形を心配される行政区長さんがおったというのもございました。

それから、もう一点のご質問でございましたけれども、何かそれにかわるもの、いい案でもあったら、示してほしいというご提案でございましたけれども、今回町民運動会、現在のところこういうふうな状況になってございまして、5月に開催いたしました行政区長会議、協議会の中では、今後町民大運動会検討委員会のほうの設置、これをご提案がございまして、みんなでこれをやろうということで決定したところでございまして、開催については、来月、7月中には開催の予定ということで、なかなか全区長さんとか、全会長さんが入りますと、なかなか収集がつかないところがありますので、その代表または体育協会関係、ここら辺も入れながら、今後の検討をしてみたいと。

したがいまして、今時点での何かいい案がという形のものを持ち合わせてございせんけれども、逆に行政区さんのほうからは、町民運動会にかわる、各行政区で、予算今現在も130万円浮かせているという言い方はおかしいのですけれども、予算措置、ご承認いただいているわけなのですけれども、その分で各行政区、自治会に、いわゆる補助金的に配分をしてやるやり方もあるのではないのかというようなお話もいただいておりますので、当初予算の部分については、そのまま手つかずの部分にしてございまして、7月中にも行われる検討委員会の部分、こちらのほうで諮って、来年度以降の部分対応してみたいというふうに考えてございます

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 今の総務課長の答弁、大変苦しい答弁というふうに聞こえました。非常に難しい問題だと我々も認識しておりますが、何とか、運動会でなくても結構だと思うのです。やはり矢巾町は、ご案内のような面積の町でございまして、全町民が一体となつてすべてに取り組んでおるよというのが、対外的な大きなアピールで今まで頑張ってきた経過があると私は認識してございます。そのために中学校も1つにして、それぞれ意識の統一を図ってきた歴史があるわけですので、この辺のところは、何か検討会等でもご協議いただきながら、全町民参加型、楽しんで参加できるようなものを検討していただければというふうに考えます。

次は、祭りと似たような感じになるわけですが、イベントの関係についてお伺いしますが、いずれ先ほどこちよと私の通告の中でもあったわけですが、ことしの当初予算の概要説明の中で、たしか私はそういうふうを受けたわけですが、いわゆるいろんな行事のトップは、それぞれの専門的な組織なり、団体をお願いして、町は、後方支援的な形というふうなニュアンスで私は受けたわけですが、それがどうなのかあれでございませけれども、いずれ今後、春まつりは終わらして、実行委員長は、観光協会長と、夏まつり、秋まつりがあるわけですが、この辺のところの今の段階でのお考えがもしありましたならば、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、祭り、各祭りのあり方につきましては、ここ数年、数年というか、私どもがお世話になってから、このあり方をどうしたらいいかというようなことを考えてまいったわけですが、やはり実行委員会、それぞれ構成するわけですが、いわゆる例えば農協さんであるとか、組合長さん、商工会長さんであるとか、ほとんど同じ団体の長の方々が実行委員会になって進めているわけですが、これをやはりもっと効率的、合理的にやるにはどうしたらいいかということで、今考えておりますのは、やはり一つにして、矢巾町の祭り実行委員会といったような形のものに、これは仮称でございませけれども、そういうふうな形にして、年を通して、そういう形にしたらいいのではないかということで、早速ことしの8月、9月ごろまでには、そういった方向性を決めて、これは各団体も含めて集まっていただいて決めた上で、来年度の予算編成には、そうした予算化をしてみたいと。

そして、なおかつ今年度中には、12月、年度内ぐらいには、来年の春まつりのことがございませので、もう年内中ぐらいには、この実行委員会を立ち上げてまいりたいといったようなスケジュールで、今内々検討しているところでございませ。

また、このあり方につきましても、やはり町が全面的に今までどおりある程度はやるわけですが、ただ、やはり協賛していただく企業さんとか、あるいはそうした人たちも入っていただくような、そういう体制も必要ではないかというところを今検討しておるところでございませので、今後その辺のところ具体的にできるだけ早く進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと申します。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 質問の趣旨は、夏まつり、秋まつりはことしどうかということも聞いているようだが、そのことは、夏まつりのほうと秋まつり、誰か。

稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 今副町長から答弁があったとおり、来年からそういったことで、今年度の夏まつり、秋まつりにつきましては、従来どおり、夏まつりの実行委員会、こちらのほうは、もう実行委員会のほう終了して、詳細な計画も立ってございます。

それから、秋まつりにつきましては、秋まつり実行委員会ではなく、農業祭実行委員会というものが主体となってやってございました。これにつきましても従来どおりの農業祭実行委員会のほうで、今年度の秋まつりにつきましては、実施計画を立てて実施をしてみたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。はい。

○15番（藤原由巳議員） 今年度は、そのとおり進めるということですし、来年度以降、いろいろ検討していくということで、理想としては、非常に望ましい姿かとは思いますが、ただ、やはり今住民が混住化社会の中で、うまくまとまりがとれるかというところが、このリーダーシップを発揮していただかなければならない部分でもあろうかと思しますので、その辺のところは、十二分に考慮しながら進めていただきたいというふうに思います。

そして、イベントの絡み、そして今副町長から来年度以降の話がありましたが、そのテストケースとはならないかと思いますが、先ほど1問目の質問でもあったわけですが、本町の基幹産業、農業を絡めまして、今のところの情報によりますと、本年度は、先ほどのズッキーニを楽しむ会はない。そして、ゆくたがりの夕べも何かないというふうな情報をいただいております。

それで、では、何か一体となった食と農を一体化したイベントは何かということで、きのうたまたま同僚議員からの一般質問の中で、町のロードレース、10月1日開催されると。相当多くの選手、関係者が参加されるだろうというお話がありました。これに絡めまして、前日祭、前夜祭と申しますか、前の日に、例えば町の体育館あたりに町内の農産物あるいは商工業者も一体となりまして、町内農産物を町内のさまざまな料理店、飲食店等が調理しまして、これを全国から集まった関係者におもてなしを含めまして、矢巾町のPRをできる、仮称でございますが、矢巾町食の祭典なるものなどを企画したらいかがかと考えますが、この考えについてご所見をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ゆくたがりの夕べにつきましては、実行委員会、農協の生産部会さんを中心に過去5回開催してきた経緯がございます。ことしの開催につきましては、当初の目的も達成されたので、開催はしない方向でというお話が、実は4月ごろ農協さんのほうからありまして、せっかくやってきたこういったイベントをなくするのは、もったいないのではないかとというお話もありまして、ズッキーニを楽しむ会を含めまして、実は、連休明けに農協さんから、農協の生産部会というか、ゆくたがりの夕べをやってきた生産部会の方々と、それから役場の産業振興課、それから商工会さんからJAシンセラさんにも入っていただいて、実は検討会というのを開かせていただきました。

その中で、一つの品目に特化するのではなく、矢巾町の農産物、それからいろいろ特産品も開発中がございますので、特産品。それから、商工会さんで持っているような商品もございますので、矢巾町を代表するような商品もございますので、これらを一堂に会しまして、広く外に向けてPRする会をやったほうがいいのではないかとということで2回ほど検討会をさせていただいて、検討会に集まったメンバーで、そういった会をしたほうがいいということになりまして、実は、それに向けまして実行委員会を組織して、その会をやるべく、5日の日に実行委員会のほうを立ち上げさせていただいております。

本来であれば、もう事業内容について、はっきりしていなければならないぐらいの時期でございますが、やっと今月に入って実行委員会を立ち上げまして、構成団体さんから幹事さんを出していただいて、詳細を決めていかなければならないということで今月中には幹事会を開きまして、どのような会にしていくかという詳細を決めていきたいと思いますが、まず今決まっている段階では、とにかく矢巾町の農産物に限らず、いろんな、とにかく矢巾町の商品全部集めて、これを町外にアピールするというので開催時期につきましては、今9月の下旬ぐらいを目標に今動いてございます。8月半ばぐらいまでには、ポスターとか、チケットとか、そういうのも準備したいと思っておりますし、まだ詳しいお話ができない状況でございますが、いずれ組織だけはしたということになってございますので、近々議員の皆様にも、その内容等につきましてお知らせできるものと思っております。

ということがありまして、一つの品目に特化してPRをしてきましたゆくたがりの夕べとズッキーニを楽しむ会の開催を一つにまとめたという形で開催したいというようになってご

ざいます。

ズッキーニの会の皆さんにつきましては、楽しむ会がなくなったということで、今一生懸命内容を企画しているところでございますが、矢巾町の6次産業商品とかを含めまして、川徳の催事場を借り上げまして、そちらでPRイベントをぶち上げるということで、これにつきましては、部会が先頭になってございますので、町といたしましては、いろんな産直に声をかけたり、いろんなことで後方支援をしながら矢巾町の、こちらは農産物が中心になると思いますが、そちらにつきましても、まだ日程ははっきりしておりませんが、川徳デパートのほうでそういったイベントも開催するというような予定になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 何か町長さんのお言葉ではないのですが、ぴったり合ったような答弁をいただきまして、ありがとうございました。

せっかく今9月下旬ごろを予定したいというお話でしたので、可能であれば、先ほどちょっと触れましたが、ロードレースが10月1日でございますので、その前日なり、前夜なり、盛大にやることを検討してはいかがでしょうか、こちらさんのほうではいかが考えるかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

せっかくのロードレース大会、多数の方が参加いただいております。800人から900人毎年参加してございますので、その方々に町をアピールする意味でも、非常にいい機会だと思いますので、産業振興課とともに検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずきょう藤原由巳議員からは、全町民参加型の行事ということで、これは非常に大事なことだと思います。それは、大運動会があり、また今もいろいろとお話があったのですが、そこで私はもう町民の皆さん方はもちろんのこと、小、中、高生、例えば保育園も含めて、そして企業の方々、今流通センターでもいきいき祭りを流通センターの中でやっておりますし、あと盛岡市の卸売市場では市場まつりとか、だからそういうひとつ、ここのいわゆる旧

矢巾中学校の跡地、または庁舎の敷地内をうまく利活用して、実は、今年のいわて国体、私開会式と閉会式、希望郷いわて国体、いわて大会、どちらにも全部出たのです。そのときに、岩手県の郷土芸能に物すごく感動したのです。矢巾にもそういうものがあるわけです。だから、運動会だけではなく、もう町民の人たちが来れば、運動会もある、そういった伝統の、いわゆる伝統芸能もある、いろんな。あるところでは、もう歌声が聞こえとか、そういう、今まで縦割りであったものをまとめていきたいなということで、これはひとつ産みの苦しみで、ここひとつ、高橋昌造になってからろくなことが一つもないということを言われているかもしれませんが、この産みの苦しみで、ひとつ形にしていきたいと。

それから、今食の祭典、これもおっしゃるとおりなのです。それで、今、ロードレース大会と、またうちのほうの産業振興課の食のほうの集まり、こういうふうなものの整合性を今後図りながらやっていかなければならないと。そして、今企業の方々には、盛岡で都南の花火上げる日は、寄附集めに来ると。紫波町も、石鳥谷も来ると。矢巾町は、全然来ないじゃと、随分裕福なのだという皮肉まで言われているのです。だから、企業協賛、これを遅きに失したのですが、町からのお金だけ、負担金、あとは農協さんとか、いろんな鹿妻さんとか、農済、そういうことではなく、みんなで知恵と、そしてお互い出せるものは創意工夫しながらやっていきたいということで、ひとつご理解いただきたいということで、今岩手県では、スポーツ文化部というのをつくったのです。だから、矢巾町も将来は、そういうことも含めながら考えていかなければならない時期に来ているのかなということを含めてお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。ゆくたがりのイベントを計画しているようですので、この質問は終わりました、次に、3問目の質問を許します。

○15番（藤原由巳議員） 時間も大分経過しました。3問目に入ります。地区担当職員制度導入に伴う担当職員の職務内容についてでありまして、このことにつきましては、きのうからきょうにかけて、同僚議員からの質問がありましたが、改めて高橋町長にお伺いするものであります。本町におきましては、5月2日の行政区長会議におきまして、5月中旬以降に地区担当職員制度を導入する旨の説明が行われ、15日の町長の定例記者会見によりまして、その詳細が発表されました。その内容につきましては、一部マスコミ報道されておりましたが、多くの町民からは、その職務内容はどうなのか。時間外での業務が多くなると思うが、その際の対応はどうなのかなど、多くの質問が出されてきております。盛岡市でも導入されておることなどから、お互い盛岡市との情報交換等を密にしながら、この制度が今後さらに

充実、発展することによりまして、先ほど来、1問目、2問目で申し上げました課題解決の一助にもなるのではないかとということも考えられるものでございます。

つきましては、この制度を導入した趣意と、その期待的効果等につきまして、またさきの記者会見で発言のありましたご用聞き隊と町政懇談会の取り組み計画につきまして、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地区担当職員制度導入に伴う担当職員の職務内容についてのご質問にお答えいたします。

地区担当職員制度につきましては、行政区長やコミュニティ会長が地域の問題などに関しての行政に対する相談について、どの部署に連絡していいのか困ったときに、地区担当職員を窓口として、その職員が担当部署との橋渡しを行い、解決への取り組みに関しても担当部署から行政区長等へ連絡を行うことで、地域課題の解決の迅速化につなげることを目的とするものであります。

本町においては、行政区長やコミュニティ会長と担当部署との連携はある程度スムーズに行われていると認識しておりますが、これまでになかった地域課題が発生したときには、地区担当職員に連絡することにより、ワンストップで取り組むことができるものと期待しております。

また、ご用聞き隊については、1行政区で既に開催しており、今後2つの行政区において、今後開催予定となっておりますし、町政懇談会については、1行政区において、今後開催予定となっております。ご用聞き隊、町政懇談会とも申し込みによる開催となっていることから、町広報紙等による周知のほか、行政区長やコミュニティ会長との連絡をとり合いながら進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） このことにつきましては、きのうからもう2人以上の議員から質問がありまして、大体は理解しておるわけでございますが、一、二点お伺いしたいというふうに思います。

地区担当職員への職務にかかわる統一した取り組みが望まれるわけでございますけれども、その辺の確認をお願いしたいと。

いずれ地区担当職員につきましては、地元JAでも平成12年ごろからこのような制度を取り入れてまいりまして、私も在職中は、その任に当たってきた経過がございます。しかしながら、その効果が見えるのは、担当職員の職務内容あるいは、その実態、さらには自治会の規模や活動内容によっては、かなり格差はあるかと思いますが、早くても二、三年先でない、その効果は望めないだろうというふうに考えるものでございますので、その辺を考慮した中で、それぞれ行政区長なり、自治会長にもお話しされるべきだというふうに思うのでございます。そして、そのことによって、担当職員が本来の業務に支障が出るようなことは、絶対あってはならないというふうに思うわけでございますので、その辺は管理職の皆さん方、十二分に管理をしてお願いしたいというふうに思うところでございます。

つきましては、一、二点でございますが、この大概の業務は、土日なり、夜間の取り組みが多いと思うのですが、このときの、例えば勤務に対する対価と申しますか、いわゆる時間外勤務となるのか、その辺のところはどうなのか。そして、休日等、例えば丸一日ぐらい何らかの形でおつき合いをしなければならない部分もあるかと思いますが、その際には、どういった対応になるのか。

そして中には、私などは最たるものだと思うのですが、飲酒が伴うことも場合によってはあるかと思いますが、その際には、どのような対応が担当職員として望まれるのか。その辺のところ、統一したお考えがあれば、お伺いをいたしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2点ほど出ましたけれども、まず時間外の部分の対応でございますけれども、当然ながら自治会、行政区によっては、時間外、これはあると思います。その場合、担当職出た部分については、時間外勤務扱いということで、これは総務課の総務費のほうで時間外対応をしてまいります。

それとはまたちょっと別なのですけれども、例えば平日の日中、それぞれ所属の勤務という形で当然あるわけでございますけれども、大きくどうしても対応しなければならない。大きいものは、ちょっと別といたしまして、地区担当職員制度の趣旨、各管理職等への説明行っておるわけでございますけれども、所属長に当たりましては、地区担当職員となっている所属職員が地区担当に関する業務を行う際は、当該職員の担当業務時間内であっても、配慮できるものは配慮してもらいたいという、まず申し合わせ、行ってございますので、何回も

言うように、大きい、どうしても従事しなければならないというような形のものとは別として、そういう配慮をしてみたいというふうに考えてございます。

それから、2点目ございました飲食を伴う場合の考え方でございますけれども、今統一している部分については、基本的に業務の中での対応ということですので、飲食の部分話し合ったことはございませんけれども、業務での対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。ありませんか。

それでは、以上で15番、藤原由巳議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時08分 散会

平成29年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

平成29年6月9日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
兼防災安全室長			兼政策推進室長		
会計管理者兼	佐藤健一	君	住民課長	浅沼	仁君
税務課長					

福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長 兼矢巾町長 公民館長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

3番、廣田清実議員。

1問目の質問を許します。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） まず、昨年度終わったウエルネスタウンプロジェクトについてなのですが、なかなかわかりづらい部分でありまして、これがなぜこういうのを質問するかというと、やっぱりこういう部分で、これからいろんな部分をプランするためにも検証が必要ではないかということで、それからまた町民もなかなかわかりづらい、何をやったのかわかりづらいという部分で質問させていただきます。

まず、実は地方創生は、前に1988年から1989年に竹下内閣でふるさと創生事業という事業がありまして、矢巾町でも温泉を発掘したという、1億円で発掘したという部分がありましたし、その部分でその以降に、温泉を利用したので、11億円、視察等入れれば12億円ぐらいかけて、それが現在残っていないという部分で、あれはみんなひも付の予算、交付金は、なかなか使いづらいということで、1億円を各自治体に交付したという部分でありましたけれども、あれにも深い意味がありまして、きっとそのときにふるさと創生事業については、その自治体がどのようなアイデアを出して、それを利用していくかという部分でありました。逆に言えば、試されたような部分もありましたけれども、それをうのみにした感じがありまして、それを秋田では、村営のキャバレーをつくったとか、あとは純金

のカツオをつくったとか、そういう部分でありましたけれども、それで反省したので、今回の地方創生があって、そういう部分で地方創生には、そういう反省を持って、PDCAサイクルというものを、プラン、実行、チェック、それから改善という部分を踏まえたことで行っている事業だと理解しております。そこで質問させていただきます。

昨年度ウエルネスタウンプロジェクト事業が実施されたが、当初における事業計画の詳細について、契約内容と委託を含めて伺う。また、その事業実績と成果について伺う。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、廣田清実議員のウエルネスタウンプロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

昨年度国の地方創生加速化交付金を活用し、健康や医療分野の資源を生かした地方創生を推進するため、ウエルネスタウンプロジェクト事業を業者委託により実施したところがあります。事業の内容は、公募型プロポーザルにおける業者提案によってプロジェクト全体の総合的なマネジメント支援、推進母体となる協議会の運営支援、事業の担い手となるまちづくり会社の設立支援、地域の魅力を発信するプロモート支援、地域活性化の担い手の育成支援、企業誘致活動等の雇用創出支援及びPR用フラッグ取り付け金具の設置を一括で委託し、契約額4,395万6,000円となっております。

事業実績につきましては、協議会を2回開催し、まちづくり会社の設立準備とホームページ等の情報発信の準備を完了したほか、担い手育成とモデルビジネス創業の支援におきましては、講師を招いてのセミナーを5回開催し、参加者は延べ71人、企業候補ビジネスは4事業選出し、PR用フラッグ取り付け金具は71基、県道矢巾不動停車場線沿線の電柱に設置をいたしました。

また、首都圏から本町への企業誘致の支援につきましては、計7社への働きかけと交渉仲介支援が行われたところであり、総じて委託業務は、契約内容どおり実施され、事業の進捗が図られたものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まずもって、いろんな部分がありまして、こういう部分で契約さ

れて、金額も4,000万円、すごいですね、この金額。私、予算書を見たとき2,200万円ぐらいではないかなと思ったのですけれども、この数字が出てきたということは、そのくらいの契約をしたという部分で私の勘違いだったなと思っております。

その中で、この事業を行ってきた中で71名という部分で、きっとこれはパシフィックコンサルタンツに委託業務をしたと思っておりましてけれども、その中で創業者支援は、創業者に対して支援していくということで、矢巾町、これから地方創生に関することだと思うのですけれども、それ以外に2回ほど料理教室を行ったということで、私は参加しておりませんでしたけれども、およそ1回目の対象は、町民の対象であって、2回目は、事業者を対象としたということでもありますけれども、なかなか町外から呼び込むという部分の力にはなっていないのではないかなと。これ2回の費用、およそ、すごい講師だったというのを聞いておまして、大体500万円ぐらいではないかなという相場を聞いておりましたけれども、それについて、逆に言えば、このことについて、この500万円というのは、妥当だったのかという部分も私はちょっと疑問に思うのですけれども、一つ一つの内容の精査を行ったか、ちょっとお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問ですが、そもそもこれプロポーザル事業という、プロポーザルによる業者提案ということを契約の発注側である我々のほうが内容を見て、この内容ならいいでしょうというふうに認めた上で契約を締結したものでございますので、その提案内容に沿って、実際にそれが行われたのかということを見ながらということで進めたものでございます。

それぞれのセミナーとか、そういったものにつきましては、うちの職員も毎回立ち会っております、そういった中で提案どおりのものがなされた。読み切れない部分としては、参加人数が何人になるかというのは、実際に公募してみないとわからない部分がございますので、それは想定より多いのか、少ないのかと言われますと、少な目だったのかなとは感じておるところでございますが、いずれ約束どおりの講師がいらっしゃって、それでセミナーが進められたというところでございますので、それぞれの部分を検証したというふうに捉えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 今の答弁ですと、矢巾町のほうである程度要望を出して、それに
応えたという部分でよろしいのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） こちらからのリクエストに全て応えてもらったというよりは、提案内容を我々がチェックをして、この提案内容ならいいでしょうという考え方のもとに進めております。

提案の前の段階では、打ち合わせ等しておりましたので、こちらの希望がおおむね盛り込まれたものというふうに捉えてございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そういう部分で提案されたものについて、いろいろ検証して、それに沿って行っていただいたという部分で理解しております。

ただ、金額が金額ですけれども、これ4,400万円余りなのですから、これは全部地方創生から出されたものではないと思うのですけれども、町の負担というのは、幾らぐらいあったものなののでしょうか。これは決算出ているでしょうから、数字は出ると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） こちらの事業は、そもそもが27年度の地方創生の繰り越しとして28年度実施したものでございまして、こちらは100%交付金事業ということで、町の負担はございません。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 町の負担がないということで、金額的に、いろんな部分で交付金をもらった部分で事業が本当にうまくいっているのかという部分の、実質的にもう企画立案になって、実行は行ったわけですが、途中経過とか、そういう点検という部分では、課長会議とか、そういう部分でみんなで共有した部分というのはあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 昨年度中に、いわゆる課長会議等での、そういった議論というものは、直接は行ってございません。担当課のところでやっております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 中間のほうのチェックはしていなかったということで、ということは、その年度が終わって、チェック体制は、今現在はまだ行われているのか、行っていないのか、まずお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 一般的な業務委託というには、正直申しまして、捉えておりましたので、一般的な業務委託につきましては、基本的には担当課が、その進行管理も含めすべてやっておりますし、検査は、随意契約の場合は、担当課長が。そうでない場合、入札の場合は、金額に応じますけれども、他課の課長が検査したりしておりますが、今回のものは随意契約でございましたので、私のところで昨年度事業ということで検査はさせていただきます。完了と認めたものでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） それはそれで、まずわかりました。このコンサルタントの業務の中で、首都圏から本県の企業誘致、支援についてということで計7社があったということでありまして、これ7社あったのですけれども、私の感じでは、この中に1社でも、その製薬会社の企業を誘致していただけるのではないかなという部分も含まれていたように思っておりますけれども、それに関しては、全く7社の経過はどうなったのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 7社といろいろ交渉はさせていただいてということでございまして、うち1社が現在もいらっしやいませんかということでの協議を継続しているところがございます。いかんせん外国の会社だということもあり、なかなか容易には進んでおりませんが、医大のほうと一度はお会いしてみたいかがですかということで、我々も間に入って、まだつながっている状況でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 1社しか残っていないという部分で、台湾の、私もちょっと調べさせていただきましたけれども、台湾の業者でグリコネクスという製薬会社が残っているという話で、3月に契約が終わって、これからも今それもつながっているということは、これからも企業誘致としては、望みがあるものでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 昨年度の契約につきましては、3月31日で完了しておるところでございますが、そもそもが協定によって関係、パシフィックコンサルタンツとの協定によって、その関係が継続して、それが具体的な契約となったのが昨年でございます、協定のほうも延長するということで協議中でございます、基本的には、そのとおりで動いていますが、その協定の範囲の中でお互いに捉えて、いまだに継続をしていると。そういうふうな企業誘致の関係は継続しているというふうにお互いに了解しているところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そういう部分では、これからもぜひ頑張っていたきたい。医大が来ることでしょうし、そういう部分で最後の、担当課だけでいろんな部分を把握して、その業務は全部終わったという観点は持っているようでございますけれども、本当に4,400万円ほどの契約の内容について、改善する必要があるのかという部分は、これからもいろんな部分で委託業務は続くと思うのですけれども、これ結構改善余地がある委託業務ではなかったのかなと思いますけれども、その把握はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今廣田清実議員がおっしゃるとおり、地方創生というのは、まち・ひと・しごとと、基本的にそういうスタンスで私ども取り組んできておりますし、それからウエルネスタウンプロジェクト、どちらかという、見えにくい、健康とか、そういったことで、いずれ私どもこのプロジェクトについては、検証を重ねながら、きのうもフューチャーデザインのお話もあったのですが、いずれ今後検証を重ねて、そして何よりも提案された中身をもう一度精査をして、これを形にして、見える化、いわゆる具体性、具現化を図っていくのが私たちのこれから課せられた課題でございますので、そのことにしっかり取り組んでまい

りたいと、こう思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

○3番（廣田清実議員） 結局、今の町長の答弁のとおりなのです。結局やったものに関して、そのまま投げっ放しであれば、これは何ともならないです。やっぱり費用をかけた分、その部分を何とか、それに見合う部分の費用対効果をやるというのが、やっぱりこれからぜひやっていただきたいし、そうでないと、やっぱり市町村の対抗には、なかなか勝っていけないのではないかなと思います。

それで次に、今度今年度の地方創生事業についてということですがけれども、これもちょっと今回の質問には遅かったのかなという部分ありますけれども、私も、実はきのう総務省の方、私が直接電話しては、何も答えてもらえないものですから、国会議員さんを通して聞いた部分なので、ちょっとがっかりしている部分もありますけれども、地方創生に関しまして、地方創生推進交付金について、どういう交付金の申請をしたかという部分でありましたけれども、実は、担当課からも説明を受けておりましたけれども、庁内だけで立案するのは難しいだろうからということで、確かに企業を入れて、企業名を入れて申請をするということであったようでございます。その企業名を入れるのは、必ず入れなさいということではなかったみたいですが。

実は、矢巾町と同じく企業名を入れて、企業を実行するのが全国で交付金を申請した部分では7割が企業名を入れて、企業の提案を受けてやっているという部分が7割でした。あと3割は、自分たちでやって、企画から、それから立案からして行っているのが3割と言われましたけれども、その中で、私も総務省の方とお話ししたのは、7割ということは、中央から交付金がいただけて、中央の企業さんの名前を入れると通りやすいという部分、これは事実ですよねと言ったら、事実だと。

本当に事実だということは、そうすると、私感じたので、直接言ったのですけれども、中央から交付金をいただきました。中央の企業に、またそういう部分あって通りやすくなっている。では、中央のほうにまたお金を返すような考え、感じになるのですけれども、それは違いますかという話をしたら、そういうふうと言われれば、そのとおりだなと。実質的に、考え方とすれば、やっぱり町、それからいろんな部分で話し合いをして決めるべきではなかったのかなと思いますけれども、その中で今回の質問をさせていただきます。

今年度の実施を予定している地方創生事業について、その詳細内容と、町の費用負担に関し、下記を伺う。

①、インターネット販売支援事業の内容について、費用負担を含めて伺う。

②、ふるさと納税におけるこれまでの件数や寄附額などの応募状況と今後の事業計画について、費用負担を含めて伺う。

③、町内業者への返礼品募集について、何件に声をかけて、何件か手を挙げたのか。また、返礼品の希望状況はということで。

④、豪華返礼品については、報道でなされているが、矢巾町の状況はどのようになっているか伺う。

⑤、町民センター食堂の改修におけるタイムスケジュールや事業内容について、費用負担を含めて伺う。

⑥、交付金終了後におけるまちづくり会社の運営について、町の考えを伺う。

⑦、楽天Kobostadium宮城での開催を予定しているプロ野球試合での本町のPR活動について、日程など、事業の詳細内容、費用負担を伺う。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今年度の地方創生事業についてお答えをいたします。

1点目についてですが、ローカルブランディングによるEコマース推進事業としての地方創生推進交付金の申請内容は、ブランド設計、企画プランニング、PR資材の製作、ウェブページ製作、ウェブ広告、各種PR、販売促進、セミナー、人材育成講座開催、リアルイベント開催の6事業としております。

なお、費用負担につきましては、地方創生事業委託料から支出することを予定しておりますが、現在関係課と事業内容の詳細を進め、設計積算を行っている段階であります。

次に、2点目についてですが、平成28年度の実績といたしましては、寄附件数が148件、寄附金額が396万6,000円となっております。平成29年度は、5月末現在で寄附件数が124件、寄附金額が266万5,000円となっております。

今後の事業計画は、返礼品をふやすことや、各種イベントでのPR、営業用のチラシの作成を予定しており、費用負担は、ふるさと納税運営業務委託料及びふるさと納税消耗品等で435万6,000円の費用を予定しております。

3点目についてですが、これまで38事業者に出品の説明を行い、13事業者が出品に同意

をしております。また、返礼品の希望状況ですが、平成28年度は、最も希望が多かったのがお米で、全体の52%、続いて、さんさそばが15%となっております。平成29年度は、肉が78%、続いてお米が11%となっております。

4点目についてですが、現在本町の返礼率は、49%となっており、地方自治法に基づく総務省からの技術的な助言、具体的には、ふるさと納税制度の趣旨に沿った返礼品とする旨の助言に従い、今後は、返礼率を30%とするよう見直しを行ってまいります。

5点目についてですが、地方創生拠点整備交付金として交付申請しております内容につきましては、既存の建物の改修によって、飲食スペース、物販スペース、多目的スペースを設けることとしております。改修に係る業者選定を6月末までに行い、8月から改修工事に入り、年内の完成を目指しております。

また、入居事業者は、7月上旬に公募して、9月中を目途に決定いたしたいと考えております。

事業内容ですが、先ほどの答弁のとおり、3つのスペースを設ける内容となっており、詳細は、現在公募に向けて検討をしておるところであります。

6点目についてですが、本町といたしましては、国の地方創生推進交付金制度の趣旨に従い、立ち上げの初期段階で交付金を活用して、迅速なスタートアップを図り、徐々に交付金の依存を減らしながら、最終的には、自主財源で自立自走できるような運営が望ましいと考えております。

そのためには、会社設立の主目的となる企業創業の支援だけでは、収益性に限界があることから、それ以外の領域で自主財源の確保につながる事業も当初から視野に入れる必要があるものと考えております。

具体的な事業内容は、現在会社内で検討中ですが、町としては、他の民業を圧迫せず、なおかつ公益増進につながる分野として、行政も民間企業も進出しにくい領域で住民に必要とされるような公共的サービスを請け負う、例えば新たに稼げる地域資源を掘り起こして、ビジネスとするようなコミュニティビジネスの担い手としての役割を期待しているところでもあります。

7点目についてですが、本事業は、地方創生推進交付金のうち、PRイベントとして8月10日に開催されます楽天対日本ハム戦を冠協賛試合として行うものであり、4月4日に地方創生の推進及び災害時における協力に関する連携協定を締結いたしました株式会社薬王堂と共同実施するものであります。

事業の内容といたしましては、K o b o パーク宮城において、矢巾町産品やふるさと納税のPRを行うほか、スタジアムの内部においては、各種ビジョンでの観光誘客等を行います。

また、7月1日に開催されます薬王堂杯に出場した本町の少年野球選手を招待し、始球式やイニング間のアナウンス等を行う予定であります。本事業につきましては、規約上、試合開始の2カ月前まで、本格的なPRができないことから、時期がまいましたら、町民の皆さんにも周知をしてみたいと考えております。

なお、費用負担につきましては、冠協賛の費用が約380万円となります。また、招待する少年野球の選手のチケット代や交通費については、希望者の取りまとめを行っているところであり、それらを合わせまして、株式会社薬王堂と協議し、負担する予定となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まずいろんな部分で今年度は楽しみでもあるし、不安でもあるのですけれども、ちょっと総括の部分から、総括で質問させていただきたいのですけれども、申請に当たって、地方創生の申請に当たっては、行政だけでなくプランを考えるのが今回の創生事業の内容としては、望まれている部分でありまして、産官学金労言という部分で皆さんもご存じでしょうけれども、そういう部分でプランを立てて、実行していくという部分であったと思われるのですけれども、今回の申請に関しては、行政と楽天、それからアマナだけで協議されたのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） いわゆる産官学金労というところなのですが、そちらにつきましては、基本的には、地方創生に関する計画を策定する段階には、そういったところも交えて計画策定をしてくださいという要件がありましたので、それに沿って昨年度計画を策定したところでございます。

今回申請しているものにつきましては、基本的には、町が主体となり、楽天、アマナさんとは、打ち合わせ等はさせていただいた上で、協定にも提示されておりました内容の中で、実際に取り組めること、それから矢巾町の地方創生にとって有益であろうことを選択して、加えますと、内閣府に申請をするわけですが、そういった事前に協議も内閣府とい

たしておりまして、いきなりぼんと出して、それで通るといふふうなものでもございませんでしたので、内閣府とは事前に協議をした上で、こういう内容であれば通るでしょうといふふうな指導は受けた上で出ささせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 初めの段階では、そういういろんな部分等聞いたという部分で、確かに行政だけでは、私たち、私はいろんな部分で企業団と4銀行あるわけなのですけれども、その支店長たちと話した部分で、矢巾町は今どうなのという部分を聞いたわけなのですけれども、そうしたら、やっぱり彼らは情報をいっぱい持っています。矢巾に来たいのだけれども、まず様子見をしていると。本当にいつ来るの、まだ様子見ですよ。年に2回ほどやっているわけなのですけれども、彼らが見ている部分に関しては、矢巾の経済地帯とするには、まだ早いという部分が銀行の情報とすれば、そういう部分であると。

確かに行政とすれば、早く、早くいろんな部分を立ててほしいという部分、やってほしい、企業も来てほしいという部分でしょうけれども、やっぱり経済活動が成り立たないと、なかなかそこにもたどりつかないという部分がありますので、ぜひ今度銀行なんかの情報とか、それから報道機関とか、そういう部分の、彼らは外から見ているから、そういう部分で矢巾町のことをよく知っているのではないかと。私たちもよくは知っているのです。でも、やっぱり中に入っているだけでは、外から見ることはなかなかないので、そういう部分を利用していただければなと思います。

それで、まず1点目の中でちょっとお聞きしたいのですけれども、現在関係課と事業内容の詳細を詰めているということでもありますけれども、その関係機関というのは、庁舎内では、どこの課とどこの課なのか、ちょっとお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） こちら、そもそもがEコマース推進事業につきましては、あくまで楽天なりのプラットフォーム、ベースを使って、そこにEコマースを手がけるというか、そこで商売をなさる方々を集めて、力をつけていただいて、それはもう要は地元の商売をなさる方々の力をつけていただいてといふふうなことを目的にしてやっておるところでございます。

それで、関係課と事業内容の詳細を詰めて云々というところは、基本的には当課と、そ

れから産業振興課と打ち合わせをしながらやっておるところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 昔から行政は縦割り行政だという部分言われている部分なのですけれども、なかなか縦の部分があって、横の部分のつながりが薄いということがあるので、今回の事業は、いろんな課が携わってやる必要があるでしょうから、そういう部分の横のつながりを密にさせていただければなと思います。

それから、ウェブサイトには実は、私もその説明会には行かなかったのですけれども、ある人から大変怒られまして、矢巾町は、いつから楽天のセールスマンになったのだという電話を受けまして、それは確かに矢巾町の部分の物販を販売するという部分で必要なものでありまして、私もそれは理解しておりますけれども、ただやっぱり説明の仕方が、楽天さんに対して、5社でしたか、5社に対して15万円ずつ、結局開設するのに補助するという内容だったと思うのですけれども、今15社、13社でしたか、手を挙げているという話がどこかにあった。これは違う、失礼しました、返礼品の話でした。今その中で6社が楽天に申し込みの意向を持っているということなのですけれども、これは1年限りなのか、まづお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 当方といたしましては、1年限りとか、1回こっきりというふうには考えてございません。ただ、それなりにお金はかかってくる部分もございますので、その辺の予算の手当ができる範囲でということにはなるとは思いますけれども、基本的には、継続的にやらないと、地方創生に結びつかないものと思っていますので、継続的に行う予定でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 3つプランがあって、1年間で15万円という金額は決まっているようでしたけれども、6カ月の契約と、それから1年の契約、6カ月の契約が2つと1年の契約が1つだったような気がしますけれども、私もうろ覚えで申しわけないのですけれども、ということは、5社を選定して、次の年にも、その契約期間が違っているわけなの

ですけれども、それに対しても1年間に対して15万円ということによろしいのですか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私の回答のところでちょっと若干誤解があるようなのですが、継続しますというのは、新たに始める方を発掘するようなことは、継続的にやっています。基本的には、一番最初の立ち上がりのところは、そういった形でフォローはいたしますが、皆さん自分で稼いでいただいて、自分で回していただくというのを基本としております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） ぜひそういうので成功して、事例が出てくれればうれしいものだと思います。

それでは、まず次、2点目なのですけれども、ふるさと納税ということで、現在は1カ月で24件であって、266万円余りということは、それに11カ月掛けると、大変な額になると思うのですけれども、費用も430万円余りかけるわけなのですけれども、これも今の見込みとしては、このまま返礼品を変えないでやっていって、そのくらいだと見込んでいるものでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ふるさと納税につきまして、町長答弁のほうでは、5月末現在ということでお知らせをいたしました。昨日までのデータもございますので、改めてお知らせさせていただきますが、昨日現在で町長答弁に加えて11件のふるさと納税の申し込みがあったという状況でございます。年間の見通しということになりますと、ふるさと納税、季節ごとといいますか、やっぱりピークになる時期がございまして、そもそもが納税、住民税の軽減につながるということで、大抵12月に駆け込み的にいっぱいいきます。そういったことからしますと、これまで比較的順調に伸びておりましたので、この傾向は、そのまま続いた上で、12月にはさらに例年並みに上昇するものではないかなと見込んでおりますが、まだちょっと楽観はできないので、何とも言えないところでございます。ちなみにですが、昨年度11月から楽天のほうにきちっと載せまして、肉のほうは3月からだったのですけれども、その前の段階から、正直申しますと、それ以前と全く比較、桁が違うぐらい件数がふえておりますし、金額につきましても、昨年度末では、約400万円ござい

ましたが、既に昨日までのところで284万円ほどになっておりますので、うまくいったならば、1,000万円とかいけたらいいのかなと正直思っています。

なお、今現在返礼品の種類を今までとは比較にならないくらいふやそうというふうなことで岩手県産株式会社と内容について詰めている最中でございます。岩手県産株式会社自体も、もともと通信販売をやっているところなのですけれども、そういったところをうちのふるさと納税のほうに出していただけるということでご協力の意向はいただいておりますので、今準備中ですが、あと1カ月か2カ月後には、大々的に出せると思います。種類100種類以上、どんと出てくると思います。

それで、返礼率の問題もあるのですが、可能な範囲で種類をふやして、ますますふるさと納税が増額になるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） ふるさと納税は、順調に伸びているということで、それを期待しております。

ただ、去年から、3月から肉のほうがふえておるということで、矢巾には、矢巾牛があったのかな、矢巾豚があったのかなという部分がありますので、ぜひ前のようにお米を主体にやっていただければいいのかなと。

続きまして、なかなか見えてこないのは、まちづくり会社なのです。まちづくり会社は、現在どういう業務を行っているのか、まずお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 町長答弁のほうにもありましたが、6月7日付で法人登記をしております。法務局に提出しておりますので、登記済みが返ってくるのは、来週の予定になっております。矢巾まちづくりコンソーシアムという名称で、一般社団法人でございます。先日来、かれこれ3回役員予定者が全員集まって、協議を重ねてまいりました。この中では、設立目的の企業支援、創業支援ということだけでは、町からのお金だけで回せる状況ではないということは、もう明らかでございますので、それ以外の部分を具体的にどうしましょうかということをいろいろ検討してまいりました。そもそもが定款を決めなければならなかったものですから、定款の中にどう盛り込むのかということでそういった議論もしてまいりました。

ただ、そうは言っても、では設立直後からばんばんそういった事業を回せるのかというと、それはさすがにそこは難しい、二、三年のスパンで創業支援をやりながら主たる財源確保ができるようなビジネスもやって、発掘していきましょうというふうなことにはなっておりますが、いずれこれはまちづくりコンソーシアムだけの仕事では、なかなか難しいところがございますので、今後どんどんPRして、表にも出ていこうという話になってございます。

そういった中で、議員各位の皆様、それから町民の皆様にもぜひいろんな形でご支援賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 今後どうするのだという部分で、私も危惧するところなのですが、会社を設立したということになりますと、であれば、今補助金2年あとあるわけなのですが、それ以降に、ここに、答弁書にもあったのですが、本当にこれで大丈夫かなど。最終的には三セクになるのではないかなと思う部分ありますけれども、ぜひこの難しい事業の内容で町の負担にならないようにしていただければと思います。

それで最後に、最後というか、時期尚早でありましたけれども、あしたになると2カ月前となることでしょうかから、矢巾の物産品や、その他もろもろで宮城県で野球の試合をするということがございますけれども、これについても、もしかして、これ私が質問して話が出るのは、きっと来月の15日の議会だよりなんかには出るのではないかなと思いますけれども、賛否両論として、やっぱり夢もある、ただ、そのお金を本当に使っていいのという部分はありますけれども、ぜひ成功していただきたいなと思います。

それから、本当に最後になりますけれども、実はポスターに関しまして、私はちょっと愕然としたのですが、ひまわり畑のほうに関しましては、南昌山映っていませんでしたけれども、あれに関しましては、今学術的にはまだ認められていないのですが、銀河鉄道の夜のもとになるのではないかなという部分で、何となく矢巾のイメージをPRするには必要かなと思いましたが、実はもう一つの写真、ちゃぶ台返しなのですが、実は私も主催しているのは、百笑倶楽部でありまして、私たち協賛ということで協同組合アルコのほうでもやっているわけなのですが、本当にあれが矢巾町のPRになるの、あれが本当に、ちゃぶ台返しは矢巾町なのというふうに思うと、私も10年間震

災後やっております、見ておりますけれども、きょうここにいる方は、一度も見たことがないのではないかなと思います。本当にあれが矢巾町のポスターとして適正なのか、まずちょっとお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ちゃぶ台返しというものについての賛否は、重々あるものということは承知していますし、なぜあれをという、ポスターの形にしたのかということではありますが、あれは基本的に、昨年度行いました二子玉川でのリアルイベントの際の矢巾町を端的に印象づけるための何かないのかというところの中で、正直申しますと、外の方の目です。矢巾町ってどういうところなのというのを楽天、アマナの方々と町内をめぐったり、いろんなイベントについての情報交換をしたりしました。スミつけ祭りも非常に注目されましたし、写真もいっぱい撮っていただきましたので、楽天トラベル、そちらのほうに実際に写真とかも掲載しております。そういった外の人から見て、これは非常にユニークだと、これはよそにないという意味での、まさしくユニークであるということで、それをリアルイベントのときにやったらいいのではないかとということで動いたものでございます。

参考までに、その外の人から見て、大変すばらしいから、それをネタに使うべきだというふうに言われたことがあります。矢巾町民大運動会です。こんな規模の町が、ほぼ全町民参加するような、ピーク時は、3,000人くらいになるのではないかなと、大ざっぱなに計算して、なるのではないかなと思いましたがけれども、そういったイベントをしているなんていうのは、とんでもない、極めてユニークなので、彼らのアイデアレベルでは、外の人もこのイベントに参加させるような形で一つのチームとして参加するような形をやって、それを一つの旅行の、観光の一つの体験型観光のイベントとして捉えることもできるのではないですかというふうに提案されたこともございます。

かように、外の人というのは、やっぱり我々の価値観と相当違って、難しいDVとかという側面については、もう笑い飛ばすと、そういうふうな発想で、あれをリアルイベントとして二子玉川でやった際に、ああいったポスターを製作したという経緯がございました。

なので、矢巾町にとってふさわしいか、ふさわしくないかという観点も確かにございますが、リアルイベントの際のPRとしては、あれは必要なことだったのかなと考えています。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そのとおりかもしれませんが、今回、町民でちゃぶ台返しをやっているという実績があるのであれば、それもいいでしょうけれども、地方創生の中で言われていることは、新しい地方創生の交付金について言われていることは、霞が関の官僚が地元のことはわからないだろうと。だから地元から発想して、いろんな部分を提案してやってくるべきだという部分が根底にあると私は地方創生の本とかを読んで思っているわけなのですけれども、まさしく今回の部分に関しましては、私も関係しているところで非議するわけではないのですけれども、確かに町外から20人ほど来ておりますけれども、矢巾町の冠もついておりませんし、そういう部分では、やはり本当に矢巾を見てつくったのかという部分がありましたし、確かにビールとか車の宣伝は、目的が売るといふことがありますので、すばらしい、映像的にもすばらしい、ちゃぶ台返しもすばらしいです。あんな立派なちゃぶ台返しでなく、本当にぼろいちゃぶ台返しでやっておりますので、あれを見て来たときにどうびっくりするかというのを心配しておりますので、そういう部分で、いろんな部分は話しておりましたけれども、お願いしたいのは、やっぱり矢巾の町民もわかりですけれども、役場の中で4階から1階、1階から4階までの同じ目的を持ってやっぱりこれから邁進していくのが、行政ではないかなと。新しい行政ではないかなと思しますので、ぜひそういう部分を踏まえて、これからそういう取り組みをする考えがあるか最後にお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今廣田清実議員のご質問でびっくりしたのは、百笑倶楽部とご一緒にこれまで10年やってこられたちゃぶ台返しに何かいろんな思いがあるのだなということで、だから私どもとしては、そういったことも踏まえながら、そういうお考えもあるのだと。実は、私もちゃぶ台返しを見に行ったこともありますし、余りそばに行くと、今度はやりたくなるので、離れたところで見させていただいたことがあるのですが、ただ実は、平成27年7月の、いわゆるいじめによる自殺があったときに、果たしてそのちゃぶ台返しがそういうふうなことにつながらないのかといういろんなご意見もいただいたのは、確かでございます。そういったことで、今、今まで一緒に百笑倶楽部と一緒に主催なされてきた廣田清実議員か

からお聞きしたわけですので、そのことは、今後私どももしっかり受けとめて検討してまいりたいと。

それから、もう一つは、8月10日にK o b o パーク宮城、これはぜひ成功させたい。ただ、一番心配なのは雨でございまして、あそこはドームではないわけですが、屋内ドームではない。そこで、できれば、今楽天は、銀次、普代出身の、それから日本ハムには、今出ておらないのですが、大谷というすばらしい選手が、そういったことで少年野球の子どもさんたちにも、大いに夢と希望、そういったことでいろんな取り組みをしてまいりたいということを考えておりますので、これは少年野球の方々を中心に、町民の方々にもお声をかけて、できればあそこの宮城球場スタジアムを矢巾のあれで一色にするぐらいの熱き思いで取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、あともう一つ、ふるさと納税については、まず今品目をふやすことに一生懸命になれということで、間違っても楽天のセールスマンになるようなことはあつてはならないことですので、これは幅広く地場産品、特にもご質問にもあつたお米、矢巾町はそういったことで、だから私どもとしては、観光物産係にも特にお話ししておきますが、J A 岩手中央農協さん、または町の商工会さん、そういったところときちんとすり合わせをしながら進めていきたいと。今後さらに細心の注意を払って対応してまいりたいと思ひますので。

最後に、一番最初お話あつた、これから金融機関とか、報道機関、特にもテレビ局なんかは、今お聞きすると、県内にも4つのキーステーションがあるのですが、もうほとんど東京で決まるのだそうです。営業活動、そしてお金のあれが。だから、こういうようなことの大切さは、もうお聞きしておりますし、それから大手の住宅ハウスメーカーとか、そういうところ、来るのを待っているのではなく、こちらから足を運んで情報提供、情報共有をしながら取り組んでまいりたいと、こう考えております。

最後の質問に対しては、これは横断、縦断的な職員が一緒になって取り組んでいかなければならない。私、だから副町長にも厳しく言っているのですが、おまえが中心になって、いずれ横断、縦断的なプロジェクト対応はしっかりやるようにと申しておりますので、さらにそのところは、今後強化してまいりたいと、こう考えております。

ただ、なかなか成果が出るまでには時間がかかりますので、私もどうも焦りがちなのですが、いずれ一つ一つ積み重ねながら進めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で3番、廣田清実議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

ごみ処理広域化計画について町長に質問いたします。県央ブロックごみ処理広域化についての場所選定については、非公開で進められてきました。去る5月30日は、そのことが話し合わせ、新聞にも報道されております。町長は、常々ごみはお金を捨てるようなものと冗談のように話されておりますが、平成15年に97億円をかけて盛岡・紫波地区環境施設組合の建設当時からの経費を知る限りでは、町長の考えに同感いたします。県央ブロックごみ処理場の場所選定の記者会見が30日開催され、盛岡市内4カ所の建設場所候補地が示され、住民説明会が計画されております。今後この県央ブロック3市5町のごみ処理計画参加についてお伺いします。

1点目、盛岡・紫波地区環境施設組合の平成29年度、平成30年度、長寿命化事業は34億円余りで決定され、6月1日に安全祈願祭が行われましたが、今後の町に課せられた財政的見通しは、どうかお伺いします。

2点目、盛岡・紫波地区環境施設組合の長寿命化事業の借金返済年度と県央ブロックごみ処理場稼働による町財政負担年度が重複する内容であります。町民負担はどのように考えているのかお伺いします。

3点目、ごみの問題は、永遠の課題である。ごみの排出量減量対策が大切であります。町民意識啓蒙を高める実施計画をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員のごみ処理広域化計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今後本町が負担金として支出する額については、事業費34億5,154万円に対して、4億9,581万3,000円の見込みとなっておりますが、起債償還に対する交付税措置がありますので、実質的な町負担金の総額は、約2億9,923万1,000円となる見込みであります。今後の財政見通しにつきましては、この事業による起債の償還負担金の最大値は、約3,600万円と試算されており、既に発行されておる既往債の平成29年度償還負担金が約8,300万円であることから、元利償還金負担金は、徐々に減少していきませんが、現状と比較して負担がふえるものではないと考えております。

2点目についてですが、現在県央ブロックごみ処理場整備については、整備候補地の最終決定に向け、住民説明会の準備をしておる段階であり、建設工事開始時期、事業費、負担額等について決定しているものではありませんが、計画が順調に進めば、広域処理が開始されるのは、平成41年度であることから、その場合、環境施設組合の長寿命化事業の償還負担金と数年間は重複する期間があるものと見込まれます。

しかし、その稼働までは、まだ10年以上あることから、稼働計画年数を間もなく迎え、老朽化も進んでいるごみ焼却施設の長寿命化は、必要なものと考えております。広域処理が始まるまでの間、安全で安心な処理を担保しつつ、町民負担を極力抑えるために最も重要なごみ減量、資源化に今後とも取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目についてですが、平成26年3月に策定した矢巾町一般廃棄物処理基本計画及びその実施計画に当たる矢巾町ごみ減量化基本方針に基づいて、平成35年までの計画の中で3Rを軸とした啓発活動、環境教育、地域の集団資源回収の促進、生ごみ資源化への支援などについて、ごみ減量推進員及び自治会と協力して、取り組んでいるところであります。この計画にのっとり広報やホームページによる情報発信のほか、青空教室や出前講座による現地での指導や説明を実施しております。

また、昨年度から小学生等の本町の将来を担う子どもたちへの環境教育も取り組みを実施しており、今後も拡大していきたいと考えております。

また、資源回収コンクールの実施により、地域において資源の分別や回収意識の高揚につながっていると考えており、さらに町民のみならず町内事業者へも資源の分別やごみの適正

な処理による排出量の削減に関し、引き続き啓発、協力を要請してまいります。

今後も以上のような取り組みを強化し、実施計画等にのっとり、より一層ごみの減量化、意識の啓蒙を高めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますが、順次進めてまいります。

まず1点目は、盛岡・紫波地区環境施設組合の長寿命化対策は、34億5,000万円で行うことが決定されておりまして、今後国の交付金の見通しですけれども、それはどのようになっているのかお伺いします。

それから、その34億5,000万円かける長寿命化の借金返済期間は、いつまでなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

事業費が34億5,000万円余ということで、その中の交付金がどのくらいかというご質問でしたけれども、交付金につきましては、今現在14億8,400万円ほどを見込んでいるところでございます。

それから、起債につきましては、16億円、17億円弱ということになりますが、その償還期間、今現在、まだ事業が進んでいるわけではございませんが、今の予定では、平成29年から始まりますので、29年のものは、平成44年まで、30年の事業の分については、平成45年までということで、今のところは15年という期間で計画をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点目の質問は、先ほどの答弁の中で長寿命化対策の中の返済、起債と、それから交付金のことでは、45年まで続くということなのですけれども、広域化計画の稼働は、いつからでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

広域化の計画につきましては、あくまでも今計画段階ということでございますけれども、

今の中では、平成41年度以降ということで計画されているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 長寿命化事業と、それから広域化計画がダブる年度が40年から45年の間、5年間あります。その町負担のところは、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

広域化のほうにつきましては、今の計画では41年度以降ということで、そうなりますと、環境施設組合の長寿命化の返済年度と、41年にもし稼働するのであれば、かぶるところが確かにございます。ただ、この環境施設組合の部分につきましては、いずれ広域化のほうは41年度以降ということで、まだ今場所も決定していないところでございますので、本当にダブるかどうかということも、まだこれからとなりますが、長寿命化のほうにつきましても、今検討しております、これを10年に短縮、いわゆる平成41年度の稼働に合わせる形で短縮をして、41年度以降については、できるだけ構成市町の負担が重複しないようにと、ダブらないようにということで、今検討しているところでございます。これにつきましては、組合の議会のほうで、これからそこら辺のところは話をされまして決まっていくものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 平成27年から広域化計画に対して人件費も含めて事務的なもので年間500万円ほど出ていて、平成29年度は、人件費、人員を増員するというので600万円広域化に繰り入れというか、歳入されておりますけれども、その点では、これから10年後のことということですが、どの程度を見込んでいるのか。人員もどのようになるのか、そのところはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成27年度から協議会ができて、平成29年、30年には一部事務組合ということで計画は進んでおりましたけれども、今現在のところ、その場所の選定も終わっていないとい

うことをございまして、一部事務組合の設立に関しましても、若干延びるのかなということところが今の現状でございます。そういった中で、どのような人員が必要になってくるかということにつきましては、またこれから一部事務組合の設立に合わせまして、また建設事業がいつ始まるかということに、今の計画では、平成37年度というような計画では進んでおりますが、こういったところの計画の変更によりまして、人員についても変わってくるものと思われまます。そういう説明が事務局のほうからは、ございます。

やはり建設が進みますと、技師とか、そういったものも必要になります。今構成市町村から、矢巾町でも今年度は1人出しておりますけれども、そういったものがまたふえてくるということもございますが、今のところは、どのくらいということは、まだ場所なり、規模なり、そういったものが決まっておきませんので、申し上げられませんが、今よりは若干一組の負担金はふえるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今現在盛岡・紫波地区環境施設組合でも年間で矢巾町は100億円の中では、4億5,000万円がごみの負担になっております。それプラス広域化では、また年々ふえる見込みと、私は今答弁を、考えておりますけれども、そういう状況の中で、広域化は、やはり住民負担、今現在近くの庄ヶ畑、それから松園地域の方々が住民運動をして、自分たちの地域に大型のごみ処理場が来ては、自分たちの健康問題にかかわるということで運動が進んでおります。そういう中で、矢巾町のごみを遠くに持っていく、近くとか、遠くとかということではなくて、矢巾町のごみは自分たちの自治体で処理したほうが経費がかからないと思っておりますが、その点では、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

松園の協定のことも存じ上げておりますけれども、こちらにつきましては、ある意味盛岡と松園のごみ処理場の問題でございますので、今の広域化の中では、個々の部分は、矢巾町としては、特に申し上げる点はございませんが、これからのごみ処理の広域化ということで、1カ所集中というところが果たしていいのか、それぞれの自治体でごみ処理を進めていくのがいいのかということでございますけれども、確かに一極集中というか、場所によっては、運搬経費であるとか、いろいろかかる部分もございまして、大規模なところ

でその周辺住民には負担がかかることがあるかもしれません。ただ、これから、今41年のことを特に取り上げて話題になるわけですが、これから人口減少、岩手県もかなりの人口減少が進みます。2060年には、人口が三十何%減ると、そして労働人口も四十数%減るといったような中で、やはり各市町村で、いまのごみ処理施設を維持していくということは、なかなか現実的には難しいのではないかなというふうに思います。

昨日もフューチャーデザイン、そういったことの考え方からいっても、今の、今できること、将来に向かってできること、こういったことの中では、広域の処理ということも大切ではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ごみは、私は、各自治体で、身近なところで処理したほうが経費がかからないと思います。この広域化であれば、運搬費とか、これから中間施設を経由するということですが、そういう経費もかかると思いますので、ますます経費がかかり、そして住民負担が出てくると思います。

今の4億5,000万円どころではなく、実際にもう年間600万円ほど出ておりますので、そういうふうに経費がかかると思います。そういうお金をかけるのでしたら、教育とか、福祉とかに予算を回すほうがずっといいと思います。そういうことで、やはり自治体として、自分たちの出したごみは、自治体で処理するという方法がいいと思います。そのことについてご意見はないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） よし子議員、かなり質問がダブっているのだよね、先ほどから聞いていることも。だから、お答えといっても、なかなか同じことを答えているのですが、そのことでもう一回聞きたいのですか。ごみ処理組合が改めて広域でやるということについての前提も含めてですか。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（廣田光男議員） そうですか、なそうですので、お答えできますか。

浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今4億数千万円という負担金を毎年盛岡・紫波地区環境施設組合には負担してございます。その中を見ますと、3億円余りがいわゆる一般の経常経費ということでごみ処

理の経費、そのほかの1億何がしの部分は、ことしは八千何がしということでございますけれども、今までの起債の償還ということでございます。この償還につきましては、先ほど答弁の中にありましたけれども、年々減っていくということで、実際にごみ処理に係る部分は3億円前後ということで、この推移は多少増減はございますけれども、そういった中で進んでおります。答弁の中にもございましたとおり、これを減らすには、やはり矢巾なら矢巾のごみの量を減らしていく、資源化をしていくということが最も重要だと考えておりますので、そういった負担金も、確かにそういった部分では増減はございますが、全体としては、4億何がしというものは、矢巾町のごみ処理のごみを減らすことによって減っていくものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

あと教育、福祉のほうに回すということにつきましては、ちょっと私のほうではあれですけれども、そういったことで我々も努力してごみを減らすということを行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず基本的には、今後ごみの処理の広域化になったときに、まず利用割、ごみの排出量によって負担金が決まってくると思うのです。そこでいかにして矢巾町としては、ごみを出さない工夫、それはまさに先ほど答弁の中でも3R運動、こういうふうなものを徹底していきたいと。

実は、今月の初め、今役場で全体朝会、職員全部集まって、朝の朝礼というか、朝会をやっているのですが、そのときに、環境係の担当から、具体的な数値を示して、まずみずから、役場から減量化、資源化に取り組んでいきたいということで、そういう意識が、今もうようやく芽生えてきたのかなということで、役場から出るごみも裁断してしまえば、もうあと焼却に回すとか、それをいかにして資源化していくかとか、そういう工夫が問われてきておるわけです。

だから、先ほどから私は、ごみ焼却というのは、処理、処分の一番最後なのです。だから、そこにいかにしてお金をかけないかということ、そのためには、町民の、やはり減量、資源化に対する意識の高揚を図っていくことが非常に大事だということで、ましてや今回は、盛岡市さんが最終候補地4カ所になったわけですので、盛岡市さんにいろいろとご負担もかけるわけですので、だからなおさら私ども構成の団体、市と町の一つの自治体

として、そういうことをしっかり踏まえながらやっていかなければならない。

それから、盛岡市さんでは、中では、そういった住民運動も抱えていると。それは、私どもにとっても人ごとではないわけでございますので、そういったことにしっかり意を体して取り組んでまいりたいということで、そして川村よし子議員が望んでおられるお金の使い方、おのずからそれはもう答えが出てくると思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長の答弁であれですけれども、盛岡市では、やっぱり矛盾することが多いです。盛岡の施設の改修、長寿命化事業600施設あるようだけれども、そういう事業の長寿命化計画の中と、今度のごみ広域化の矛盾があるということも少しずつわかってきましたけれども、矢巾町としては、そういうことがないような環境施設組合、そして長寿命化が必要だと思えます。

それで質問しますけれども、ごみ問題の中では、各地域に、自治会に、ごみ減量推進委員さんがいらっしゃいます。苦勞されている方もいます。特に、新興住宅地の中のごみ推進委員さんは、いろいろな方がいまして、アパートを抱えているところでは、ごみがまざって、分別ではなくて、まぜている方もいるということでも何回か注意しているけれども、直らない。注意すると、今度は違う地域に持って行ってごみを出しているようだというようなこととか、それから班で当番を決めてごみを点検している地域もあるようです。それで、ごみ減量推進委員さんの悩み、そういうのは聞いているのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

これは、もうごみ減量推進委員というのは、私はもう悩みだらけだと思うのです。もうごみを出される方々のモラルの問題、マナーの問題です。だから、私どもは今特にも町と環境施設組合と一体となって、そして私らの都合ではなく、地元の方々のいいときに、青空教室とか、いろんなイベントのあった後でも結構です。そういったことで一緒になって取り組んでいくということで、今まさに矢巾町では、生ごみを堆肥化できたというのは、住民の皆さん方の協力があったからできた、実現したことなのです。そういった歴史的な背景もあるので、やればできるのです。だから、今私どもとすれば、そういったことをもう一度掘り起こして、私も環境施設組合にお世話になったときは、ごみは分別、人は分別

(ふんべつ)ということキャッチフレーズをお願いした、もうそういったことをもう一度私は掘り起こして、だから先ほど私ども役場でも全体朝会でそういうお話も出てきたということで、意識の高揚を図っていきたく、こう思っておりますので、ぜひ川村よし子議員さんも地元に戻ったならば、率先してやっていただきたい。

それから、一番いいのは、言葉で言うのではなく、見える化なのです。こういうふうによればいいのだということ、その原点にもう一度返ってやっていきたい。だから矢巾では、そういうことがないのですが、今度プラスチック、廃プラの収集を分別したときに、漬物石が入っていたとか、軽いごみだから、重いものが入れば、収集するときにわかるのですけれども、そういった考えられないような問題もあるわけです。ただ、これは矢巾町ではなかったからいいのですが、いずれそういうこともあるのだということ、だから一つ一つ意識の高揚を図ってまいりたいと思いますので、川村よし子議員からも特段のご配慮、ご協力をお願いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁の中には、それこそ青空教室とか、それから資源回収コンクールという答弁されたので、これは本当に今後もずっと続けていってほしいと思うのですけれども、その青空教室の時間が、朝6時からということで、私も参加させていただいたのですけれども、ここ10年ぐらいで2回ぐらい参加したのですけれども、自治会の会長さんから聞いたら、8年に1回しか回ってこないということだったので、やっぱり年に1回ぐらいは、自治会でやるよう要望したのですけれども、そういうことをやっぱり役場として、希望があったら、いつでもやりますよというようなことは、出前講座以外には、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

青空教室が8年に1回しか回ってこないというようなことでしたけれども、ちょっと私も8年に1回のことについては、私も川村議員とは全く同じ行政区なわけですし、そういったことをちょっと知らなかったものですから、申しわけございませんが、昨年からは、いずれいつでも地区から要望があったときは、日曜日であっても、夜であっても行いますということでごみ減量推進委員さんの会議で申し上げております。特に、ことしにつきましては、それでも去年は、やっぱり早朝が多かったわけですけれども、例えば子ども会の

行事、それこそ資源回収、そういったときであるとか、地域の運動会であるとか、文化祭であるとか、そういったときでも、草刈りでもいいのですけれども、そういったときでもお邪魔して、時間も合わせてやるということでお伝えはしておりますので、申し出があれば、いつでもそういった対応、その日が都合が悪いときも、中にはあるかもしれませんが、できるだけ合わせて町の職員と、それから盛岡・紫波地区環境施設組合の職員と参りますので、その点は、ぜひご要望いただければというふうに思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それから、この方は、公務員の方なので、転勤して歩いていたら、たまたま沿岸部の宮古ということだったそうなのですけれども、宮古に行ったら、ごみのための税金というか、住民税は、矢巾に払っているけれども、宮古に行ったら、ごみの処理のためのお金をいただきますということで、ちょっとそこら辺、まだ調べていないのですけれども、そういうまちがあるようです。ですので、住民税、住民にはなっていないけれども、居住している方に何か方法があると思うのですけれども、そのようなことを考えてほしいと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと私も不勉強で、宮古のことは存じ上げておりませんが、そういった確かに矢巾町の場合は、学生も多いですし、アパートも多いということで住民登録をしていない方もかなりいるものと考えております。そういったことで各自治会なり、ごみ減量推進委員さんは、かなりご苦労されているということで、こちらのほうでも把握しておりますし、そういったところについては、これから街頭指導といいますか、そういったことを行って、特に余り分別とか、そういったところの悪いところを重点的に街頭指導してまいりたいというふうに考えておりますけれども、その方々から、例えば税金以外に取るということについては、ちょっとなかなか慎重に考えなければいけないのかなということもございますので、もうちょっとほかの事例を少し見させていただいて考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾のごみ袋、有料になっておりますけれども、それには、各行政区の名前を書くようになっているのですけれども、その行政区で今までで、先ほどの町長がお話ししました、まざって出している行政区とか、いろいろ特記されるような状況、そういうのは把握されているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと私も正確には存じ上げておりませんが、まず名前を書くという、名前と
いうか、行政区の名前を書くというのは、その日に間違ったごみが出ていないかというこ
とをまず確認できるということもあると思います。そのほか、中に入っているものを組合
の玄関先でチェックすることがございます。そういったときには、そのごみの出ている中
身の、その日に合わなかったごみがどこの行政区から出ているかといったようなことを確
認するということはしておりますので、毎回やっているわけではございませんので、必ず
しも全てがわかるわけではございませんが、そういったチェックも時々しているというこ
とは、伺っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。就学援助制度関連についてお伺いし
ます。

義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難
と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければな
らないと規定されております。就学援助は、生活保護法第6条の2項に規定する要保護者
と、市町村の要保護者に準ずる程度に困窮していると規定し、市町村教育委員会が認めた
準要保護者を対象としております。市町村が行う援助のうち、要保護に対しては、国が2
分の1補助をしております。準要保護者に対しては、国、国庫補助は三位一体改革によっ
て2005年度廃止され、一般財源化されました。子どもの貧困化が問題になっている中で、
就学援助制度は、拡充がぜひ必要です。

文部科学省は、3月末に就学援助制度について、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の

小中学生への入学準備金、就学援助を増額し、支給は学校入学前も可能とする通知を都道府県教育委員会に出しました。以下、3点お伺いします。

1点目、入学準備金、援助単価増額の通知に対し、小学、中学入学準備体制の当町の取り組み状況はどうかお伺いします。

2点目、収入にかかわらず多子世帯への学校給食費助成を考えてはどうかお伺いします。

3点目、経済的に困難を抱えている準要保護世帯の中学生に対する高校入学への経済的援助は、どのように行われてきているのか。また、第7次総合計画前期計画の具体的計画はどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 就学援助制度関連についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国の平成29年度予算における学用品等の予算単価の見直しが行われたこととあわせ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校のみならず小学校入学前の年度に支給する新入学児童・生徒学用品等についても、国庫補助対象となり、本町におきましては、援助単価の増額について、国庫補助が受けられる要保護世帯のみならず、町単独で補助を行っている準要保護世帯についても、今年度から増額することとしております。

また、新入学児童・生徒学用品等を小、中学校への入学前に支給することにつきましては、入学のための支出の分散が図られ、家庭の経済的負担を軽減できることから、その導入については、引き続き検討してまいります。

2点目についてですが、学校給食法では、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食に従事する職員の人件費等は、設置者である自治体が、それ以外の食材費等については、保護者が負担することと定められており、保護者の皆様から食材費についてご負担いただいているものであります。

本町といたしましては、この原則に従った学校給食の運営を今後も継続していくものであり、収入にかかわらず多子世帯へ学校給食費を助成することは、現在のところ考えておりません。

なお、学校給食費にかかわる私会計におきまして、町産米、県産肉等の消費に対する各種補助金を収入とし、少しでも保護者の皆様のご負担の軽減となるよう努めているところであります。

3点目についてですが、中学生が高校へ入学する際の直接的な援助制度はありませんが、矢巾町に住所を有する者の子弟であって、学費の支払いが困難と認められる者に対し、無利子の奨学金を貸与することで経済的な援助をしております。この奨学金は、県内の高校に在学する者に対しては、月額2万円、県外の高校に在学する者に対しては月額3万円を貸与するものですが、現在高校生への貸与はない状況であります。

また、第7次矢巾町総合計画前期計画の中で具体的な計画は示しておりませんが、今後引き続き広報及びホームページ、さらには学校からの通知などにより、高校入学者への経済的援助について周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 文科省は、要保護に対する就学援助の新入児童生徒学用品、入学準備金について拡充をしましたが、準要保護については、矢巾町は考えているということで、本当に準要保護者、平成27年度は180名ほどおりましたが、今現在準要保護の方は、平成28年度はどのくらいいるのかお伺いします。そして、経費はどのくらいになるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年度につきましては、準要保護の認定者数は179名、昨年度より1名少ない状況でございます。それに対する支給額は1,535万9,000円ほどとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 準要保護の方々は、本当に助かると思います。この制度ができることによって、本当に今までも大変でしたけれども、またよくなると思いますけれども、前倒しで支給もされるのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 入学準備金のことだと思いますけれども、先ほど答弁にありましたとおり、要保護につきましては、国からの通知によって中学校に入る人、小学校に入る人、それぞれ今回新たに小学校に入る人についても前倒しできるよと、入学準備金が。

というふうに定められました。速やかに各自治体でも、それに取り組むようにという通知でございました。

準要保護につきましても、経済的には要保護世帯と、まず遜色ないような、経済的な状況でございます。3月議会でも答弁しておりますけれども、この件に関しましては、検討するというふうな答弁でございまして、その後いろいろ情報収集をしております、一番のネックは、今の準要保の認定なのですけれども、前年の所得を見て、そして経済状況を把握しているのです。ですから、所得証明が出るのは6月以降なので、それでおくと。それで、前もって支給はできないと、そういう仕組みになっているのですが、ほかの先行している自治体などでは、前々年度の所得で判別して、そしてもう2月とか3月とかに支給しているところもございまして、そこら辺研究しながら前向きに、その実施に向けて、やっぱり要保護と合わせるべきだと私は考えておりますので、研究してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ぜひ前倒しで前々年度の所得に応じて前倒しで支給するような方向にしていきたいと思えます。私の経験というか、知り合いは、ランドセルを買うとか、自転車を買うときに、おばあさんの少ない、多くはない年金からお借りをして、そして買っているとか、そういうことを聞きます。それから、社会福祉協議会のほうの無利子の資金を借りて、入学準備をしたとか、そういうお話も聞きますので、ぜひとも2月、3月の支給にしていきたい。これは、ほとんどのお母さんたちは、そう思っていると思えますので、ぜひそのようになるよう頑張りたいと思えます。

それで、質問させていただきます。今子どもの貧困が問題視されている中で、その準要保護、要保護の方たちもそうなのですけれども、自治体労働者の方たちの2016年の11月の報告によれば、群馬県では42.9%のところが給食費の助成を開始しております。東北六県では、岩手県だけが給食費の助成をしておりません。そして、岩手県内でも、そういう子どもの貧困から給食費を助成することが必要だと考えた自治体、例えば洋野町とか、九戸村とか、それから金ヶ崎町とか、開始されております。矢巾町としても、その給食費の助成、2分の1とか、幾らでも補助するような方向に考えていきたいと思えます。これは、準要保護、要保護とは関係なくて、その境目の方々もありますので、ぜひとも考えて

いただきたいと思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木学校給食調理場長。

○学校給食共同調理場長（佐々木忠道君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

確かに九戸とか、洋野等々、地場産品等々の商品等々に関しまして補助等いただいているというふうな情報はいただいております。また、本町におきましても、それぞれ県産の肉等、それぞれ提供いただいている組合さんでしたり、協同組合さんでしたり等々のご協力もいただきながら、そして本町におきましても、それぞれ町産米の白米については、現在100%町産米を使用させていただいておりますので、その消費に合わせたといいますか、その消費を見ました補助金ということの支出をさせていただいております、それぞれ少しでも保護者の皆様方のご負担を軽減できるような取り組みはさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 学校給食費の助成については、県産品を使うとか、地元産品を使うとか、地元の米を使ってということもいいです。いいと思いますけれども、直接かかる家計負担を軽減するという方向では、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） そこで質問者に対する回答は、学校給食ではないのだ、教育長。お考えがあれば。先ほどの話も含めて。

○教育長（和田 修君） この貧困が問題になっている昨今の子どもたちに教育に影響しているということについてもかかわることだと思います。給食費にかかわる会計については、今共同調理場の所長も話しました。私も先ほどの答弁でお話ししたとおり、県産品あるいは町産米を使うことで企業努力をしているところであります。そういう努力のもとに給食費の、できるだけ低価格で提供できるような努力をしております。

さらに、それ以上に町としての補助ができないのかということについては、これから課題だと思います。それは、私の今の段階でお答えできることではないので、これからの課題として検討させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 学校給食費の助成については、よろしく願いいたします。

それから、今度は中学生が高校へ入学する際の直接的援助についてお伺いします。中学生が高校へ入学するとき、家庭の経済状況を見ながら学校を選んだり、それから将来のことを決めたりすることが普通になっておりますが、無利子の奨学金を貸与することで経済的な援助をされている自治体もあります。私の経験した事例では、高校に入ってから、高校の授業料が無料だということで高校に入ったのだけれども、こんなにクラブ活動費の経費とか、それから学用品の経費がかかるとは思わなかったということで相談を受けました。その方は、母子家庭で3人の子どもを育てているお母さんでしたけれども、保育園、小学校、中学校のときは、生活保護でしたけれども、上の子が1人、2人と社会人になるにつれて生活保護が切られ、そして就学援助を受けていたのですけれども、今度は、高校ではないということで大変だということだったので、そういうことを含めて、公立高校の先生に私とお母さんで行って話したのですけれども、1時間ほど、忙しい中、先生は聞いてくれて、県の補助がありますよということで、その子は、県の補助を受けて学校に今通っておりますけれども、そういう準要保護、生活保護を受けている子どもたちのお母さんたちばかりではなくて、普通の子どもたちも含めて高校入学のときに、こういう助成があるのですよという、そういう教育というか、お話というのは、どのようにされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

各中学校では、最終年度の3学年になったときに、各種奨学金制度についての説明をしております。あるいはそれに関する文書も各家庭に配布して、そういうふうな周知を徹底しておりますというふうなことでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町の実態がどのような実態かよくわからないので、あれですけれども、子どもたちの貧困について。全国では、十六点何パーセントで6人に1人は貧困状態ということですが、矢巾町の実態は、どのようになっているのか。それは、今後第7次総合計画の前期計画で調べる必要があると思うのですけれども、そのことはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在詳しい数値については、持っておりません。改めて、それは確認したいと思いません。

ただ、川村よし子議員がご心配されているような、今ご自分の体験でお話しされましたので、私も自分の体験で話をさせていただきますが、高校に入学する場合に、部活に入りたい、自分の実績で高校が自分をかってくれている。でも、入学するためには、入学した後に部活、遠征費がかかる、いろいろなものがかかるということで入学をためらった、そういう生徒がおりました。その生徒に対して、高校側は、部活担当者は、それを踏まえた上で、みんなで部活のメンバーでバイトをするのだ、バイトをして、そして自分たちの必要な遠征費だとか、それからユニフォーム代とか、そういうのをちゃんとみんなで稼ぐのだよと、そういうことを説明してくれたりしています。高校のほうでも、そういうふうな対応をしてくれています。あるいは県としても、先ほど申し上げたとおり、いろいろな形での奨学金、そういったものも貸与しているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今教育長は、先生の経験をお話しされましたけれども、そういう恵まれた子どもさんもいると思います。ですけれども、そういう表に出ない貧困の方もいると思うので、ぜひ第7次総合計画の前期計画の中で矢巾町内の実態を調べていただきたいと思いますが、そのことについてどうでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それについては、検討させていただきたいと思います。ということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これをもちまして13番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を1時とします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、10番、山崎道夫議員。

1 問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、一心会所属の山崎道夫でございます。

1 問目、町長にお伺いをいたします。質問事項は、土地利用計画の具体的構想と実現についてでございます。

第7次矢巾町総合計画前期基本計画の土地利用構想の中で、農業的土地利用ゾーンと都市的土地利用ゾーンのエリア調整を図りながら、経済情勢の変化に対応した工業エリアの拡充、観光レクリエーションゾーンや公園施設としての土地利用の推進、国道4号沿いは、沿道サービスゾーンとして位置づけしながら、農、商、工ともにバランスのとれた発展を目指しております。具体的には、今年度から来年度にかけ、矢巾町都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画など、各種計画の変更に着手するとしておりますが、本町における土地利用については、長年の懸案であり、早期に具体的な構想を立て、その実現に向けて全力で取り組むことが求められていると考えることから、以下について構想と計画を示されたい。

1 点目でございます。不動地区の3ヘクタールの活用策について。

2 点目、煙山、不動小学校周辺、農業集落的土地利用ゾーンの活用策について。

3 点目、国道4号沿い沿道サービスゾーンの土地活用と開発について。

4 点目、新たな産業用地の造成と企業立地用地の確保に向けた取り組みと過去10年間における企業誘致の実績、従業員数も含めお示しされたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員の土地利用計画の具体的構想と実現についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、この町有地は、第7次矢巾町総合計画において、農業集落的土地利用ゾーンに位置づけられております。現在どのような形で活用すべきか検討中であり、具

体的な活用案は、まだ定まっておりませんが、将来にわたり西部地域活性化の鍵を握る重要なエリアと認識しておりますので、地域住民の皆様とともに、十分に議論を重ねながら最も有効と考えられる活用策を探ってまいりたいと考えております。

2点目、3点目についてですが、これまでも都市計画法による開発許可基準の要件を満たすことにより、一定の開発は可能な地区となっておりますが、より緩和が期待できる整備手法として、市街化調整区域内での地区計画等を活用できる可能性がある地区でもあることから、その手法については、現在改定作業を進めております都市計画マスタープランの中で検討することとしておりますし、農業集落的土地利用ゾーンにつきましては、点在する農業集落の拠点と捉え、来年度見直しとなる農業振興地域整備計画でも、その位置づけを行い、地域振興計画野策定検討など、農業集落振興に有効となる土地利用を支援してまいります。

4点目についてですが、企業からの需要に応えられるよう、企業立地セミナー等に積極的に参加して、幅広く企業のニーズを把握し、その結果を土地利用計画への具体化を図るため、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画などの見直しに積極的に反映させてまいります。

過去10年間における企業誘致の実績につきましては、ウエストヒルズ広宮沢を中心に7件、従業員数は、計598人となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 不動の3ヘクタールにつきましては、平成18年3月の定例議会において、先輩議員が活用策について質問した経緯を調べました。その際には、学校法人から、ある学校法人なわけですが、中高の学校設立の要請があるということで、その要請に応えるべく最大限努力をしていくという答弁がありまして、その後地区住民の説明会などが行われたわけでありまして、結果的には、いろいろな諸問題、特に資金面の話もありましたけれども、立ち消えになってしまって、そのままいわゆる俗に言う塩漬けの状態になっているわけでありまして。

この3ヘクタールの活用策を今回、今度は農業集落的土地利用ゾーンと位置づけて、その中でこの活用策を地区住民と十分に話し合いをしながら、いわゆる計画を立てていきたいという答弁でございました。具体的に、この西部地区の活性化の鍵を握るエリアだということで、ここにも答弁書にもありますが、地域住民と今日まで、その活用策についてどのような

話し合いが持たれてきたのか。そして、具体的には、どのような形で利用をするための地域住民とのコンセンサスをとろうとしているのか。

そしてまた、農業集落的ゾーンの中で、農業振興地域整備計画ということで、今度は恐らく来年度策定をするでありましようけれども、どういうふうな有効な活用策というのが考えられるのか、今時点においての構想というのは、恐らく持っているだろうというふうに思いますが、それがなければ、なかなか全くゼロベースで住民とコンセンサスをとるというのは、かなり厳しい中身になるのではないかというふうに思うわけであります。それをやるとすれば、ある程度の構想がなければ、何点かの、それをもってして、実はこういうことも考えているよ、あるいはこういうことが考えられるというのがあると思うのですが、その辺について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 2点ほどあったと思いますが、1点目といたしますか、住民とのコンセンサスの関係についての質問にお答えしたいと思います。

正直申しますと、いわゆる塩漬けになって以降、具体的に住民とのコンセンサスをとるというふうなアクションはしてまいりませんでした。理由としましては、まさしく山崎議員がおっしゃったように、具体的なこういったものに使えるのではないか、こういったものに使いたいというふうなプランがない状態でコンセンサスといっても、全く雲をつかむ話にしかならないだろうというふうな考え方でございましたので、これまではとってきておりません。

今後についてということでございますが、基本的には、何らかの具体的な土地利用計画のめどが立てられそうだなというふうになった暁には、それをもとに住民の皆様はその内容をお示ししながら、コンセンサスをとっていくというアクションをしていきたいと考えております。

では、それは一体いつになるのかということかと思いますが、現在のところはっきりとしたことは申し上げられませんが、町みずからの発案なり、それから関係するところでは、JAさんとかもあるのですけれども、JAさんなり、もしくは全くそういったところではないところからの具体的な土地利用の構想のお話が来ましたならば、それを実現可能性を検証いたしまして、その上で、これはいけそうだなと。しかも、室岡地域や矢巾町にとってプラスになる、西部地域も含めてですけれども、プラスになることだなというふうに認められた場合には、改めましてコンセンサスをお願いするというふうな場を設けていくというふうな考え方であります。ですので、残念ながら、まだ今いつというふうにお話ができない状況でござ

ざいます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） 関連してお答えをしたいと思いますけれども、2点目のほうにも記載されておりますけれども、地区計画というもので今後進めたいということで考えております。

この地区計画につきましては、ご承知のとおり、ここはあくまでも市街化調整区域を前提とした地区計画ということでございまして、その基本的な方針につきましては、県のほうで現在方針を検討していただいているところでございます。その方針が出ましたならば、どういった形のものができるのかというのを、その中で検討することとしておりますが、基本的な考え方は、地区計画は、最低面積5,000平米以上、それから土地の所有者が3分の2ということで、先ほど言いました3ヘクタールの面積も含め、その周辺の個人で持っている土地も含めて考えていければなということを考えております。

具体的には、例えばその地域の人口が減っているので、宅地、一般住宅を建てるとか、あるいは雇用を確保するために、例えばそういった施設をつくっていくことを目的に、例えば誘致していくとか、そういったことが考えられると思いますけれども、まずその計画の方針が出てから、ちょっとうちのほうでも細かく検討させていただいた後に、その地域のほうに出向いてアクションを起こしていきたいなということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 地区計画の中身が今課長から話されましたので、ある程度は理解できましたが、この地区計画をつくるということになれば、県が方針を立てて、それを町においてくると。そして、これを具体化するということは、現実には、地区の皆さんと話をしながら、例えば企業誘致の関係とか、あるいは一般住宅の話もありましたが、相談をしていくということになるのでしょうか。それとも、例えば地区のほうから上がってきた場合、それを受けて検討するというふうなことはあるのか、ないのか、その辺お願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

基本的に地区の方から相談を受けるのかということでございますが、実は、その地区計画

の、ちょっと前段のほうにお話ししますが、県のほうで方針を定めるのは、こういった場所に地区計画を定めていくかというような考え方の場所の、ある程度の場所を定めるといのが方針でございます。それに基づいて合致すると思われるところは、先ほど言いました土地利用、農業的集落ゾーンということでうちのほうでは、不動とか、それから煙山、それから国道沿線沿いというところが該当するだろうということで考えております。

実は、都市計画法の中に、住民からの提案制度という制度がございます。これはまさしく地域のほうから、こういった形のものをつくっていただけないかというような提案をもって、それで内容を検討した上で、これがまず方向性が一致するのであれば、その市町村の都市計画審議会なり、県の都市計画審議会等々に付議して決定していくと。通常の都市計画の決定と同様な形で決定していくという形になります。

地区計画の中身につきましては、基本的には、その地区のエリアをどこまでにするか。それから、その中には、こういった道路形態をつくるか。あとは、その中身を何にするかという部分を、その計画で定めるという形になっております。

要は、その計画を定める何にするかという部分が、いわゆる町だけではなくて、やっぱり地域の皆さんと当然話しなければ出てこないという部分もありますでしょうし、当然3ヘクタールの部分に関しましては、当然町が所有者でございますから、先ほど言いました西部の活性化も含めた中での雇用の拡大とか、そういったものも含めながら、その点でやっぱり考えていく必要があるだろうということで、いずれこれは地域の皆さんと一緒に考えていくというのが基本スタンスとっておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） かなり段階を踏んでいくわけですので、時間は、そう簡単には、短時間ではいけないことは、ある程度理解はできますが、10年以上の塩漬けですので、これをやっぱりそのままにしておくわけにはいけないわけですし、地区計画申し出制度、今都市計画の提案制度の話もありましたし、地区計画の申し出制度というものもあるようですので、あらゆる手段を講じて、やっぱり町の財産をあのままにしておくということは、かなりやっぱり問題だろうというふうに思うわけですので、ここ一、二年でやっぱり方向性をしっかり定めて、形のあるものにやっぱりしていかなければならないと思います。そして、今の7次総の後期計画に具体的にやっぱり、その予算措置も含めて実現化するための方策を模索

しながら、やっぱりしっかりとした形にしていくことを、これは町当局はもちろんですけれども、議会としてもやっぱり考えていかなければならないというふうに思いますので、そういった動きがありましたら、やっぱり情報提供として、我々にもしっかり教えてほしいし、そして地区におろさなければならぬ部分は、やっぱりじっと抑えておくのではなく、スムーズにやっぱり意思疎通をしながらやっていくということが、今本当に大切なことだというふうに思いますので、その辺を今までのやり方とは若干考えを変えて、できるだけ得た情報は出してもらおうと。そして一緒になってやっぱり前向きに考えていくということをお願いしたいと。これがまず大きな不動の塩漬けの話ばかりではなく、煙山地区も農業集落的土地利用ゾーンでもありますので、そういったこともあわせてお願いをしなければならぬと思っております。

それから、企業誘致の関係で、この間、10年間の実績を出していただきました。ウエストヒルズ広宮沢を中心に7件、従業員数が598人ということで、これは、岩手日報の印刷工場なども来ましたので、その部分もかなり大きいだらうというふうに思いますが、広宮沢以外が入っているのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいのですが、その広宮沢を中心に7件となっていますが、どうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまの質問にお答えいたします。

実は、7件中6件がウエストヒルズ広宮沢になってございます。1件、アートテック株式会社さんがウエストヒルズ以外での誘致企業となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 場所はどこで、そのアートテック株式会社、それから従業員数はどのぐらいになっていますでしょうか。

それから、あわせて598人の従業員ということでございますので、矢巾が3割以上はいるだらうというふうに思いますが、その辺の情報というのはあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アートテックさんのちょっと、住所につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後刻にさせていただきたいと思っております。

従業員数につきましては、雇用人数は4人となっております。

それから、3点目、この7社の従業員数が598人中、矢巾町の在住者ということですが、誘致時点では、そのうち26名が矢巾町の町民の方ということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今やっぱり企業誘致になかなか、何となく私の感覚ですが、ブレーキがかかっているのではないかというふうに思います。その一つの理由には、経済的な動向も当然考えられるわけですが、受け入れ体制の立地の場所の関係もあるのではないかというふうに思うわけであります。そういった観点から、これからの都市計画のマスタープランの中でも十分にそれは考慮していくだろうというふうに思いますが、立地に向けた考え方、それから当然従業員数、雇用を拡大するということは、税収にもつながります。それから、若い人たちが県外あるいは他市町村に流出をしていくというのも当然防げるわけですので、抑えられるわけですので、これはやっぱりこれからの矢巾町の発展には、何としてもやっぱりこれを力を入れていかなければならないだろうというふうに思いますが、そういった企業誘致に向けた受け入れ体制の土地の問題、それから雇用を拡大していくための企業誘致、その辺の今現在における矢巾町の置かれている状況と、近い将来にどうやっていくのかという考えをお聞かせを願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

これまで企業誘致する際には、例えばウエストヒルズ広宮沢のように、区画整理で、その場所を確保した上でやるという手法を今までとってきておりますので、そういった手法も一つ考えられるのかなと思います。

ただし、これはやっぱりどうしても財源といいますか、そちらのほうやっぱり重要になってきますので、もう一つの考え方としましては、例えばスマートインターチェンジを供用開始する契機に、やはりそれを使う物流関係の方々というのも多分出てくるのだろうということも、やっぱり考えておりますので、例えば町長が日ごろから言っております道の駅構想とあわせて、例えばそういう物流の施設をつくれるような場所を、先ほど言いました地区計画というものを手法として、場所を確保した上で、例えばですけれども、これは道路に関しては、例えば町でつくる、それ以外の区画の部分については、民間のほうに買っただき

たいというような業者さんをお願いして開発行為をして、例えば整備していくとかという、そういう方法も地区計画の中では、考えられる一つの手法でございますので、そういった民間でできるようなものも含めて、何らかの形で確保できるように努力していきたいと。

あわせて今言ったように、やっぱりその場所がないというのは、そのとおり事実でございますから、例えば線引の拡大とかも、当然視野に入れながらということになるろうかと思えますけれども、そういった土地利用のできる部分を再度検討し直ししながら、どこがいいのか、どういう形がいいのかというのは、いずれちょっと細部につきましては、ちょっとこれから検討させていただきたいなということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ちょっと確認をしたい部分がありますが、今度の7次総合計画において、農業集落的土地利用ゾーンということで不動の3ヘクタールなり、煙山、不動小学校周辺の土地の活用策が、いわゆる地区計画である程度やれる、展望が開けるといようなことがわかったわけですが、今までも都市計画法による開発許可基準というのが当然あったと思いますし、その要件を満たせば、それは農振の網がかかったり、あるいは市街化調整区域でも、開発基準の要件を満たすことで一定の開発が可能だということが前に聞いたことがあります、その要件というのをちょっと確認したいのですが。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

都市計画法で地区計画につきましては、基本的には、他法令と調整がとれたところというのが基本原則でございます。ですから、一番やりやすいところは、農振の白地が一番やりやすいところでございます、農振が入っているところにつきましては、当然農振除外という部分が出てまいります。ただ、市街化区域の線引の拡大と違って、そのやり方というのが農業サイドと都市計画サイドで取り決めになっていないです。ですから、農振がかぶっているところにつきましては、農業調整が線引の拡大よりは、時間はかかる可能性はあると思っております。

ですので、できるだけ白地の部分を計画すれば、割と短期間の中で計画は進むことは可能なかなと思っております。ただ、先ほど言いました工業系の部分に関しましては、結構な面積を必要とすれば、やっぱりどうしても農振というのはかぶってくると思っておりますので、そ

ことの調整の部分を考えれば、多少やっぱり時間はかかってくるのかなというのが現在の状況だと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問を町長にお伺いをいたします。

まちづくり会社設立による町活性化対策についてお伺いをいたします。

本町における地方創生事業の一環として取り組んでいる健康増進を軸とするまちづくり、ウエルネスタウンプロジェクトを促進するため、まちづくり会社を5月中旬に設立する予定であるとの新聞報道がされました。現状と、今後起業に向けた取り組みなど、町の活性化に向けて、どのような取り組みを進めていく考えなのか伺います。

あわせてまちづくり会社の今後のスケジュール等についても明らかにされたいと思います。

またさらに、地域おこし協力隊として、本年度から活動する協力隊員の具体的な任務と、それに対する指導体制について、またさらには町民とどのようにかかわっていくのかなどについてお示しをされたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まちづくり会社設立による町活性化対策についてのご質問にお答えいたします。

まちづくり会社の現状と今後の取り組み、スケジュールについては、昨年度中に関係者や有識者を交えた協議会で、その体制や役割を検討した結果、会社形態は、一般社団法人とし、地域の中で新規創業や既存企業との事業拡大の中間支援を行っていくことが望ましいとの方向性が示されたことから、その趣旨に沿って、設立準備を進め、今月7日に一般社団法人矢巾地域まちづくりコンソーシアムとして法務局に設立登記申請を行い、今月中旬には、設立総会を開催する予定となっております。

その後の役員会で今年度を含めた今後3年程度の具体的な活動内容を協議し、実行していくこととなっております。また、本年度内に国の地方創生拠点整備交付金を活用して、矢幅駅1階の区画整理事務所跡を創業支援施設として改修する予定であり、その一角をまちづくり会社の拠点として整備することも予定されております。

このほかまちづくり会社自体が、将来的に自立、存続していくため、中間支援以外に収益性のある事業で自主財源を確保することが必要であり、例えば新たに稼げる地域資源の発掘や空き家の再生活用など、公共性の高いコミュニティビジネスなどを検討していくこととなっております。

町としては、まちづくり会社に対し、今後新規起業を促進するために、従来行政が行ってきたセミナーや相談会といった手法にとどまらず、例えば起業を目指す個別事業者に対しての情報発信や先行市場調査の支援など、民間法人の立場を生かした伴走型のサポートを行い、プロジェクトの推進に資する役割を期待しているところであります。地域おこし協力隊につきましては、本年度から地方創生事業のために2名を委嘱しており、まちづくり会社へ派遣し、その業務の支援に当たることを主な任務として考えております。

指導体制につきましては、まちづくり会社への派遣中は、まちづくり会社が町職員としての労務管理及びまちづくり会社の業務以外でのことに関しては、町が管轄し、それぞれ指導や管理を行うことを想定しております。地域とのかかわりにつきましては、現在もさまざまな機会を捉えて、地域の方々と交流を持っておりますが、今後も業務を通じてさらにかかわりを広げていくものと考えられます。

しかしながら、現状では、2名とも首都圏から来たばかりの若者で、まだまだ地域をよくわかっていない状態であることから、特に初年度は、業務と並行して研修を十二分に行い、できるだけ多くの町民の皆さんと交流する機会を設けたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） まちづくり会社の設立、これは先ほど廣田清実議員の質問の際にも答弁がありましたので、ある程度はわかったような感じはしますが、2人が、いわゆる地域おこし協力隊の隊員、そして1人は公募で委嘱するというか、採用するということだろうというふうに思いますが、その部分については、もう既に採用になっているだろうというふうに思いますが、その方が所長になるのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、前回の答弁なりの機会の際には、そういったお話をさせていただきましたが、つい先日役員会、役員予定者の協議等をして、よりよいあり方は何だろうということをいろいろ検討させていただきました。

これはお金にかかわることでもありますので、いろいろ検討をさせていただきまして、すぐすぐの公募ではなく、当面は、役員の中の1名が事務局長を兼任し、業務に当たりつつ、実際にオフィスといいますか、働く場所が完成しますのは、年内、旧区画整理事務所のところとなりますけれども、そちらができ上がる暁には、専任の事務局長を置いたらいいのではないかというふうなことにしております。

なお、これは一般社団法人ということでございまして、組織的には、理事とそれから代表理事というふうな形になる、代表理事が全体の代表ということになりまして、それ以外は理事、それからその後、理事がふえてきたりします可能性もありますし、現在のところは、理事が5名、そして後々会員に何らかのサービスが提供できる状況になりましたならば、会員を募るというふうなことを考えてございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） わかりました。かなり期待感は大きいわけですが、なかなかまちづくり会社が設立されて、どういう動きをして矢巾町を全国にPRするぐらいの会社になっていくのかということがちょっと見えないのですが、矢巾地域まちづくりコンソーシアムという会社の名前なのですが、ちょっと横文字に弱くて、コンソーシアムというのは、何なのかというのをちょっとわからないので、まずそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） コンソーシアム、ちょっと私も直訳は、ちょっと今失念しておりますが、基本的には、コーポレーションではないということですので、いわゆる株式会社とか、会社ではないので、こういった連合的にやる組織ということでのコンソーシアムという単語でございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 特に大きな意味はないようですが、いわゆる会社組織ではないから、こういう名前スタートするというようなことでいいのではないかと思います。このウェルネスタウンプロジェクトは、健康づくりを本町は、かなり意識をして、それに向けた取り組み、それから医大関連のそういった健康をキーワードとしたさまざまな事業とか、あるい

は会社、そういうものを呼び込むあるいは起業させるということが、この間ずっと企画財政課長の口からも聞いておりましたが、具体的な施策がちょっと見えないのですが、その点に対しての今の状況というのは、どうなのでしょう。そしてまた、まちづくり会社がどう取り組んでいくのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 具体的な取り組みがよく見えないということのご質問でございますが、正直申しますと、私も正直申しますと、役員の一員としてかかわることになってございます。私と町職員は高橋係長の2人が。あくまで私人としての立場として理事に入る形になりますが、いずれほかの3名の理事の方々ともいろいろ協議をしております、協議を重ねていった中で幾つか明らかになってきておりますのは、やはり基本的に交付金なりがもらえているうちだけで、あとその後立ち消えになるようなものでは、何もできたことにならないということの意味で、自分たちが少なくとも必要な人件費なり、事務経費なりを賄えるような活動をまちづくりの趣旨とは、若干ずれるかもしれませんが、いずれそういったものが必要であろうと。

それから、もう一点として、設立の趣旨であり、それからある意味矢巾町がスポンサーになっているわけですので、そのスポンサーの意向に沿える地方創生に資する活動をしなければならない。この2点が、ちょっとそれぞれ分けて考える必要があるのかなというふうに整理されてきているところでございます。

そういう意味におきまして、今町のほうが交付金を使って地方創生の一端でこのコンソーシアムにやっていただくことというのは、基本的には、町長答弁にもありますように、起業、創業を支援するというということであろうと。まずそこに注力しましょうということになっております。

具体的にどういうことをやるのかということですが、1点には、昨年度も行いましたセミナー等で、いわば新しい事業を起こす人を発掘するというふうなことを一つの柱でやる必要があるでしょうと。それから、その次に、そうやって発掘された人材を本当の意味での起業に持っていくための一番初期段階の部分をサポートしてあげる必要があるでしょうということです。それから、最終的には、それが見事実って、一つのビジネスが立ち上がってきた際には、成功報酬的にリターンをいただくことで一つのビジネスモデルにいたしましょうと。全く見返りがないという形だとたち行かなくなりますので、ある意味半分民間のところでございますので、そういったスタンスが必要だろうということ、考えておるところでございます。

ます。

ただ、町長答弁の中にもありますように、いわばコンソーシアムとしてできることというのは、ほかにもいろいろ可能性はあるだろうと考えております。そこにつきましても、無限に近い可能性があるかもしれませんが、その中から現状の役員なり、地域おこし協力隊のメンバーも含め、そのメンバーで一体何ができるのかということを探っていく必要があると思っております。

地域おこし協力隊には、それぞれ得意分野があるようでございますので、そういった部分をビジネスに実際に生かせないのかといったことも可能性として探りながら、そこから新たな企業が生まれてくるということであれば、それはそれでそのまま地方創生に資することであらうというふうに考え、捉えておるところでございます。

いろいろ申しましたが、まだ若干雲のような状況でございますので、今後2年ほどかけてやっぱりやらなければ無理だろうなというふうに考えています。やっぱり残念ながら、すぐ促成栽培の植物の種をまいて、さっと刈り取れるという状況ではございません。二、三年かけてようやく実り始めたものを徐々にまた育てていくというふうな発想での取り組みが必要なのだろうなというふうに実感しております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 立ち消えにならないように、踏ん張ってもらわなければならないわけですが、かなり難しい部分もあるだろうというふうに聞いていて思いました。しかし、やっぱり会社をつくったということ、法人ですよ、これは。一般社団法人。法人をつくったということですから、しかもバックアップは町であるというふうなことでありますから、相当踏ん張るだろうというふうに思いますが、2年、3年かかるというふうなことで、その部分はある程度理解をして、私たちもそういう目で見なければならぬとは思いますが、やっぱりある程度時間を区切って、その情報だけは発信してほしいなというふうに思います。何がやられて、何が今どうなっているのかわからないような状況では、本当に大丈夫かなという話になりますので、そこはすぐれた企画財政課長が入っていますので、そこは心配ないかもしれませんが、老婆心ながら、そこは言っておきたいなというふうに思います。

それから、地域おこし協力隊の2人ですが、私たちは、なかなかお目にかかることがないわけです。答弁では、いろいろな場で町民と交流をしているというふうなことでしたが、や

っぱりそれなりの、いわゆる志を持って、熱い心を持って本町に来てもらっているわけですから、それを私たちが全く顔がわからない。町で会っても、誰もわからないようでは、これはやっぱり問題があるだろうというふうに思いますし、また来てもらった2人も、なかなか議員さんたちの顔もわからないでは、ちょっとこれ問題あるのではないかというふうに思います、私だけかもしれませんが。

したがって、やっぱり町の、例えば11日には、消防演習がありますし、町のいろんなイベントがあります。それから、ご用聞き隊なり、あるいは町政懇談会、あるいは議会では、年に3回以上は、町民との懇談会もやっていますし、それから行政区長会議、それからコミュニティ会長会議、公民館長会議、かなりいろんな会議もありますし、イベントもありますので、そういうところでやっぱり紹介して、頑張ってもらっているのだよということを、あるいはこれから町民とかかわりあっていくのだよということを、そういう機会を持って、みんなにかわいがられるといいますか、期待はされるでしょうけれども、誰が何をやっているかわからないでは、ちょっとまずいと思いますので、その辺をこれからやっぱり考えていってもらわなければならないだろうというふうに思います。

それから、ついでになってしまいますが、町には国から、それから岩手県警からも派遣があるようでございますが、私は全く会ったことがありません。これもやっぱり町内に住んでいるとは思いますが、あるいは住んでいないかもしれませんが、その辺も何かの機会で顔合わせができればいいなというふうに思っていますが、そういったことを今までは考えていなかったのではないかなというふうにちょっと疑問を持っているのですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えをさせていただきます。

まずことしの4月に地域おこし協力隊の隊員として採用させていただいて、今度まちづくり会社の設立登記と、そして事務所もいよいよ構えて、それで今ご指摘あったとおり、企画財政課長は、2年から3年かけてと、随分のんびりした答弁だったのですが、いずれ地域おこし協力隊は、先進的な取り組み事例もあるわけでございますので、そういうふうなものをしっかり検証しながらやっていかなければならないと。

それで、今来ている協力隊員は、塾の講師とか、大学の事務職員とか、もう教育にも関係もありますし、いずれ得意とする分野、これまでのいわゆるいろんな勤務体験を通して築いてきたものもあるわけですので、そういったことも踏まえながら、まずこのことについては、

私どもも、今そういった形であれなのですが、いずれ今度はしっかりした会社もつくってやるわけですので、きちんとした目標設定をして取り組んでいかなければならない。

それから、例えばの話なのですが、今協力隊員は、いわゆるアパートを借りて住んでいるのですが、例えば空き家なんかの調査をして、自分だったら、こういうところに住んでみたいとか、そういうこともできるわけです。だから、一つ一つそういうふうなものを拾い上げて、矢巾町としてどういう取り組みをしていけば、実が結ぶかということを、これからしっかり取り組んでまいりたいということで、せっかく地方創生のお金を使わせていただいてやるわけですから、先ほど話あった立ち消えになるようなことはないように、しっかり取り組んでまいりたいと思いますし、ある意味では、できる限りマスコミの報道にも取り上げて、それが励みになるような露出度も高めていきたいと思いますので、私、お会いしているお二人、非常におとなしいというか、ただ、その中には、やはり自分の信念と、やはり矢巾町においでになっていただいたということで、信念を持っておる方でございますので、そういったところをしっかりと私どもも引き出して取り組んでまいりたい。間違っても、あしたが見えない曇ガラスにならないように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 議長提案しますが、後刻、全員協議会に呼び出して、お話をする機会を持ちたいと思いますので、提案しておきます。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 議員各位でもお顔がわからないというふうなことを受けまして、たった今議長さんからのご提案もありましたが、正直申しますと、2名の予定のうち1名が、前の職場の、どうしても後始末の関係があり、今月の下旬にようやく矢巾のほうに來まして、来月から出勤するというふうなこともありまして、2人そろいました暁には、ぜひ議員の皆様の集まる機会を捉えて、ご挨拶にはお邪魔させたいと思いますし、それはお酒の入る席でも、ぜひお願いしたいと思っておりますので、そういった機会をちょうだいできればなと思っております。

なお、済みません、先ほどコンソーシアム、口ごもってしまいましたが、今調べましたけれども、共同事業体というのが直訳のようでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 先ほど後刻答弁ということの稲垣産業振興課長からお話がありましたけれども、用意ができたということですので、これを許します。

稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 大変失礼いたしました。

住所につきましては、広宮沢10の501、第1広宮沢の地区でございます。福田パンの道路を挟んで向かい側のあたりになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

○10番（山崎道夫議員） それでは、3問目の質問をさせていただきます。教育長にお伺いをいたします。

質問事項ですが、町内小中学校教職員の多忙化解消に向けた働き方改革についてでございます。県内の中学校の40代女性教諭が2012年に脳疾患で死亡し、2016年11月に民間の労災に当たる公務災害に認定されたとの報道がことし4月にありました。この教諭は、英語担当で、学級担任を持ち、研究主任を任されており、部活動の顧問も務め、休日も指導に当たっていたとのことですが、亡くなる前6カ月間の超勤時間、超過勤務が過労死ラインの月平均80時間を超えていたとのこととあります。こうした状況は、全国の学校現場の至るところで見受けられ、大きな問題となっておりますが、教職員の多忙化解消に向けた取り組みが急務となっております。このような状況を改善し、働き過ぎからくる体調不良や心疾患などによる長期休業、さらには過労死などを絶対出さないため、学校現場における働き方改革を本気になって進めなければならないと思います。そうした考えのもと、以下について伺います。

1点目でございます。町内における小中学校教職員の超過勤務の実態と多忙化の要因をどのように把握しているのか。

また、働き過ぎ解消など、労働改善に向けた教育委員会と各小中学校の取り組みについて明らかにされたい。

2点目でございます。勤務時間の正確な把握のため、タイムレコーダーの導入を進められたい。

3点目であります。無定量残業等の解消と労働時間、健康管理を目的に、労働安全衛生規則23条に定める会議の設置を早急に検討されたい。

4点目でございます。中学校の行き過ぎた部活動が生徒のけがや教職員の長時間労働につながっているとして、県教育委員会は、平日週1日及び第2、第4日曜日を休養日とするこ

とを設けるよう各市町村の教育委員会と学校に通達いたしました。本町における取り組み状況を伺います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 町内小中学校教職員の多忙化解消に向けた働き方改革についてのご質問にお答えします。

1点目についてですが、町内小中学校の教職員の職員1人当たりの時間外勤務状況につきましては、平成28年度月平均で小学校が約32時間、中学校が約37時間となっており、時間外勤務の内容といたしましては、事業の準備に加え、校務分掌事務、校内行事等への対応、外部からの調査等への対応に加え、児童・生徒への指導があります。また、突発的に起こる児童・生徒の事案に対する指導及び保護者への対応なども挙げられます。

さらに、中学校においては、放課後、土曜、休日等の練習や大会引率などの業務を行っており、児童・生徒の活動の充実に比例して、教職員の負担が大きくなっております。それらを踏まえ、教育委員会では、働き過ぎ解消など、労働改善に向け、町内小中学校から四半期ごとに勤務時間外状況報告書を提出していただき、毎月開催しております校長会議において、議題として取り上げ、働き方の改善につながるような取り組みを行うよう促しております。

また、各小中学校においても、職員朝会及び学校内での会議等において、改善に向けた働き方の具体策について討議するなどの取り組みを行っております。

2点目についてですが、勤務時間の管理方法につきましては、タイムレコーダーの導入も一つの方法ではありますが、学校外での業務などが多くあり、タイムレコーダーでは、把握が困難となる場合も想定されることや、現在町内の各学校では、教職員個人が退勤時間の管理を行っていることから、現時点では、タイムレコーダーの導入は考えていないところであります。

3点目についてですが、今現在、労働安全衛生規則に規定されている委員会は、従業員が50人以上の事務所に義務づけられており、各学校は、その条件を満たさないため、設置しておりません。しかし、今現在任意に労働安全衛生委員会等を設置し、教職員の労働時間及び健康管理を行っている小中学校が何校かあります。

したがって、今後は、全ての小中学校がこのような委員会を設置し、無定量残業等の解消と労働時間、健康管理に取り組むよう指導してまいります。

4点目についてですが、県教育委員会からの通達による部活動の休養日につきましては、各中学校において、県と同じ基準により、部活動休養日を学校の決まりとして設定し、教職員の長時間労働につながらないよう取り組んでいるところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 以前にも多忙化解消の質問をしたことがありますが、答弁は、その当時と余り変わらないわけですが、何点かお聞きをします。

各小中学校から、四半期ごとに勤務時間外勤務といいますか、その報告書を提出をいただいているということですが、その中に80時間を、月平均80時間超えている先生、それから100時間を超えている先生はおられないのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

80時間以上の時間外勤務をしている教職員につきましてですが、小学校におきましては、月平均になりますけれども、小学校は3名、中学校は4名ということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その中に100時間を超えている先生はおられますか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。課長、せっかくだからちゃんと話して。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

100時間を超えている先生は、小学校では月平均1名、中学校でも月平均1名ということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） だから100時間と言わないで、100時間でも100何時間なのか、つかんでいるでしょう。具体的に話したら。

○学務課長（村松康志君） 100時間超という、そういうくくりでしか持っていないので、済みません。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 盛岡市が調べたのは、年2回調べているそうですが、これは矢巾も恐らく同じだろうというふうに思いますが、7月と12月に調べていますが、盛岡は、先生方

が多いわけですが、80時間を超えて勤務している教職員は94人、小学校20人、中学校74人、100時間を超えているのが68人、小学校4人、中学校64人ということになっているようですが、いずれ大変なやっぱり時間外労働を、平均でもそうですが、100時間を超えている先生方がいるという現実を、やっぱりこれしっかり受けとめなければならないのだろうというふうに思います。

先ほど私質問の中で言いましたが、40代の女性が脳疾患で倒れて亡くなりました。これは、やっぱり80時間を超えた時間外の勤務をやっぱりずっとやってきたというようなのが原因だろうということで労災認定になりました。やっぱりそういったことを考えれば、思った以上に先生方は、やっぱり大変な状況で勤務をせざるを得ない状況になっているということが明らかかなわけです。私は、そういった状況というのは、これはいわゆる市町村組み上げで抜本的な改善をしなければならないわけですが、現実的には、なかなかメスが入らないわけです。働き方改革、国が主導していますが、実際現場で働いているのは、生身の人間ですので、本当に疲れてくたくたになりながら、そしてこれもこの中には、恐らく持ち帰り時間も入っているだろうというふうに思いますが、この持ち帰らざるを得ない状況も現実にはあると。

教育長さんは、教育現場に長くいましたので、恐らくその実態はしっかりわかっているだろうと思いますが、いずれこれから新聞等でも出ましたが、全国的には、連合が、やっぱり先生方の働き方についてしっかりと検証しながら、何が原因なのか、そしてゆとりのある教育はうたわれていますが、ゆとりのある勤務というのが全く言われない状況であるということで、これでは、やっぱり絶対問題が生じていくだろうということで、この部分をメスを入れていくということで、大きくこれからの取り組みを連合では決めたようですが、一つには、やっぱり個人管理をさせているような勤務では、やっぱり問題があるのではないかというふうに思うのです。

もともと勤務を命ずるというのは、管理職です。確かに先生方に聞くと、超過勤務手当は、まずつかないわけですので、つかない中で勤務時間外の仕事をしなければならない。したがって、命令をしなくても自主的にやっているというような形をとっているのではないかと、私はそう思っているのですが、それは校長会議で何ぼ言っても、抜本的な改善策がなければ、まず無理でしょう。したがって、私は、本気になってやるのだったら、タイムレコーダーもちゃんと入れて、時間管理をして、そして超勤が、いわゆる常態化するようなのが見られた場合は、そこにしっかりと先生方が一緒になって考える。校長も、あるいは副校長も。今は、もう先生任せなわけです。倒れた先生は、やっぱりそうかという形で出てくるわけですので、

そういうふうな状況というのは、もう蔓延しているということが、いろんな資料を見ればわかるのですが、それをレコーダーも入れない、個人管理をしているからということですが、やっぱりその辺から変えるというふうな気持ちを持たなければ、私はだめだと思いますが、教育長さんのそういった今までの教員生活の中で感じていることも含めてお話をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず自分自身の教職経験も含めてということでしたので、まず前提となるのが、日本の教員と欧米の教員との違いです。欧米の教員は、教育だけをつかさどります。授業だけを持ってばいいのが欧米の教員です。日本の教員は、授業を教えるだけではなくて、給食でのマナーを、食べ方を、それから掃除の仕方を、そしてあるときには、カウンセラーにもなります。それから、保護者対応があります。生徒指導ということで警察対応もあります。その全てを担っているのが日本の教員です。そういう意味での欧米との比較をさまざまな形でされていますけれども、そういうふうな実態であるということがまず第一です。

今国のほうでも部活動の指導員として学校に入れようという、そういうふうな動きもあります。そういうふうなことを国でやっていかなければ、こういったものは、山崎議員さんおっしゃるとおり、抜本的な改革にはならないと思います。

しかし、今町として四半期ごとにこうやって調査をし、そして学校現場に、ぜひこれは大事なことなのだということで理解をしてもらっています。ですから、今中学校のほうでは、1週間に1回部活動なしの日があります。そして、先ほど答弁でも申し上げたとおり、月2回日曜日、部活動なしがあります。土曜日、日曜日に部活動の指導をし、あるいは大会、そういったもので引率をした場合、月曜日の日に部活をなしにして、休める状況にして休む先生もいます。あるいは、これは管理職から促さないと、なかなか休みませんので、管理職からそういう促す、あるいはそういう雰囲気職場の中に醸成していくということも大事です。そういうふうな雰囲気を持っていないと、なかなか休みません。そういったことを含めて、各小中学校に委員会としてお願いをしているところです。

いずれ実態を把握しながら、先ほど山崎議員さんからおっしゃられたタイムレコーダーのこと、導入を考えておりませんが、いろんなさまざまなことを考えながら、一つの選択肢としていくことは、これから考えてまいりたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） この答弁の中に、労働安全衛生委員会、設置義務は、50人以下だということでないわけですが、岩手県は聞くところによると、紫波一中と北凌中学校だけだという話なのですが、50人以上のいわゆる先生がいるのは。その中で、前回にはなかった答弁がありました。いわゆる労働安全衛生委員会的なものを設置している学校が出てきていると。これは、町内ではないのではないかなと思うのですが、まずその点1点お伺いしたいわけですし、それからなければ、町内になれば、やっぱり設置するべきだと。それは、先ほど教育長さんが言った、なかなか制度的に難しいのだけれども、やっぱり雰囲気づくりをすることが大切だと、休める先生は休んではいるでしょうけれども、なかなかそうならないと。したがって、それをやっぱりその委員会、これは当然先生方も入るでしょうし、教育委員会も入るでしょうけれども、その中で、やっぱり真剣になってこの話をして、実態をやっぱりわかりながら、どうやれば、少しずつでも、そういう勤務のいわゆる緩和につながるかとか、あるいは働きやすい職場になるのかということをお互いがやっぱり研究していくということが必要だと思いますので、実は平泉町では、設置をするということを3月に決めたそうです。そういった事例もありますし、先ほどの答弁でも、設置している学校が出てきているということもありましたので、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

労働安全衛生委員会、これは労働安全衛生規則に沿う会議ではないのですけれども、任意に定めている会議でございまして、煙山、不動、矢巾東小学校のこの3校で設置しております。いろいろ協議内容としましては、長時間労働、多忙化の解消、あるいは教職員の精神的健康保持のための労働内容の改善とか、あとは超過勤務の職員の把握、業務の偏りについての調査とか、それから業務をどうやって軽減するかとか、そういったことを話し合っているようでございます。残りの3校につきましては、今後の設置予定ということで問い合わせたところ、検討中ということでございましたので、先ほどの答弁にもありましたとおり、ぜひ設置していただくように、教育委員会から指導をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 時間もありませんが、初任者で2人休業している方がいるそうです。4月に採用になって、県内ですが、盛岡地区なそうですが、やっぱり全く初任者の方と、それから講師で経験がある方なそうですが、1カ月余りで休業したと。これは、やっぱり心の病というふうなことでそうなっているそうですが、絶対私どもの町からは、そういう状況をつくり出さない、そういう先生方を出さないという強い決意で今後やっぱり取り組んでほしいわけですが、最後に教育長さんの見解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

今2名の新採用ということで、盛岡地区ということですがけれども、当地区でそういうふうな状況を出さないための努力をこうやって四半期ごとの調査、それから校長会議での教育委員会からの指導、それだけではなくて、町のほうから私が昨年度やった教育相談員という立場があります。それから、指導主事がおります。いろんな形で学校現場に入っております。そういう中で、先生方の多忙の状況、そういったものを把握し、その上で学校現場を具体的に指導していくということを大事にしていきたいと思います。

また、現場で実際に働いている先生方に直接にお話を聞く、そういう機会を設けながら、何で困っているのか、どういうふうにしたいのかということ聞きながら、学校現場の改善に努めてまいりたいと思います。

ということでお答えとしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時25分とします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番 (小川文子議員) それでは、質問をいたします。

1 問目は、町長に質問をいたします。矢巾スマートインターチェンジ関連事業についてでございます。矢巾スマートインターチェンジの整備効果といたしまして、1 番目は、居住者、来訪者への利便性の向上、2 点目は、物流の効率化による地域産業の活性化、3 番目として、岩手医科大学附属病院高度救命救急センターへのアクセス性の効率向上が挙げられてまいりました。平成26年度から事業開始をされ、29年度、来年の春には、本体工事が終了して供用開始となり、関連道路、関連事業は、30年に完了するという計画が示されてございます。

1 点目ですが、平成26年当時の当初の説明では、本体工事は5億円、そのうち矢巾町は3億円の負担、県が2億円の負担であると。関連道路整備については、約8億円という説明がなされましたけれども、今回いよいよ来年度終了するという状況の中で、その本体工事が約5億円、矢巾町分として本体工事が約5億円、それから関連道路が約10億円ということで、実際には、15億4,000万円ほどということで、当初計画からいきますと140%のまず増額ということになりますので、これは大変大きな変化であるということで、その要因についてお伺いをいたします。

2 番目としては、関連道路の拡幅整備事業について、主なところをお願いいたします。

3 番目として、救急車は、1日どのくらい運行すると推計されているか。また、他の車輛の運行は、どのくらいと推計しているのか。

4 番目としては、沿線が、いわゆる土地利用が進んでくると、その可能性があるという説明を受けておりますので、そこら辺の進行状況、計画はどうなっているのかについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 (廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長 (高橋昌造君) 14番、小川文子議員のスマートインターチェンジ整備事業関連についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、平成26年度時点での事業費は、概算での算出であり、その後詳細設計を行った結果、道路線形、用排水路及びボックスカルバートなどの附帯構造物が確定し、再度事業費を算出した結果によるものと、東日本大震災による災害復旧工事が増加したことで、資材や建設機械等の不足、作業の非効率化が生じ、資材の高騰や労務費が増大したほか、

被災地において入札不調や、そして落札にならないということが頻発したことから、平成26年2月から、岩手県、宮城県、福島県の被災3県で施工される全ての土木工事の諸経費に工事の割り増しを行う復興係数が適用されたことなどの要因から、整備事業費の増額が見込まれておるものであります。

2点目についてですが、町が拡幅、整備を行う関連道路は、町道堤川目線、安庭線及び宮田線の約2.8キロメートルを整備する予定としており、平成28年度は、矢巾スマートインターチェンジが接続する堤川目線約0.2キロメートルが整備済みとなっております。今年度は、堤川目線と交差する安庭線、広宮沢煙山線及び宮田線の交差点部を中心に整備することとしており、さらには広宮沢地内の1級河川、芋沢川にかかる田尻橋のかけかえ工事を施工する予定としております。

また、矢巾スマートインターチェンジ整備により、町道舞田線及び向井線が分断されてしまうことから、その迂回道路として、町道側道5号線及び町道側道6号線の整備を現在施工しているところであります。

なお、一般県道不動盛岡線と町道安庭線の交差点部についても、岩手県で拡幅工事を施工する予定になっております。

3点目についてですが、矢巾スマートインターチェンジを利用する救急車両の推計は、行っておりませんが、普通乗用車以上の車両については、1日当たり上り線、下り線を合わせて、約1,900台と推計しております。

4点目についてですが、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及び都市計画法において、スマートインターチェンジを設置した場合における周辺土地利用規制の考え方や取り扱い方に、それぞれ要件はありますが、高速自動車道を介して全国と本町がつながる玄関口となることや、産業・経済を中心に本町に与える効果が大きいと考えられることから、周辺のみならず、土地利用計画は、町全体のことと捉え、スマートインターチェンジを生かす土地利用について、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの町土地利用諸計画に反映してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 本町が整備するのは、主に町道ということになりますが、その町道堤川目線、これがまず主な町道でございます。そして、その附属として宮田線は、流通セン

ターのほうに行く一部、そして交差して医大のほうにいきます、いわゆる安庭線になるわけですが、この中で補助対象となる、国の助成の対象となるのが、まず堤川目線でありますが、安庭線とか宮田線への補助というのがあるのかどうか、まずお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

補助事業につきましては、今年度から新たな事業としてスタートしておりまして、それまでは、いわゆる社会資本総合整備交付金という交付金で、その他の中と一緒の形でまずスタートさせていただいておりました。その後、スマートインターチェンジの本体工事部分は、いわゆる県でいう一つの事業として、少し優遇されていたわけですが、町道整備にかかりましては、通常の整備と同じような交付率、ことしであれば、3割程度なわけですが、そういった交付金でしかなかったということで、その国交省のほうで補助事業、スマートインターチェンジに係る第1次アクセスとっておりますけれども、そういったところについては、補助事業を創設するというので、何度かうちも要望に参りまして、何とか対象にさせていただいたと。その路線が堤川目線でございます。それ以外の宮田線と、それから安庭線につきましては、引き続き通常の交付金ということで、これも対象には、そっちのほうでの交付金の対象になっております。いずれも交付、補助率は、現在のところ55%ということで、その率になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 医大へのまず救急車、それがまず本町としては、一番のやるべきことであろうと思いますが、それとあわせてまず経済効果ということになろうと思います。金額については、大変大きいですが、何とか圧縮するという考えをひとつ持ちながらも、かといって大型トラックが主に通るということを想定しますと、安全対策もしっかりしていかなければならないだろうということもあまして、道路のガードレールあるいは安庭線との交差点は、かなりの交通量があるかと思いますが、あるいは宮田線との角もあるかと思いますが、信号設置、それから歩道あるいはガードレールについての考え方をお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

基本的には、先ほど町長答弁でお話ししましたとおり、まずは交差点部を中心に今年度は改良したいと。それが堤川目線と安庭線の交差点部。それから、同じく堤川目線と広煙線、いわゆるその次の北の十字路です。そして、宮田線の交差点部。いずれもその部分を広くするということとあわせて安庭線と、それから堤川目線のところにつきましては、いずれ信号機のお願いは、現在しているところでございます。ご承知のとおり、公安のほうで最終的に決定という形になりますが、いずれ町としては、そこにも信号機が欲しいということで依頼はしているという状況でございます。

それから、ガードレールにつきましては、当然道路法の中で、やっぱり危険なところについては、ガードレールも当然必要になってまいりますので、そういったところにつきましては、ガードレールの設置も当然やっていくという形になるかと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 車両数でございますが、確かに救急車の搬送ということになりますと、本町だけで計算できるものでは、もちろんないとは思いますが、いずれ県内からの救急搬送は、おりてくるけれども、のぼる、帰っていくときは、高速を通らないで帰っていくだろうから、主におりてくるころだと思っております。それで、あとは、今は、いわゆるヘリコプター、ドクターヘリがあるもので、そこまで遠隔から来るということは、恐らくドクターヘリで来るかと思われまして。あとは、久慈とかは、ドクターヘリの説明では、まず八戸に行くこと。それから、八幡平市でも秋田に近いところは秋田に行くこと。一関は、まず仙台に行くことというような説明も受けておりますので、全体的にどれくらいになるかということになると、あとは、いわゆる県都盛岡は、高速道路を使わないで4号線で来ると思っておりますから、そのことを考えますと、そこまで大きい数ではないだろうという想像はつくかと思っております。

一般車両1,900台という一応推計は出ているようなのですが、これ町民が利用する部分と、それからいわゆる流通センター等のトラック、いわゆる貨物というか、そういう大型のものとの割合というのは、どのくらいと推計しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長答弁の中では、救急車の推計は行っていないということですが、ちょっと現在の内丸にある高次救急センターの部分が、医大のホームページのほうに載っておりますの

で、これ若干紹介させていただきたいと思います。これ平成27年の1月から12月までで、ターナルで3,554人を運んでいらっしゃるということでございます。その内訳を見ますと、半分以上が確かに盛岡市内でございしますが、中には、やっぱり八幡平の方面、それから秋田、青森あたりからも来ていらっしゃるし、宮城のほうからも若干来ていらっしゃるということを考えますと、そういった方々については、恐らく高速を使って、そこを使う可能性はあるだろうということでございます。ただし、その件数につきましては、100件から200件程度ぐらいということで現在の状況はそうなっていますので、それがそのまま使えば、大体そのぐらいは救急車としては使う可能性はあるのではないかと見通しております。

それから、一般車両とトラックにつきましては、これはあくまでも推計値は、個別の部分という部分につきましては、若干は積算しておりますが、大体、一応平成42年を目標とした推計値になっていまして、この中では、大体2,300台が通るだろうと。そのうち、いわゆる機械を設置している部分が全部とは限りませんので、それから係数を掛けて、約1,900台という形にしておりますが、その係数を掛けない台数を見ますと、乗用車で大体1,500台ぐらいです。それから、小型貨物で200台、それから普通貨物で600台ぐらいということで推計しておりますので、そのうちの本当の大きいトラックがどの程度かというのは、推計値はわかりませんが、一応そういう形の中では、推計はさせていただいております。

以上でございます。1,900台より先ほど言った数字は、若干ずれるかもしれませんが、それは、先ほど言いましたETCの設置していないという部分の関係で誤差があるということとは、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 周辺の土地利用でございしますが、トラックターミナルとか、あるいは道の駅構想というものがあるわけございまして、最近ちょっと町長も今熟慮をしている段階であるということで、お伺いするかどうかちょっと迷ったところもありますが、あそこの利点として考えられるのは、トラック等が夜間休む場所が結構必要で、私のところのセブンイレブンには、トラックがあそこで夜を明かすのでございます。そして、朝になったら出ていくというような利用の仕方をしておりまして、経費節減のために、夜車の中で泊まっているのだなという感じがいたします。

それで、もう一つは、本町の特産品がなかなかなくて、道の駅に結びつかないということ

があって、県内、ふるさと納税でも県内のものを利活用しながらという話も出ておりました、本町の誘致企業といいますか、その中に福田パンがございますが、この福田パンが今すごい人気で、矢巾、私、きのう行って見たのですが、列が並んでいて買ってくるくらいで、滝沢のほうでは、道路が余りにも不法駐車をするお客さんで出たために店を閉じたという情報も得ているくらいで、皆さん観光客の方も含めて、この福田パンを買いに走っていると。いつまで続くかというところが難しいところではありますが、町内に工場があるという点では、非常に有利な点ではないかなと考えますし、町内のいろんな食品メーカーとかの協力も得れば、そこそこのいろんなものが集まるし、それらも一つの柱にしながら町内のそれこそ3ちゃん味噌とか、がんづきとかもいろいろあるかと思うので、そこら辺を、新鮮野菜を組み合わせさせていくというような議論をそろそろ始めて、場所の選定に当たっては、確かにいろいろ難しい点もあるでしょうけれども、何か地域のそういうものを発掘していく、あるいは高速道路との直結するという関係からいけば、高速道路の休憩地点としての、休憩地点といえますか、貸しシャワーなりを浴びられる場所があれば、宿泊、車の中で泊まれる状況も出るかもしれないとか、そういうふうなことを地域おこし協力隊の方々に新鮮な気持ちで考えていただくというのも一つの方法かなと思って、やっぱり事業主体が、なかなか道の駅を誰が運営していくのかという、事業主体の問題も出てきますが、せつかくまちづくり会社ができるわけでありますから、まちづくり会社が一つの柱といいますか、出始めのころの柱となって道の駅構想をひとつスタートするきっかけになる可能性もあるし、どんな道の駅が欲しいのかという町民のアンケートも必要ですし、それから若い人たちの発想、まちおこし協力隊の協力、そんなことも含めて沿線のせつかくこれだけの大きな事業ですので、やはり有効活用するような対策として、やっぱり道の駅をひとつ考えれば、それで実現するかは別として、考える時期に来ているのではないかなと思うのです。この点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、道の駅構想は、矢巾スマートインターチェンジの関係では、産技短、産業技術短期大学の学生さんが道の駅構想を示されたというところから始まったわけですが、今庁内で係長たちの事務事業推進会議というのがあるのですが、そこでスマートインターチェンジと、それから徳丹城の国道4号線、これ今2つ係長たちがいろいろ検討、いわゆるワークショップをやって検討しておるところでございます。

それで、1回に2つは、なかなか難しいので、これをどのように年次計画を立て、そして

進めていくかということで、今産業振興課の中に道の駅の担当も決めて、そしてこれからの整備手法を検討してまいりたいということで、今その形で進めてまいりたいなと思っております。

それから、先ほど廣田清実議員の質問の中にも、今いろんな金融機関とか、それから報道関係者、そして大手住宅ハウスメーカーとか、そんなところからの照会もあります。その坪数のかかなり大きい話も今来ておりまして、だから今回土地利用計画、まさに都市計画マスタープランの中で、これを皆さん方にもお示しをして、進めていきたいなということで、先ほど以来から、とにかく企業誘致のこと、道の駅構想、これらを包含しながら今後の土地利用のあり方、計画のあり方について前向きに取り組んでまいりたいなということを考えております。

それからもう一つは、スマートインターチェンジとあわせてこの間、盛岡広域8市町、八幡平市が議会があるというので、田村市長さんは欠席したのですが、それ以外の7市町の首長たちが、いわゆる命の道も含めて、西バイパスの南進、このことについてもいろいろと皆さんから合同要望、達増知事にも当然その際には、ご一緒していただいて、だから今後そういった道路アクセスのインフラ整備も含めて前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。2問目は、介護事業についてでございます。

介護、要支援1、2が介護保険から外されて、町民の中には、今まず不安ということと、新しくなった制度がよくわからないというような声が聞かれますので、それらについてお伺いをしたいと思います。

1番は、介護予防、日常生活支援総合事業の取り組みについて伺います。

2番目、やはば生活支援ネットワーク事業について、現在の取り組み状況と町の対応について。また、介護職の就労支援状況について伺います。

3番目として、新総合事業等、新しい介護予防事業を住民にどのように周知しているのか伺います。

4番目として、国は、来年8月から介護サービスの利用者負担を3割に引き上げることを

決めましたけれども、本町の対象者と、その影響についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 介護事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、介護保険制度の改正により、予防給付のうち訪問介護、通所介護については、地域支援事業の介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業へ移行いたしました。本町における要支援1、2の利用者については、新総合事業の対象者として移行させ、現行のとおり新総合事業において訪問及び通所事業を実施しているところであります。

また、一般介護予防事業については、シルバーリハビリ体操を普及させるため、さまざまな機会を捉え、各種会議等において周知しておりますが、今後は、地域における通いの場体操くらの普及拡大に向けて地域に職員が出向き、説明するなどの対応を講じてまいります。

2点目についてですが、やはば生活支援ネットワーク事業は、町内社会福祉法人等8団体で結成され、本年度から事業を開始しましたが、現在ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯7名が支援対象者として登録されており、日常生活支援事業の買い物支援サービスとして、月1回自宅とやはばショッピングセンターの往復送迎の支援が行われているところであります。

なお、やはば生活支援ネットワーク事業の介護職の就労支援については、これまでのところ実績はないところであります。

3点目についてですが、広報やはば2月号において、新総合事業及び一般介護予防について全世帯に周知し、新総合事業対象者に対しては、直接訪問した上、個別説明をしているところであります。

また、一般介護予防事業については、行政区長会議、コミュニティ会長会議、民生児童委員会議及び老人クラブ会長会議等において周知しているところであります。

4点目についてですが、平成28年度介護保険料算定資料にて推計した利用料3割負担対象者は、約40名であります。

なお、その影響につきましては、自己負担限度額に変更がないことから、介護保険施設入所者などの介護度が比較的重い利用者には、影響がないものと見込んでいるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 要支援の中でも通所と訪問介護は、従来どおり進められるということで、介護の予防がいかに重要であるかということは、テレビ等でも報道されておりまして、早期に発見されれば、介護度が進まないけれども、一定進んでから発見されている場合には、なかなか回復に至るのが大変だというような報道もされていて、病気と同じように介護というの、いかに早期発見が大事なのかなということがまずわかりますけれども、その早期発見の部分が今度介護保険からある意味外されて、それを町で担っていくということに、まずシステム的にはなるわけです。

その早期発見を誰が見つけるかということですが、やはりまず家族の方が早期発見をする必要があるだろうし、それから家族の人だけではなかなか専門的な知識がないと、早期発見が難しいということもありますと、やはり介護の専門職の方が、いわゆる早期発見をしていくということになりますと、やはり介護の専門職とのいわゆる交流の場が必要になってくるわけでありませう。

3月の川村よし子議員の質問の中にも、今後各施設に、いわゆる地域支援のコーディネーターを置いて、通いの場を設定して、気軽にそういう施設に行って交流していただくと。そうすると、まず専門職が見れば、この人はちょっと痴呆が始まったかなというのがわかるのかなとか、あとはそれこそ車の運転免許のあれでもないですけども、3つのことを最初にお話ししていて、何か別のお話をした後に、さっき言った3つは何ですかと聞かれて、ぱつと答えられないと、介護度が大分進んでいるとかと、テレビでやっていて、私も2つしか思い出さなかったというのがありまして、これ意外と、みんな介護にきているのだなという感じはあるのですけれども、そういうことを気楽にできる場というのが必要なのかなと思うのですけれども、各施設あるいは町の、今までやっていたおでんせ広場とか、それから今度は、通いの場体操くらぶというのが復活、新しく新設されるようですけども、その中で早期発見という部分については、どのような対応がなされるのか質問したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護予防に当たって、どのように早期発見し、介護状態とならないように手だてを講ずるか、そのきっかけをどのようにするかというご質問だったかと思っておりますけれども、まず主な介護の症状といたしまして、認知症の問題があるわけございまして、認知症につきましては、昨年度岩手医科大学さんと認知症コホート研究ということで協定を結ばせていただきま

して、脳と体のいきいき健診という事業で、高齢化率の高い主な上位の行政区を選んで、そういった健診をさせていただいたところでございますけれども、思いのほか軽度以上の認知症が認められた方が多かったということで、まさしく早期治療が必要だという状況だったわけでございます、広報やはば5月号のほうでもお知らせをしておるわけでございますが、南昌ケアセンターの中にありますこずかた診療所にて毎週金曜日、午前、午後、そういった認知症の受診の体制をとったところでございます。

あとは、認知症以外の介護予防につきましては、先ほど小川議員さんからも、おでんせ広場とか、やまゆり教室のことかなと思いますけれども、要支援前の高齢者の方々が、例えば最寄りの公民館でそういった介護予防活動ということで、社会福祉協議会に委託しておりますおでんせ広場、あとは社会福祉協議会では、おでんせハウスというものも行って、こちらは、さわやかハウスに通所しながら入浴したり、レクリエーションしたり、リハビリをしたりということになりますし、それ以外であれば、単位老人クラブごとに国民保養センターに送迎をさせていただいて、その場でやまゆり介護予防教室ということで、先ほどお話が出ましたシルバーリハビリに近いような、実際に理学療法士さん、専門職の方に手ほどきを受けて介護予防の体操をしたりとか、そういったさまざまな接点がございますので、今度新たに進めさせていただきます介護予防体操クラブにおきましては、もともとは、茨城県のほうで始めた、要するに介護予防のための筋力トレーニングとかをひっくるめたりハビリなのですが、それを県のほうでも推奨しておりますので、県の指定も受けまして、昨年度は紫波町からスタートしましたが、今年度は、紫波会場、矢巾会場ということで、こちらも5月号でご案内させていただいているところでございますので、なるべくそういう多くの機会をつくりながら町民の方々にもぜひ積極的に参加していただいて、介護予防を推進してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今度生活支援ネットワーク、これは介護と福祉と医療、3つ兼ね備えた組織ということで県内初ということで、新聞報道もされておりますけれども、なかなか町だけでできないところを社会福祉協議会あるいは各福祉団体、社会福祉法人等でまず補っていくといたしますか、そういうことになるかと思えます。現在は、ひとり暮らしの方が7人が対象になって登録されて、そういうふうな買い物サービスを受けているということでござ

いますけれども、これに登録するということが、皆さんに周知ができているのかということと、それからあと冬場の雪かきということも書かれておりましたので、今後その中身としてどのようなものが想定されているのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度後半に8法人の共同実施に関する協定を締結がございまして、それに伴って今の段階では、利用対象が7世帯で、主に買い物サービスが中心ということでございますけれども、その協定の内容といたしましては、日常生活支援あるいは日常生活全般にわたる、例えば買い物以外も、例えば今小川議員さんご指摘の除雪とかのお話もあろうかと思えます。いずれ昨年度の1月の協定ということで、これからそういった需要なり、これからまさしく、今ご指摘ありましたように、周知をさらに広げていながら、そういったニーズにも対応していくことになるのかなというふうに考えてございます。

また、除雪につきましては、従前からシルバー人材センターのほうに委託しまして、ひとり暮らしあるいは老人世帯の方々への除雪のそういった支援も行っておるところでございますので、今後ともいろいろ幅広い分野がございまして、周知を広めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） そこで、そういうところに登録するための方法は、どのようにして、どのように周知をしていくかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

登録方法につきましては、町内8法人あるわけでございますが、事務局が社会福祉協議会という位置づけになってございますので、社会福祉協議会の窓口でも構いませんし、私ども健康長寿課のほうでも一声おかけいただければ、スムーズにそういった登録してサービスのほうに、支援のほうにつなげていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

（「周知」の声あり）

○健康長寿課長（村松 徹君） 周知方法につきましては、従来の広報あるいは町のホームペ

ーじ以外にも、より伝わる方法につきまして、8法人とも協議しながら周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目といたしまして、ここかむ食堂についてお伺いをいたします。

子育て支援の中でも、特にひとり親の悩み解消、情報交換に役立っているということで私も一度参加をさせていただきましたけれども、大変雰囲気もよくて、明るい雰囲気、またお世話する方が、本当に愛情豊かに接していらっしゃって、皆さん本当に楽しそうに時間を過ごしていたと、そういうふうに見受けられて、こんないいことがあるのもっとお知らせして、それなりの支援、町としてもスタッフとか、財政支援をしていったらいいのではないかなと思ったものですから、これについて伺います。

利用状況について、1番です。

2番は、スタッフの確保、それから財政支援はどのようにしているか。

3番目、このPRはどのようにしているかについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ここかむ食堂についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、ここかむ食堂の利用状況については、1月から現在まで5回開催され、子どもさんたちが延べ35名、大人が延べ30名の方々が利用しております。

2点目についてですが、母子寡婦福祉協会の会員の方々が、毎回6名から8名ほど参加して、会の運営や食事をつくっているほか、若手ボランティアも3名程度参加し、子どもたちの学習支援や遊び等のお世話をしております。

ここかむ食堂の参加費は、子どもさんたちは無料、大人は1人300円となっており、そのほか赤い羽根共同募金助成金からの支援と、母子寡婦福祉協会の会員や民間団体及び一般町民等からの食料提供により運営されております。

現在は、母子寡婦福祉協会が自主活動の一環としてつくり上げていきたいという意向を尊重して、財政支援は行っておりませんが、事業の継続の中で必要な支援を対応してまいります。

3点目についてですが、母子寡婦福祉協会が作成いたしましたチラシを活用し、ひとり親等の相談時に相談従事者から紹介しております。また、矢巾町社会福祉協議会の会報やホームページに掲載して周知しておりますが、今後とも参加と受け入れ状況を把握しながらPRをしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町主導ではなく、母子寡婦福祉協会の方が自主的に運営をしているということで、こういう自主的な運営が、本当にこれから必要になってくるのだろうと思われれます。自分がそういう体験をしていらっしゃるならではの対応がまたできているということで、私は本当にこれを高く評価するといいますか、素晴らしいなと思って拝見をしておりました。

一方で、本町にひとり親で子どもさんを育てていらっしゃる方は、200人以上はいらっしゃると思うのです。今参加がまず30人ということで、だんだんにふえていくとは思いますが、恐らくこの状況でいきますと、やっぱり支援体制が必要になってくるだろうと思うし、食事をしながらの一番なごやかな体制ができるし、場所もいいかなと、さわやかハウスもとてもいい雰囲気だと思いますので、せっかくのこういう素晴らしいものをさらに支援していくために、一つは、やはり会員の方の余り大きな負担にならないようにということがまず第一かと思えます。場合によっては、大人1人300円という、それも必要ではあるかとは思いますが、気軽に来ていただくということからいきますと、会費なしでやれる方法も、主体がまず協会の皆さんですので、皆さんの意向がそういうことであれば、それを無理にするものではないですけれども、もうちょっと少しこちら側から支援を申し込んでもいいのではないかなと思うのですけれども、それがまたさらに広がっていくものになっていくのではないかと思いますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに立ち上げの苦勞と、あと継続の苦勞があると思っておりますので、まず本当にありがたい居場所づくりをしていただいているなというふうに思いますので、ひとり親の方々を支える取り組みにまず感謝をしているところです。

それで、代表の方とも少し話をさせていただいたりしましたが、予算はいただいていると。

町ではなく、団体のほうからいただいているということですが、やはり子どもたちを預かっていることであり、1年間継続するための貴重なお金であるということから、主食になるような、お肉とかお魚とかは、大歓迎ですよということもいただいたりしておりますし、あとボランティア、遊びをお手伝いする、あるいは学習を支援するような若者のボランティアも歓迎ということで、代表の方々が高校や短大のほうにも出向いているということをお聞きしております。

運営する方々が中心となっていて集まりがあるということなので、ぜひ顔を出させてほしいということで申し出して、その運営についての現状をバックアップしていくための私どものできるのところも探っていきたいと考えておりますので、そのことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日、あさっては休日休会、12日は休会、13日は予算決算常任委員会を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 3時13分 散会

平成29年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

平成29年6月15日（木）午前10時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願

29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願

第 2 議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第 3 報告第 6号 住宅窓ガラス破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 4 議案第45号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第 5 発議案第5号 町道森線への照明設備設置を求める意見書の提出について

第 6 発議案第6号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長 兼防災安全室長	山本良司君	企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長 兼矢巾町 公民館長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） 先に報告がありました報告第3号について、町長から訂正の申し出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 本議会定例会 6 月会議に提出しておりました報告第3号 平成28年度 矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、訂正箇所があり、まことに申しわけございませんでした。

お手元の正誤表をご覧いただきたいと思います。お手元の正誤表に訂正前と訂正後とあるわけですが、この3款民生費、1項社会福祉費、経済対策に伴う臨時福祉給付金給付事業の財源のうち、未収入特定財源の国庫支出金5,196万1,000円でございますが、これが本来であれば、既収入特定財源に、このうち平成28年度に収入しておりました84万1,000円を計上すべきところを誤って全額を未収入特定財源として計上しておりましたので、この既収入特定財源及び国庫支出金の欄、並びに合計の欄の訂正をお願いするものであります。

このようなことのないように確認の徹底を行うとともに、なお一層細心の注意を払ってまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

29 請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願

（総務常任委員長報告）

29 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の
改善を求める請願

(総務常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第 1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました29請願第 1 号 町道森線の照明設備設置の請願について、審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

(総務常任委員長 小川文子議員 登壇)

○総務常任委員長（小川文子議員） それでは、報告させていただきます。

矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、小川文子。請願審査報告書。本委員会が平成29年矢巾町議会定例会 4 月会議において付託を受けた請願の審査が終了しましたので、会議規則第94条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。

1、付議事件名。29請願第 1 号 町道森線の照明設備設置の請願。請願者代表、矢巾町大字室岡第 2 地割27番地、室岡行政区長、室岡良春。紹介議員、米倉清志。

2、委員会開催月日。平成29年 5 月 25 日、平成29年 6 月 6 日、平成29年 6 月 13 日。

3、出席委員。小川文子、川村農夫、廣田清実、長谷川和男、藤原由巳、廣田光男。

4、審査経過。平成29年 5 月 25 日午前10時より委員出席のもと、29請願第 1 号について、参考人として室岡行政区長の室岡良春氏初め、ほか 6 名の出席を求めて趣旨説明を受けながら現地調査を実施した。

また、6 月 6 日に、総務常任委員会で協議、検討を行ったほか、街路灯については、産業建設常任委員会に調査を依頼した。

6 月 13 日には、産業建設常任委員会との連合審査を開催し、3 回にわたり慎重審議をした。

5、審査結果。29請願第 1 号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。矢巾中学校の移転に伴い、西部不動地区から町道森線を通って通学する中学生が増加しております。矢巾中学校から県道不動盛岡線までは、街路灯が整備されているものの、県道から西側の町道森線には、照明設備が少なく、クラブ活動を終えてから帰宅する矢巾中学校の生徒から、この道路は、日没後には暗やみとなり、通るのがとても怖いとの声が多く寄せられている。このことから、中学生の安全、安心を確保するため、街路灯、防犯灯の区分によらず、通学路として適切な照明設備を設置することを求める。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できることから、採択すべきものとししました。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、29請願第1号は、採択することに決定いたしました。

次に、同じく総務常任委員会に付託しておりました29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願について、審査が終了した旨の報告がありました。これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

（総務常任委員長 小川文子議員 登壇）

○総務常任委員長（小川文子議員） 報告をいたします。

矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、小川文子。請願審査報告書。本委員会が平成29年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。

1、付議事件名。29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願。請願者、盛岡市本町通り二丁目1番36号、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長中野るみ子。紹介議員、川村よし子。

2、委員会開催月日。平成29年6月9日。

3、出席委員。小川文子、川村農夫、廣田清実、長谷川和男、藤原由巳、廣田光男。

4、審査経過。平成29年6月9日午後3時30分より委員全員出席のもと、29請願第2号について、参考人として岩手県医療労働組合連合会の吉田裕美子副執行委員長、五十嵐久美子書記長の2名の出席を求めて趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。29請願第2号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。現在の医療、介護現場は、長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり、介護を必要とする高齢者の増加などで医療、介護従事者の労働環境は悪化し、離職者も後を絶たず、深刻な人手不足になっている。

看護師など夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全、安心の医療、介護を実現することが必要である。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できることから、採択すべきものとした。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、29請願第2号は、採択することに決定いたしました。

日程第2 議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）に

ついて

○議長（廣田光男議員） 日程第2、議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案第44号については、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成29年6月15日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、平成26年6月6日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

以上でございますが、議員諸氏のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして報告いたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第3 報告第6号 住宅窓ガラス破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、報告第6号 住宅窓ガラス破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第6号 住宅窓ガラス破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字室岡第9地割地内において、矢巾町学校給食共同調理場職員が、調理場敷地内の草刈り作業を行っていたところ、飛び石によって、隣接する住宅の窓ガラスを破損した事故であります。

破損状況は、住宅の窓ガラス1枚に傷を及ぼし、ガラス交換を要する全損状態であります。破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、全て本町の過失との保険会社の査定から、相手方の窓ガラス交換代金6万600円を支払うものであります。草刈りなどの施設管理作業の際には、周辺的安全確認を徹底し、再発防止に努める所存であります。

なお、このことに関しましては、今月6日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき専決処分としたので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第6号を終わります。

日程第4 議案第45号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第45号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第45号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする凍結防止剤散布車は、冬期間における路面凍結による事故を未然に防ぐ目的として、融雪剤を町道に散布する車輛であり、現在町では、凍結防止剤散布車を2台所有しておりますが、そのうち平成5年9月登録の車輛1台につきまして、凍結防止剤の塩害による車輛の腐食が著しいことから、更新を行うものであります。

今回更新する凍結防止剤散布車の概要であります。4トン車ベースに凍結防止剤を混入するホッパ容量2.5立方メートルを有する車体とし、冬期間の安全面に配慮した四輪駆動車とするとともに、国土交通省令の規定に基づく附属品を備えたものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条第3号に基づき指名競争入札とし、株式会社東和本社、東亜リース株式会社盛岡営業所、日立建機日本株式会社盛岡営業所の3社を指名し、6月6日付で日立建機日本株式会社盛岡営業所が辞退した結果、6月12日に2社による入札を執行し、東亜リース株式会社盛岡営業所が落札いたし、一金1,680万円に8%の消費税及び法定諸経費を合わせた金額一金1,821万7,510円で契約の締結を行い、納車は、平成30年1月31日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今町長の説明では、平成30年1月31日の納車ということで、ちょっと間違いでなければ、そういうふう聞いたのですが、ちょっと凍結防止剤を散布するには、冬期間もかなり盛んな状態といいますか、凍結状態になっている状態の中で納車となるのは、ちょっと理解できないのですが、もう少し早くできないのかどうか、その辺、なぜ遅くなるのかお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

町長答弁にありましたとおり、30年1月31日ということで予定しておりますが、実は、昨年度につきましても1台納車を12月末ということで納入させていただいております。この際に、指名競争する段階で、ちょっと時期の関係、月数の関係が足りなかったということで1社以外全て辞退をしたということがございまして、今回は、少し納車期日を延ばしたというのがひとつございます。それで、今議員さんおっしゃるとおり、1月31日ということになりますと、ほぼ中盤も終わるという時期になりますので、一応予定は1月31日ということではございますが、できるだけ早めていただくような形の中で進めさせていただきたいということで契約業者さんと今後詰めていきたいということで、できれば今年中とか、そういった形の中で進めさせていければなということで考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

議案第45号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第5号 町道森線への照明設備設置を求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、発議案第5号 町道森線への照明設備設置を求める意見

書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は、表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 発議案第5号 町道森線への照明設備設置を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願について、総務常任委員会及び産業建設常任委員会による連合審査会等において審議した審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、町当局に対して意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、1点目に、街路灯、防犯灯の区別、区分によらず通学路として配慮すること。

2点目として、中学生の安全、安心を確保するため、照明を適切に配置すること。

3点目として、LED化を推進し、経済的かつ合理的となるよう努めることとあります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 森線の場合は、確かに中学生が、ここに中学生ということで明記されていますが、生活道路でもありますので、一般の住民も結構通るかと思いますが、そこには、明記されなかったのは、なぜなのか、ちょっとその理由をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 小川委員長。

○14番（小川文子議員） それでは、慎重審議の中で、請願の中にも、ご婦人の方から、夜になると暗やみということで心配だという、そういうふうな意見もありまして、慎重審議をしたのですけれども、まず第一には、やはり中学校移設に伴う道路の変更状況があらわれたと。今まで住民も、もちろんそこを通行していたわけでありまして、特にも中学校の移転ということが今回の請願の大きな趣旨であるということに鑑みまして、まず第一に、中学生についての項目について、まず触れたということでございます。町当局に求める意見書の中には、地域住民の安全を確保するというところで、最後には明記してございます。全部なので

すけれども、特に中学生に配慮したということでございます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、採決に入ります。

発議案第5号 町道森線への照明設備設置を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第6号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、発議案第6号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は、表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 提案理由の説明をいたします。

発議案第6号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、29請願第2号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願について、総務常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択さ

れたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、1点目に医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働者の労働環境を改善すること。

2点目として、安全、安心の医療、介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。

3点目として、患者・利用者の自己負担を減らすことであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第6号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成29年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員